

令和5年9月6日
世田谷保健所
健康企画課

健康せたがやプラン（第三次）素案について

1 主 旨

世田谷区では、区民の健康の保持・増進を図るため、「世田谷区健康づくり推進条例」に定める区の健康づくり計画として、平成24年度から10年間を計画期間とする「健康せたがやプラン（第二次）」及び令和4年度から2年間延長した追補（以下「現行プラン」という。）を策定し、区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指して様々な取組みを進めてきた。

現行プランが令和5年度に終了することから、この間新たに「健康せたがやプラン（第三次）」（以下「第三次プラン」という。）の策定に向けた検討を進めてきた。

次期世田谷区基本計画等との整合性を図りつつ、これまでの取組みの評価や区民の健康づくりに関する調査、新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の変化を踏まえ、世田谷区健康づくり推進委員会において議論を重ね、このたび、第三次プランの素案を取りまとめたので、報告する。

2 計画期間

令和6年度～令和13年度（8年間）

なお、令和10年度を目途に、計画の取組みについて中間評価のうえ、必要な改定を行うことを予定する。

3 改定のポイント

- ・過去の調査から、区民の健康状況は比較的良好なものと推測され、健康に対する意識も高く、健康づくりに取り組んでいる区民も多くいる一方で、健康に関する意識はあっても実践につながらない人や健康無関心層がいることが明らかになった。関係者・関係団体などと連携し、健康無関心層も巻き込みながら、自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択ができるような仕掛けや工夫を取り入れた施策をリーディングプロジェクトとして位置づけ、健康づくり施策を展開する。
- ・令和4年度に実施した「コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査」の結果等を踏まえ、コロナ禍で明らかになった課題に対して重点的に取り組むとともに、新たに得た知見を活かし、健康づくり施策を推進する。
- ・新たに世田谷区がん対策推進条例に定める「がん対策推進計画（第二次）」を内包するとともに、令和元年10月に策定した「世田谷区自殺対策基本方針」に基づく施策を反映させ、整合を図る。

4 計画の素案

別紙1「健康せたがやプラン（第三次）素案【概要版】」及び別紙2「健康せたがやプラン（第三次）素案」のとおり。

5 今後の策定作業

国の「健康日本21（第三次）」や東京都の「東京都健康推進プラン21（第三次）」※の計画の方向性、世田谷区健康づくり推進委員会及び区民意見等を踏まえ、計画実現の方策や計画数値目標（評価指標）を計画案に反映させる。

※「健康日本21」…健康増進法に基づき、国が定める「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針（令和5年5月31日告示）」。

現在、令和6年度から17年度を計画期間とする基本方針に基づくアクションプランの策定作業が進められている。

※「東京都健康推進プラン21」…健康増進法に基づき、都が定める健康増進についての計画。現在、令和6年度から17年度を計画期間とする第三次計画の策定作業が進められている。

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年 9月 パブリックコメント
シンポジウム

令和6年 2月 福祉保健常任委員会報告（計画案の報告）
3月 健康せたがやプラン（第三次）策定

7 その他

世田谷区健康づくり推進委員会委員については、参考「世田谷区健康づくり推進委員会委員名簿」のとおり。

世田谷区民の健康状況

良好な健康状況

- 全国や東京都より高い平均寿命
- 65歳未満の主な生活習慣病の死亡割合が減少

健康への意識の高さ

- 8割の区民が毎日を健やかで充実していると認識している
- 8割の区民が自分のことを健康だと思っている
- 9割の区民が自分の健康に関心があるが、健康に関心の薄い層も存在する（特に若い世代に多い）
- 7割以上の区民が何らかの運動に取り組んでいる
- 8割以上の区民が栄養バランスを考慮した食事をしている

区民が抱える主な健康課題

- 思春期世代を含め不安やストレスを感じている人の増加
- 主要死因において、「がん」の死亡率が第一位と高い状況が続いている
- 肥満や高血糖などの生活習慣病予備群の増加
- 子育ての不安や負担感の高まり
- 平均寿命の伸びより 65歳健康寿命の伸びは緩やか
- フレイルに関連の深い心不全、骨折、認知症の要介護認定割合の増加
- 若い女性のやせ志向などの誤った健康観
- 安全で安心な飲料水や食品の確保
- 健康危機、新興感染症や災害などの管理体制の整備

コロナ禍で見えたこと

- コロナ禍で人付き合いの頻度が減少した人は、不安や心身の疲れを感じている
- 家庭において、子どもの健康面で困ったことや心配したこととして、「友人との交流の減少」や「ゲームやインターネットの使用時間の増加」が多かった
- 高齢者は他の世代と比べて、コロナ禍で趣味の会やサークル、ジム通い、体操クラブへの参加を控えた人が多い
- かかりつけ医・歯科医・薬局がある人の方が、健康を意識した行動をとっている
- 新型コロナウイルスへの感染を避けるために、健（検）診・受診を控えた人は一定数いた

基本理念

区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる地域社会の実現

三次プランの3つの目標

自助

目標1 「自分なりの健康像の実現」
 区民の誰もが自らの健康を考え、情報を活用し、自分にあった健康像の実現に取り組んでいる

共助

目標2 「つながりの構築」
 人と人とのつながりがある地域社会の中で、区民が健康の保持・増進に取り組み、生き生きと生活している

公助

目標3 「健康・安全の確保」
 安全で安心な環境を守り、すべての区民が健やかでこころ豊かに暮らし続けている

●区民に密着したよりきめ細やかな事業の展開

●各施策の『成果指標』に掲げる目指す目標を区民の望ましい健康像や健康課題の改善目標とし、区民とともにその達成を目指す

生涯を通じた健康づくりの推進（11施策）【第3章（P.45～）】

<p>①こころの健康づくり・総合的な自殺対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患についての偏見や誤解のない地域づくり ・当事者・家族を中心に据えた相談支援の体制強化 ・当事者が望む場所での安心した暮らしを守るための保健・医療・福祉の連携強化 ・総合的な自殺対策の推進 	<p>⑥健康長寿の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉と保健医療の連携強化 ・健康長寿のための健康づくりと介護予防 ・健康長寿に向けた生きがいづくりの支援 コロナ
<p>②がん対策の推進【世田谷区がん対策推進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんに関する教育・啓発の推進 ・がん予防の推進 ・がんの早期発見に向けた取り組みの推進 LPJ ・がん患者や家族等への支援の充実 	<p>⑦食育の推進【世田谷区食育推進計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた食生活の向上 ・生活習慣病予防と重症化予防につながる栄養・食生活の取り組み LPJ ・健康な食環境の向上につながる食育の推進
<p>③望ましい生活習慣づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい生活習慣に係る知識の普及・啓発 ・生活習慣改善に取り組むきっかけづくり ・望ましい生活習慣を継続するための支援 LPJ 	<p>⑧口と歯の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた口と歯の健康づくり ・口と歯から始める健康づくり ・環境に応じた口と歯の健康づくり
<p>④親と子の健康づくり【世田谷区母子保健計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健やかな成長への支援 ・妊娠期からの切れ目のない支援・地域の子育て支援の充実 ・安全で安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備 	<p>⑨女性の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康づくり及び女性特有の疾病に対する支援の充実 ・妊娠・出産・育児等に伴う健康的な生活への支援 ・女性特有の健康課題に対する正しい知識の普及啓発の促進
<p>⑤子ども・若者の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的な健康管理のための基本的な知識とその実践の育み ・からだやこころの変化や不調、性の悩み相談や支援に向けた環境整備 ・子ども・若者世代の健康づくりのための総合的な支援・連携の強化 	<p>⑩アルコール依存・薬物乱用を防ぐ環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール関連問題（生活習慣病含む）に関する普及啓発の充実 ・薬物対策の充実 ・依存症（アルコール、薬物、インターネット・ゲーム、ギャンブル）対策の充実 コロナ
	<p>⑪たばこ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙予防の推進 ・禁煙相談、禁煙支援の推進 LPJ ・受動喫煙の防止

健康に関する安全と安心の確保（4施策）【第3章（P.94～）】

<p>⑫感染症予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防の普及・啓発及び教育支援活動の推進 ・感染症予防及びまん延の防止 コロナ ・予防接種事業の充実及び接種率の向上 	<p>⑭食の安全・安心の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視指導・調査による食品の事故防止の徹底 ・食品の最新の知識の普及・啓発と関係者相互の理解促進 ・食品事業者に対するHACCPに沿った衛生管理の推進・支援
<p>⑬健康的な生活環境の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいが原因のアレルギー性疾患予防の推進 ・健康的で快適な住まいの実現 ・安心して水道水が飲める環境の整備 	<p>⑮健康危機管理の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた新興・再興感染症対策の充実 コロナ ・震災等災害発生時への備えと保健医療体制の整備 ・健康危機への備えと対策の強化及び医療事故防止のための取り組み

地域の健康づくり（総合支所による取り組み）【第4章（P.109～）】

区民や地域団体等の参画と協働による地域の特性を活かした健康づくり
 ○地域包括ケアの地区展開の推進 ○地域の独自取り組みと全区共通テーマ（リーディングプロジェクト・新型コロナウイルス感染症からの学びの視点）

三次プランを推進する基本的な考え方

- 区民の主体的な行動と継続
- 地域での協働・参画と連携
- 科学的根拠に基づく施策の展開
- 健康に係る安全・安心の確保
- 予防と新たな健康の創造

取組みを推進する2つの視点

リーディングプロジェクト

三次プランにおいても、「健康せたがやプラス1」をキーワードに健康づくりプロモーションを進めるとともに、関係者・関係団体などと連携し、健康無関心層も巻き込みながら、自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択ができるような仕掛けや工夫を取り入れ、区民の望ましい健康づくりを推進します。

新型コロナウイルス感染症からの学び

令和4年度に実施した「コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査」の結果等を踏まえ、特に重点的に取り組むべき課題に対応する施策を位置づけ、総合的に取り組みます。

LPJ リーディングプロジェクト
コロナ 新型コロナウイルス感染症からの学び

健康せたがやプラン(第三次)

(令和6年度～13年度)

素案

令和5年8月
世田谷区

目 次

第1章 健康せたがやプラン（第三次）のめざす姿	1
1 健康せたがやプラン（第三次）の背景と目的	1
2 基本理念（めざす姿）	2
(1) 基本理念の考え方	2
(2) 基本理念の内容	3
3 プランの目標	4
(1) 3つの目標	4
(2) 目標の考え方	5
4 プランの全体像に対する評価指標と目標	8
5 プラン推進のための基本的な考え方	9
(1) プランの推進にあたって	9
(2) 基本的な考え方の内容	10
(3) 健康づくり運動 「健康せたがやプラス1」	11
6 プランの位置づけ	13
(1) プランの位置づけ	13
(2) プランの期間	14
第2章 世田谷区健康づくりを取り巻く状況と区民の健康課題	15
1 世田谷区健康づくりの取組状況	15
(1) 健康づくりの取組み	15
2 世田谷区民の健康課題	17
(1) 世田谷区民の健康課題	17
(2) 世田谷区民の健康状況の概要	19
(3) 世田谷区民の健康づくりに関する調査結果	22
(4) コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査結果	25
(5) 健康せたがやプラン（第二次）の最終評価	27
第3章 健康づくり施策	37
1 施策の体系	37
(1) プランの目標を達成するための施策	37
(2) 施策の体系図	38
(3) 健康せたがやプラン（第三次）全体構成イメージ図	39
2 施策の評価指標とめざす目標	41
(1) 施策の評価指標の設定	41
(2) 施策のめざす目標	41
■健康せたがやプラン（第三次）を推進する全体像■	42
3 健康せたがやプラン（第三次）を推進する視点	43
(1) リーディングプロジェクトの推進	43

(2) 新型コロナウイルス感染症からの学び	44
4 生涯を通じた健康づくりの推進	
①こころの健康づくり・総合的な自殺対策の推進	45
②がん対策の推進	51
③望ましい生活習慣づくり	58
④親と子の健康づくり	63
⑤子ども・若者の健康づくり	69
⑥健康長寿の推進	73
⑦食育の推進	77
⑧口と歯の健康づくり	81
⑨女性の健康づくり	84
⑩アルコール依存・薬物乱用を防ぐ環境づくり	88
⑪たばこ対策	91
5 健康に関する安全と安心の確保	
⑫感染症予防対策の推進	94
⑬健康的な生活環境の推進	97
⑭食の安全・安心の推進	100
⑮健康危機管理体制の強化	104
■区民のライフステージ（世代別）に応じた健康づくりの主な施策■	108
第4章 地域の健康づくり	109
1 これまでの取り組み	109
2 地域の健康づくりの課題	109
3 地域行政制度の推進と地域の健康づくりの基本的な考え方	110
(1) 世田谷地域	111
(2) 北 沢地域	114
(3) 玉 川地域	117
(4) 砧 地域	120
(5) 烏 山地域	123
第5章 プランの推進体制と評価	127
1 健康づくり施策等を推進する体制	127
2 プランの推進にあたって	128
3 プランの進捗管理と評価	129
(1) プランの進捗管理と評価の必要性	129
(2) 成果指標と活動指標（評価指標）	129
4 施策の評価指標とめざす目標の一覧	130
(1) 生涯を通じた健康づくりの推進	130
(2) 健康に関する安全と安心の確保	131
資 料 編	132

第1章 健康せたがやプラン（第三次）のめざす姿

1 健康せたがやプラン（第三次）の背景と目的

「健康」とは、単に病気や虚弱ではないというのみならず、身体的、精神的、そして社会的に良好な状態（世界保健機関（WHO）の“健康の定義”より）をいい、誰もが健やかに生き生きと暮らすための最も基本となるものです。

「世田谷区健康づくり推進条例」（以下「条例」という。）の前文では、健康は、疾病や障害の有無にかかわらず、健やかに生き生きと暮らすための基本とするとともに、区民の共通の願いと謳っています。また、その願いを実現するためには、区が健康づくりの施策を構築し展開することに加え、区民一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、生活の質の向上をめざして健康の保持、増進を図ること、区民が健康に関して安全で安心して生活できる地域社会全体の環境づくりを進めること、さらに、地域での様々な健康づくり活動を地域社会全体の取組みとして、社会環境や生活環境の整備につなげていくことが重要であるとしています。

区は、条例の主旨である『健やかでこころ豊かに暮らすことができる地域社会の実現』に向け、平成24年3月に策定した「健康せたがやプラン（第二次）」や平成29年度からの「健康せたがやプラン（第二次）後期」及び追補（以下「第二次プラン」という。）を通じ、様々な健康づくり施策に取り組んできました。

しかし、区民の健康意識は高まっているものの、一人ひとりの生活習慣の改善に結びつかず、望ましい健康状態に至らない実態、増加を続ける医療費の負担、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による活動制限・運動不足の長期化から体力の低下やストレスの蓄積などこころや身体に影響を受けた人が多い現状、巨大地震等の発生における災害時の保健医療連携体制など、健康に係る課題や不安が浮き彫りとなっています。

区では、地域包括ケアシステムにおいて、あらゆる世代の区民を対象とし、病気や障害、支援の必要の有無に関わらず広く捉え、区民や地域の活動団体等と共同し、健康づくりを含め、参加と協働により多様な取組みの展開を図ってきました。この取組みを継続するとともに、第二次プランの最終評価、「世田谷区民の健康づくりに関する調査」等から、区民の健康課題等を把握し、区民の健康の保持・増進や様々な健康課題に的確に対応するため、令和6年度から向こう8か年にわたる区の総合保健計画として、本プランを策定しました。

2 基本理念(めざす姿)

(1) 基本理念の考え方

平成24年3月に策定された第二次プランは、健康づくり推進条例第11条に示した「健康づくりの推進に関する(総合的な)計画として策定することから、条例の目的(第1条)を基本理念として定めました。本プランにおいても、世田谷区における健康づくりに関する基本的な事項を定めた条例に基づく第二次プランの基本理念を継承します。

引き続き、プランの実現にあたっては、区の責務、区民や地域団体、事業者の役割を踏まえ、それぞれがその役割を果たしつつ、必要な協働のもとで施策を推進してまいります。

○ プランの基本理念 ○

**区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに
暮らすことができる地域社会の実現**

(2) 基本理念の内容

- “区民が”とは
性別や国籍の違い、病気や障害などのありなしにかかわらず、全ての区民を指します。

- “生涯にわたり”とは
区民一人ひとりの誕生から生涯を閉じるまでの期間を指します。

- “健やかで”とは
単に病気や虚弱でないというのみならず、身体的、精神的、そして社会的に良好な状態を意味します。

- “こころ豊かに暮らすことができる”とは
身体健康だけでなく、悩みや不安を持ちつつも、生きがいや自分の役割などを認識し、家庭や学校、職場、地域の中など自分らしさを発揮しながら、心身ともに充実した日々を送っていることを意味します。

- “地域社会の実現”とは
区、区民、地域団体事業者などがそれぞれの役割を果たしつつ、協働により健康づくりを推進し、全ての区民の健康の保持・増進と、安全で安心して生活できる地域社会の環境やしくみが整備されることを意味します。

3 プランの目標

(1) 3つの目標

第二次プランでは、これまでの区の健康づくり施策である3つの視点「自助」（個人の自覚と主体的な取組み）、「共助」（個人を人や地域が支える取組み）、「公助」（個人の健康を支える環境づくり）を踏まえ推進してきました。本プランにおいてもこの視点を基本とし、新型コロナウイルス感染症拡大などの社会情勢の変化に合わせ、新たに「ヘルスリテラシーの向上」の視点を加えるとともに、人と人との「つながり」や「安全で安心な環境づくり」をキーワードとして、目標を整理しました。

○ プランの基本理念を実現する3つの目標 ○

目標1 区民の誰もが自らの健康を考え、情報を活用し、
自分にあった健康像の実現に取り組んでいる

目標2 人と人とのつながりがある地域社会の中で、
区民が健康の保持・増進に取り組み、生き生きと生活している

目標3 安全で安心な環境を守り、
すべての区民が健やかでこころ豊かに暮らし続けている

(2) 目標の考え方

目標1 区民の誰もが自らの健康を考え、情報を活用し、 自分にあった健康像の実現に取り組んでいる

【目標1の考え方】

健康づくりの基本は、区民一人ひとりが自分の健康状態を自覚しつつ、生活の質の向上をめざし、主体的に健康の保持・増進に向け取り組むことです。「世田谷区民の健康づくりに関する調査」（令和2年度）からは、区民の健康意識は高いと推察されますが、生活習慣の改善には至っていない実態が見られました。また、インターネットやSNSの普及により、病気や健康、感染症予防などの情報が溢れている現代社会においては、ヘルスリテラシー※の向上を図るとともに、健康づくりに取り組むことが重要です。このことから、第1の目標は、健康を自ら維持する力、実感できる力などの「自助努力」としています。

【目標1のキーワード】

■ “自らの健康を考え” とは

区民自身が、健康診断の結果などから自らの健康を十分に把握し、心身の健康の保持・増進に向け、予防や改善の取組みに積極的に関心を持っていることを意味します。（気づき・認識～意識・動機付け）

■ “情報を活用し” とは

区民自身が、自分に必要な、健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して、その情報を使って、健康に結びつくような、よりよい意思決定を行うことを意味します。

■ “自分にあった健康像の実現” とは

区民一人ひとりが、病気や障害などがあっても自分が考える健康の姿を持ち、その実現に向け自分なりの健康づくりの取組みを行っていることを意味します。（課題解決に向けた区民一人ひとりの計画と実行）

※ ヘルスリテラシーとは…（日本ヘルスリテラシー学会ホームページより）

健康に関する情報を探し出し、理解して、意思決定に活用し、適切な行動に繋げる能力のことをいいます。ヘルスリテラシーが高い人は、適切な健康行動をとりやすく、その結果、疾病にかかりにくく、かかっても重症化しにくいことが知られています。

**目標2 人と人とのつながりがある地域社会の中で、
区民が健康の保持・増進に取り組み、生き生きと生活している**

【目標2の考え方】

健康づくりにおいては、個人のみでは、実現や継続ができないことが数多くあります。地域の中で一緒に行動できる仲間、お互いを知り気遣えるこころのゆとり、万一の際に助け合える関係など、「共助」の考えに基づく主体的で多様な地域活動が活発に展開されることが必要です。「コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査」（令和4年度）からは、地域の人たちとのつながりは弱いと思う方の割合が高い一方で、多くの方が、きっかけ等があれば、地域で何らかの役に立ちたい等、社会の中で充実感を得たいと感じている実態が見られました。

このことから、第2の目標は、良好な地域コミュニティを形成しながら、人と人の結びつきの中で自分らしさを発揮し、生き生きと生活できる関係である「共助」としています。

【目標2のキーワード】

■ **“人と人とのつながりがある地域社会”**とは

笑い合える友達、悩みや困りごとを聞き助け合うことができる知り合いがいる、隣人を思いやり気遣える信頼関係が生まれ、人と人とのつながりや絆で結ばれている地域を意味します。

■ **“健康の保持と増進に取り組み”**とは

目標1で示した、自分なりの健康づくりを組み立て実践できることを意味します。

■ **“生き生きと生活している”**とは

区民一人ひとりが、地域の中で人と人とのつながりや絆で結ばれ、“自分らしさ”を発揮することを通じ、満足感や充実感の中で生き生きと生活していることを意味します。

**目標3 安全で安心な環境を守り、
すべての区民が健やかでこころ豊かに暮らし続けている**

【目標3の考え方】

区民が、自らの住む地域や住まいなどの生活環境の安全を享受し、毎日をこころ穏やかに暮らしていくためには、自らの世代だけでなく、将来にわたり安全で安心な生活環境が保障されていなければなりません。緊急時のリスク管理の必要性や、健康危機管理体制の充実はもちろんのこと、そのめざすところは区民の健康と生命、暮らしの「安全」の確保にあります。こうした生活環境の確保は、個人や地域社会だけで表現することは難しく、行政が主体となり区民や地域社会、関係機関とも連携を図り取り組む必要があることから、第3の目標は、「公助」としました。

【目標3のキーワード】

■ **“安全で安心な環境を守り”**とは

食生活や住環境などの生活環境の安全と安心や新興・再興感染症や災害時などの健康危機管理の備えなどが十分確保され、すべての区民の目に見えない健康への不安や生活への脅威が払拭されるなど、将来にわたり安心して暮らし続けられる地域の環境整備を意味します。

■ **“健やかでこころ豊かに暮らし続けている”**とは

基本理念と同様に、身体のみならず、心の健康だけでなく、悩みや不安を持ちつつも、生きがいや自分の役割などを認識し、家庭や学校、職場、地域の中などで自分らしさを発揮しながら、心身ともに充実した日々を送っていることを意味します。

4 プランの全体像に対する評価指標と目標

本プランの3つの目標（全体像）に対する評価指標として、区民の「主観的健康感」、「健康状態」や「生活満足度」を視点とする指標とめざす目標（表1）を設定しました。

めざす目標の設定年度は、本プランの最終年度である令和13年度末としています。

表1 全体像に対する評価指標と目標

指標分類	指 標	基準値	めざす目標 (令和13年度末)
主観的 健康感	○自分の健康に関心がある人 ※「世田谷区民の健康づくりに関する調査」から	88.6% (令和2年度)	増やす
	○自分のことを健康だと思う人 ※「コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査」から	85.1% (令和4年度)	増やす
健 康 状 態	○平均寿命 ※「市区町村別生命表」から	男性 83.2 歳 女性 88.9 歳 (令和2年)	伸ばす
	○65歳健康寿命（要支援1） 同 （要介護2） ※「東京都保健医療局資料」から	男性 81.83 歳 女性 82.91 歳 男性 82.49 歳 女性 86.08 歳 (令和3年)	伸ばす
	○早世率（65歳未満で死亡する割合） ※「市長村別生命表」より計算 65歳未満の主な生活習慣病の死亡割合 (がん・心疾患・脳血管疾患の死亡割合) ※「世田谷保健所人口動態資料」から	男性 7.9 % 女性 4.6 % (令和2年) 52.4% (令和3年)	減らす
生 活 満足度	○世田谷区に愛着を感じている人 ※「世田谷区民の健康づくりに関する調査」から	80.4% (令和2年度)	増やす
	○毎日を健やかに充実して暮らしている人 ※「世田谷区民の健康づくりに関する調査」から	85.7% (令和2年度)	増やす
	○自分と地域の人たちとのつながりが強い方だと思う人 ※「コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査」から	15.9% (令和4年度)	増やす

5 プラン推進のための基本的な考え方

(1) プランの推進にあたって

第二次プランでは、「区民主体・区民参画」「地域での協働・連帯」「科学的根拠に基づく施策」「行動と継続」「安全・安心」「予防と新たな健康の創造」の視点を重視し、以下に示す5つの考え方を「プランを推進するための基本的な考え方」としました。

本プランの施策の実施にあたっては、これらの考え方を継承し、推進していきます。

○ 第三次プラン推進のための基本的な考え方 ○

- 考え方1 区民の主体的な行動と継続
- 考え方2 地域での協働・参画と連携
- 考え方3 科学的根拠に基づく施策の展開
- 考え方4 健康に係わる安全・安心の確保
- 考え方5 予防と新たな健康の創造

(2) 基本的な考え方の内容

考え方 1 区民の主体的な行動と継続

《説明》 区民自らが、正しい健康情報を得、学び、健康状態を理解し、健康の保持・増進に必要な実践的な行動に主体的に取り組むこと、また、その行動が生涯にわたり継続されることが大切です。

考え方 2 地域での協働・参画と連携

《説明》 地域では、多様で活発な健康づくり活動が行われています。例えば、地域包括ケアの地区展開のように、より効果的に健康づくりを推進するには、行政だけでなく区民、地域団体、事業者などが参画し、施策や事業を立案するとともに、連携と協力のもとで展開することが不可欠です。

考え方 3 科学的根拠に基づく施策の展開

《説明》 保健・衛生施策は、区民の健康状態や地域の実態を調査分析したうえで、適正に評価しながら実施する必要があります。各種健（検）診データなど科学的な根拠に基づき、施策を展開するものです。

考え方 4 健康に係わる安全・安心の確保

《説明》 保健・衛生施策は「安全」を基本に推進してきましたが、食や生活環境への不安など、安全だけでは捉え切れない健康課題が生じています。今後の施策推進においては、「安心」も展開の視点とするものです。

考え方 5 予防と新たな健康の創造

《説明》 保健・衛生施策や健康づくり施策には、「予防」が不可欠ですが、同時に一人ひとりの健康状況や環境に応じたハイリスクアプローチや健康状態の改善の視点も必要です。さらに、男女の別、国籍、疾病や障害の有無などにかかわらず、誰もが健やかに生き生きと暮らし続けていけることなど、新たな健康の創造の視点も不可欠です。

(3) 健康づくり運動「健康せたがやプラス1」

■健康づくり運動の基本的な考え方・取組み

区民の健康に係る各種の統計や「世田谷区民の健康づくりに関する調査」（令和2年度実施）、「コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査」（令和4年度実施）、第二次プランの最終評価から、23区や東京都全体と平均寿命などを比較しても、世田谷区民の健康状況は比較的良好なものと推測され、「健康」に対する意識も高く、健康づくりに取り組んでいる区民も多くいます。しかしその一方で、自分の生活習慣をよいと思う区民は約7割で、どの世代でも約1割は自分の健康に関心があるとは言い切れない層があり、特に、若い世代では健康管理意識が低いことなど、これまで課題視されながらも、解消しきれていない課題が残されています。

第二次プラン（後期）では、区民一人ひとりが何かひとつ健康にいいことを生活の中に加えられるよう、区民、事業者や庁内、関係機関等と連携し、簡単に、楽しく、結果的に健康づくりにつながることを働きかけ、関心や参加を促せるよう、健康づくり運動を展開していくこととし、運動の展開にあたって、わかりやすいキャッチフレーズ（健康せたがやプラス1）と特に働きかけていくテーマを例示しました。

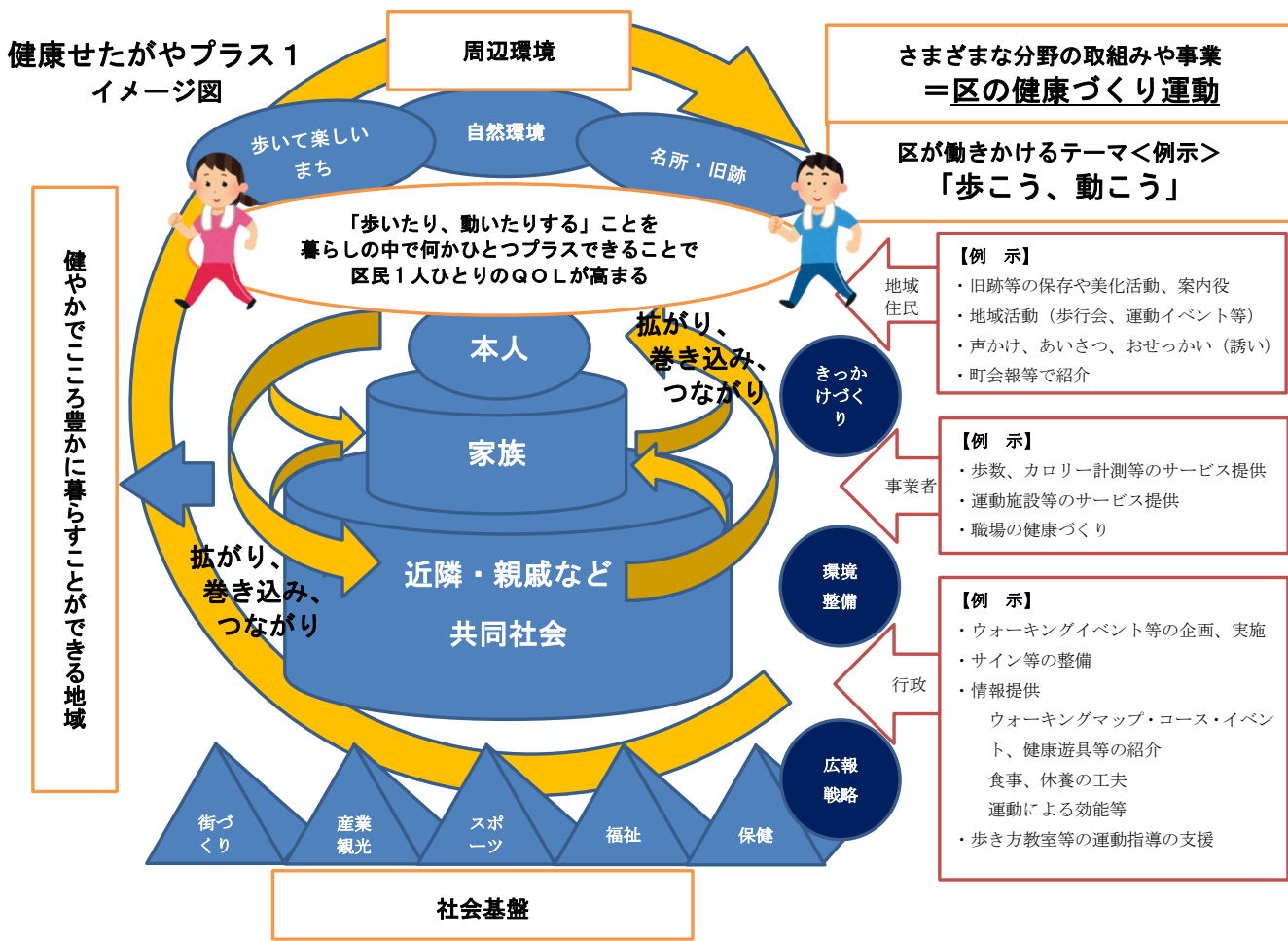
引き続き「健康せたがやプラス1」というキャッチフレーズを用いて、これまで以上に様々な健康づくりの機会を通じて周知し、多様な主体を巻き込み、広げ、つなげるなどして働きかけ、地域包括ケアシステムの推進を健康づくりの側面から進め、区の健康づくり運動を積極的に展開してまいります。

■区が働きかける健康づくり運動のテーマ(本プランでの位置づけ)

健康な生活を送るための3要素は、適度な「運動」、バランスのとれた「栄養・食生活」、心身の疲労回復と充実した人生を目指す「休養」とされています。日々の生活の中で「運動」や「栄養・食生活」に気を配り、行動することは、十分な睡眠や「休養」にもつながります。

本プランでも、特に「歩くこと、動くこと」【運動】と「かしこく、おいしく食べること」【栄養・食生活】に焦点を当てて、引き続き取り組めます。

○健康づくり運動のイメージ



6 プランの位置づけ

(1) プランの位置づけ

本プランは、「世田谷区健康づくり推進条例」に定める区の「健康づくり計画」であるとともに、健康増進法に定める区市町村の「健康増進計画」として位置づけ、食育基本法に定める区市町村の「食育推進計画」、「母子保健計画」及び世田谷区がん対策推進条例による「がん対策推進計画（第二次）」を内包する、区の総合保健計画です。

また、自殺対策基本法の「区の自殺対策計画」として位置づけた「世田谷区自殺対策基本方針（令和元年10月）」に基づく施策を反映させ、整合を図ります。

さらに、世田谷区基本構想・基本計画、世田谷区地域保健医療福祉総合計画を上位計画とし、国の「健康日本21（第三次）」や東京都の「東京都健康推進プラン21（第三次）」の計画の方向性も踏まえ、区の各種分野別計画とも整合・連携を図ります。

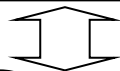
○ プランの位置づけ ○

世田谷区基本構想・基本計画

地域保健医療福祉総合計画

健康せたがやプラン（第三次）

- 世田谷区食育推進計画
- 世田谷区母子保健計画
- 世田谷区がん対策推進計画（第二次）



整合・連携

国及び都の健康増進法関連計画

- 国：健康日本21（第三次）
- 都：東京都健康推進プラン21（第三次）

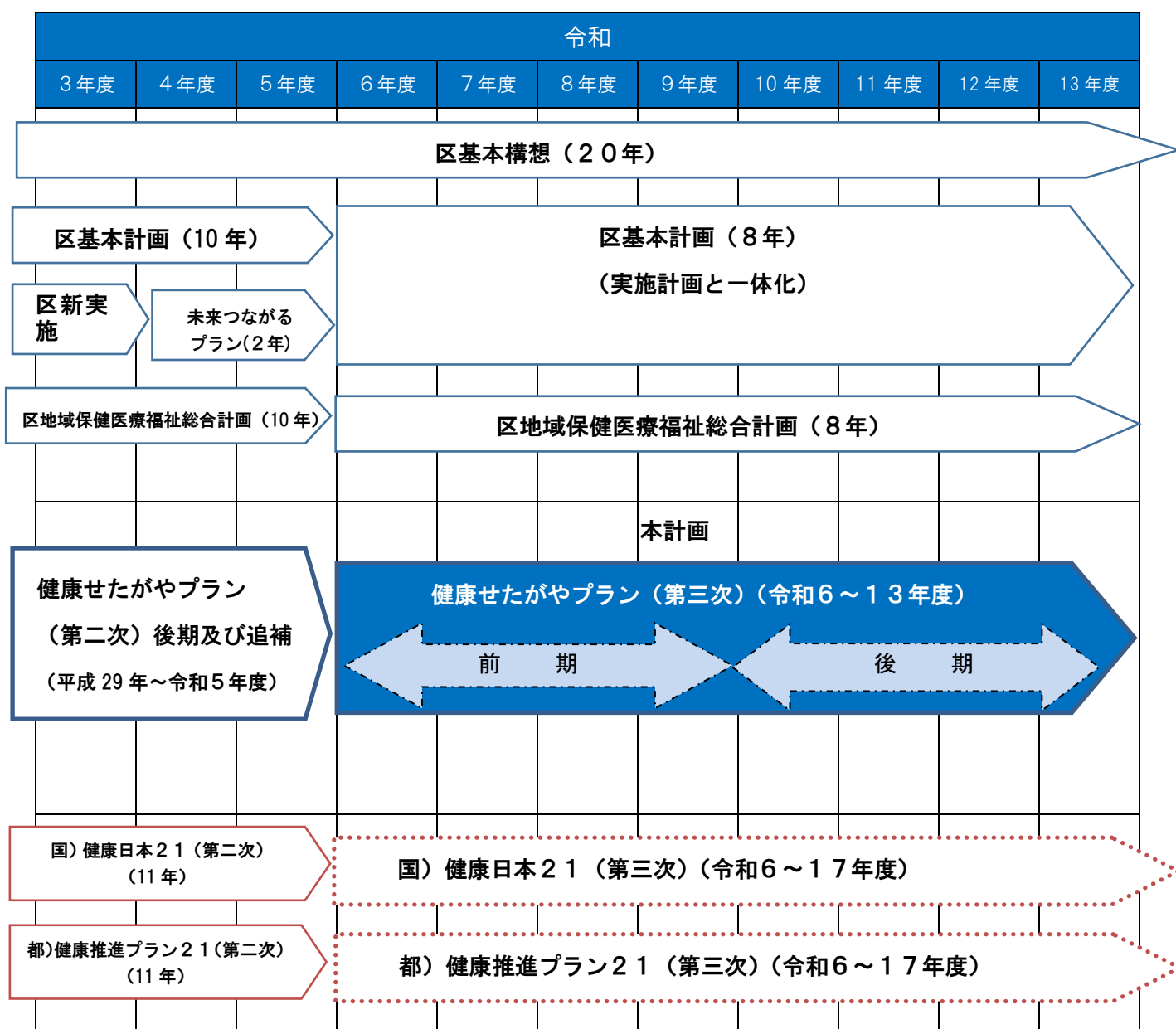
区の方野別計画

- 世田谷区自殺対策基本方針
- 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 世田谷区障害施策推進計画（【仮称】せたがやインクルージョンプラン）
- 世田谷区子ども計画
- 世田谷区スポーツ推進計画
- 世田谷区国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画 など

(2) プランの期間

本プランの計画期間は、令和6～13年度の8年間とし、中間段階（令和9年度）で評価を実施し、令和10年度を目途に、「健康せたがやプラン（第三次）後期」として改定を予定します。

○ プランの期間 ○



第2章 世田谷区の健康づくりを取り巻く状況と区民の健康課題

1 世田谷区の健康づくりの取り組み状況

(1) 健康づくりの取り組み

区は、こころ豊かに暮らせる地域社会の実現をめざして、平成14年に世田谷区初の健康づくり計画として「健康せたがやプラン」を策定しました。平成18年にはヘルスプロモーションの理念を基本として、区民・地域団体・事業者等との協働による健康づくりをより一層推進するために、「世田谷区健康づくり推進条例」を施行しました。

平成24年度には、総合保健計画に体系を再構築した「第二次プラン」をスタートさせ、特に留意すべき主要な健康課題への対応として「生活習慣病対策の推進」「食育の推進」「こころの健康づくり」「がん対策の推進」を重点施策とし、総合的かつ戦略的に取り組んでいるとともに、ライフステージやテーマに応じた施策や生活環境対策や感染症対策等、区民の安全と安心を確保するための施策や地域の特性を活かした区民との協働による施策等にも積極的に取り組んでいます。

具体的には、「生活習慣病対策の推進」では、区民の健（検）診データ等をまとめ、健康課題を明らかにし、重症化予防事業等を実施しているほか、働く世代の生活習慣改善を働きかけるため、全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部等の職域保健と連携して普及・啓発や職場の健康づくりの支援等に取り組んでいます。

「食育の推進」では、食育を推進する関係者相互のネットワークを活かし、健康栄養情報による望ましい食習慣の普及・啓発や食育ガイドブックを活用した食育講座等による食生活改善への支援など、ライフステージに応じた食育の推進に取り組んでいます。

「こころの健康づくり」では、精神疾患に関する偏見や誤解のない地域づくりを図るため「こころの健康を考える区民会議」を設置し、場づくり等を行っているほか、思春期世代の相談場所の設置、医療機関と連携した自殺未遂者支援、グリーフサポート等に取り組んでいます。

「がん対策の推進」では、この間、特定健診や長寿健診との同時受診を実施するなど、受診しやすい環境づくりに取り組んでいるほか、保健センターに「がん相談」を開設し、がん患者やその家族の療養生活の支援に取り組んでいます。また、対策の強化を図るため、平成26年度に「がん対策推進条例」を制定し、27年度には「がん対策推進計画」を策定するなど、積極的に取り組んでいます。

区民の個々の状況やライフステージに応じた施策では、妊娠届出時にアンケートを行い、妊婦の育児課題等に対応するなどの「親と子の健康づくり」、性感染症予防の啓発やこころの相談などを通じた「思春期の健康づくり」、生きがいつくりや介護予防を通じて高齢期の健康づくりを支援する「健康長寿の推進」、女性特有の病気や体調の変化を踏まえた支援を行う「女性の健康づくり」、ライフステージに応じた歯科健診や8020運動を展開する「口と歯の健康づくり」、たばこやアルコール、薬物依存などの予防や改善を支援する「たばこ・アルコール対策・薬物乱用防止対策の推進」といった健康づくり施策に取り組んでいます。

将来にわたる安全で安心な生活環境を確保するための施策では、健康的かつ快適な住まいの実現に向け、シックハウス対策やダニアレルギー予防、飲み水の衛生対策などの「健康的な生活環境の推進」、食の安全対策として食品事業者への衛生監視や指導、区民への食品衛生に関する啓発、食品事業者の自主的衛生管理の支援などの「食の安全・安心の推進」、感染症予防の知識の普及・啓発や予防接種、まん延防止対策などの「感染症予防対策の推進」、新興・再興感染症の発生時や健康危機発生時の管理体制の整備、災害時の保健医療体制の整備などの「健康危機管理の向上」といった施策にも取り組んでいます。

また、総合支所では地域の特性を活かし、区民との協働による多様な健康づくり事業を展開しています。

2 世田谷区民の健康課題

(1) 世田谷区民の健康課題

「世田谷区民の健康状況の概要（24・25 ページ）」「世田谷区民の健康づくりに関する調査結果（26 ページ～28 ページ）」、「コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査結果」（29 ページ～30 ページ）」や「健康せたがやプラン（第二次）の最終評価（26 ページ～36 ページ）」から、区民の健康課題を整理しました。

平均寿命や 65 歳未満の主な生活習慣病の死亡割合の減少などから、23 区や東京都全体と比較すると世田谷区民の健康状況は、比較的良好なものと推測されます。また、「健康」に対する意識も高く、健康づくりに取り組む区民も多くいますが、そうした中であってもなお、以下のような健康課題が散見されます。

世田谷区民の健康課題

- 多くの区民は、「自分は健康だと思い」、毎日を健やかに充実して暮らせていると感じています。そして、7 割以上の区民が何らかの運動に取り組み、8 割以上の区民が栄養バランスを考慮した食事をしています。

しかし、その一方で、意識があっても実践につながらない人や自分の生活習慣がよいと思わない人など、望ましい健康状態に至っていない区民も未だに相当数いることから、生活習慣の改善に向けた行動につながるような支援が重要となっています。

- 区民の平均寿命は延伸していますが、65 歳健康寿命（要介護 2）は、男女ともに令和 2 年から令和 3 年にかけて減少がみられました。また、がんの死亡率が第一位と高い状況が続き、区民の死因の約 6 割を占める生活習慣病では、30 歳代から医療費が増加しはじめる傾向にあります。また、肥満や高血糖などの生活習慣病予備群が増加しています。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による不安や感染拡大の長期化による心身の疲れなどをはじめとし、思春期世代から不安やストレスを感じている人が増加しています。また、こころの健康に不安や悩みを抱えた時に、相談相手がない、相談しない、とした区民が一定程度存在しています。包括的な相談支援による連携強化などを充実

し、こころの健康に関する普及啓発をさらに進めるため、区民にわかりやすく、アクセスしやすい情報発信に取り組んでいく必要があります。

- 女性は、閉経以降の女性ホルモンの分泌量の低下により「骨粗しょう症」や「更年期障害」等、心身に女性特有の変化が起こります。若い世代のやせ志向といった誤った健康観は依然として高いままであり、正しい生活習慣への理解と改善が重要な課題です。
- 出産年齢の高年齢化、母親の就業率の増加などの変化する子育て環境の中、平成28年度から開始した「世田谷版ネウボラ」の取り組みにより、母子保健と子育て支援を合わせた体制を整備することができるようになりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、妊婦やパートナーが相談や支援を受けづらい状況に立たされましたが、特別な配慮や工夫を心がけ、オンライン活用等により、両親学級や妊娠期面接等の支援を提供し続けることができました。区民の子育ての不安感や負担感が高まっていることから、地域の子育てグループや子育て関連企業などとの連携を深めることで、こころにゆとりを持って子育てできる地域づくりを強化していく必要があります。
- 高齢期世代では、フレイルに関連の深い心不全、骨折、認知症の要介護認定割合が増加しています。高齢者の健康の保持・増進、生きがいを持って生活ができるように関係機関が連携を図りながら健康づくりや介護・フレイル予防に取り組む必要があります。また、支援を必要とする高齢者が安心して地域で生活が送れるような取組みを進めていくことも重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、区民の生活にも大きな衝撃を与えました。新興感染症、自然災害、医薬品、食中毒、飲料水等に関して、何らかの原因で、生命や健康を脅かす事態の発生に備え、区民の主体的な正しい知識の習得、意識向上に資する啓発や効果的な情報発信のほか、健康危機や災害時における関係団体等との緊密な連携体制の構築をこれまで以上に深めていく必要があります。

(2) 世田谷区民の健康状況の概要

世田谷区民の健康状況について、統計データなどから主な死因や疾病の状況、平均寿命や健康寿命など、健康づくりに影響を及ぼす主な内容について取りまとめました。

死亡者数と死亡率の推移について

令和3年の死亡数は7,225人で、はじめて7,000人を超えました。

世田谷区の人口10万対の年齢調整死亡率（年齢構成の異なる集団について、年齢構成を気にせず、地域比較や年次比較をすることができる死亡率）は、国や都に比べて低く推移しており、平成27年度は、男性では約50～60人、女性では約30人低くなっています。

主な死因について

令和3年の主な死因別死亡数は、第1位が悪性新生物で1,959人です。前年より死亡数で32人増加（人口10万対の死亡率は208.6で、死亡率は4.3ポイント増）し、依然として全体の約3割を占めています。第2位は心疾患（高血圧疾患を除く）の1,054人（前年より25人増加し、人口10万対の死亡率は112.2で、死亡率は3.2ポイント増）、第3位は老衰の974人（前年より229人増加し、人口10万対の死亡率は103.7で、死亡率は24.7ポイント増）となっており、老衰の人口10万対の死亡率がはじめて100を超えました。

また、悪性新生物や心疾患、脳血管疾患といった、いわゆる三大生活習慣病を原因とする死亡数が全体の約5割を占めています。

主要疾病による死亡の23区比較

(計画案において記載)

がんについて

死因別死亡数の約3割を占めるがんの部位別死亡数の順位をみると、全体では気管・気管支・肺、大腸、胃となっています。また、男性は、気管・気管支・肺、大腸、胃の順、女性は、大腸、気管・気管支・肺、膵臓の順となっています。

特定健康診査について

(計画案において記載)

自殺について

令和4年の人口10万人あたりの自殺死亡率は、全国17.25、東京都17.22、世田谷区14.63となっており、全国や東京都と比べて低い状況です。しかし、区の自殺者数は、134人と前年と同数で高止まりしています。男女別の自殺者数は、男性97人、女性37人と、男性が全体の7割を占めています。年齢別では、50代が31人と最も多く、次いで30代が23人、20代が22人となっています。また、20歳未満が6名と前年より増加しています。

平均寿命について

令和2年の生命表が国や東京都と世田谷区を比較できる平均寿命の最新のデータです。それによると、世田谷区の平均寿命は、男性83.2歳、女性88.9歳で、ともに特別区の中で第1位となっており、全国の男性81.5歳、女性87.6歳や東京都の男性81.8歳、女性87.9歳を上回っています。

全国の自治体の中でも、男性は上位14位、女性は上位6位に位置するなど、世田谷区は平均寿命が長い自治体となっています。

65歳健康寿命について

「65歳健康寿命」（東京保健所長会方式）とは、65歳の人が要介護認定を受けるまでの間を健康と考え、認定を受ける年齢を平均的に表したものです。

「要支援の認定を受けるまでの期間」を健康と考えた場合、男性81.83歳、女性82.91歳となっています。また、「要介護2の認定を受けるまでの期間」を健康と考えた場合、男性83.49歳、女性86.08歳となっています。

進行した歯周炎のある者の割合について (歯周ポケット4mm以上)

令和3年度の成人歯科健診で、進行した歯周炎のある者の割合は、40歳40.3%、50歳43.7%、60歳47.9%、70歳53.3%となっており、年代が上がるほど割合が高くなっています。各年代の割合は、令和2年度で上昇しており、令和3年度にかけては横ばいないしは減少で推移しました。

(3) 世田谷区民の健康づくりに関する調査結果

「健康せたがやプラン（第二次）」の計画期間の最終段階において、評価および本プラン策定に向けた基礎資料とするため、令和2年度に「世田谷区民の健康づくりに関する調査」を実施しました。（詳細は、別冊「世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書（令和3年3月）」を参照）

調査結果に基づき、「区民の健康意識」「区民の生活習慣」、「区民の健康状態」、および「地域別の特徴」の4つの視点で、以下のとおり整理しました。

区民の健康意識

- 自分の健康に約9割の区民が関心を持ち、8割を超える区民が主観的健康観を健康だと思い、毎日を健やかに充実して暮らしていると考えています。しかし、自分の生活習慣をよいと思う区民は全体で69.6%であり、特に、20歳代から40歳代で、生活習慣がよくないと認識している区民が多くなっています。
- 健康診断を定期的に受けている区民が67.8%であること、かかりつけ医やかかりつけ歯科医のある区民が7割前後など、健康管理意識の高い区民は多くなっています。

しかし、健康診断を「受けていない」区民は全体で11.3%あり、男性・女性ともに20歳代から30歳代で1割台半ばから約2割と高く、「受けていない」理由は「面倒だから」が34.9%と最も高くなっています。

- 健康に関する情報の収集源は、区民全体では「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍等」、「インターネット」、「病院や診療所」の順で高くなっています。「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍等」は概ね50歳代以上で高くなっていますが、「インターネット」は、男性・女性ともに20歳代・30歳代で8割前後となっています。

区民の生活習慣

- 朝食の摂取状況は、区民全体で「ほとんど毎日食べる」が7割台半ばとなっていますが、20歳代、40歳代の男性で朝食を食べていない人は増加しています。また、「栄養のバランスや、主食（ごはんなど）とおかずのバランス、食事の量を考えて食べている」「規則正しく食事をするようにしている」を区民の8割以上が実践しています。しかし、20歳代が他の年代に比べ、食生活の実践状況が低い傾向にあり、成人では食塩や野菜の摂取に改善がみられませんでした。

- 身体活動を、全体で74.8%が「している」と回答している中で、女性の20歳代、男性・女性ともに30歳代は「していない」が約3割となっていることや、運動も女性の20歳代から40歳代は約5割が「ほとんどしていない」など、特に改善の必要な年代もあります。
- 睡眠時間は、「7時間～8時間未満」が31.0%で最も高く、次いで、「6時間～7時間未満」が23.3%、「8時間～9時間未満」が16.7%となっています。睡眠の充足度が「ない人」は、男性の40歳代、女性の30歳代、40歳代で3割台半ばとなっています。
- こころの健康については、こころや体の休養をとれていないのは、区民全体で約2割ですが、男性・女性ともに20歳代から50歳代でとれていない割合が高くなっています。また、悩みや不安、ストレスという観点からみると、それらを感じているのは区民全体で6割台半ばですが、ここでも女性の20歳代から30歳代は8割前後と他の年代との差異がみられます。
- 飲酒については、「ほぼ毎日」飲むは区民全体で20.5%ですが、男性の40歳代から70歳代は3割から3割台半ばと高く、これらの年代は飲酒量も多い傾向にあります。
- 喫煙については、「吸ったことはない」が区民全体の57.4%で、「現在、吸っている」は11.2%です。しかし、男性の喫煙率が女性に比べて高く、特に、40歳代から50歳代で2割台半ばとなっています。

区民の健康状態

- BMIは、「標準」が区民全体で67.8%となっています。一方、「肥満」が17.9%、「やせ」が10.7%です。性・年代別にみると、「肥満」は、男性の40歳代から60歳代で約3割となっています。一方、「やせ」は、女性の20歳代で2割を超えています。
- 歯の本数は、概して、加齢に伴って少なくなる傾向にありますが、「8020運動」（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標にした運動）という視点からみると、男性の80歳以上で44.1%、女性の80歳以上で48.9%が目標を達成しています。
- 治療中の病気や症状は、「特にない」が区民全体で38.0%となっています。病気や症状がある中では、「高血圧症」が15.6%、「腰痛・膝痛」が10.5%、「目の病気」が10.4%などとなっています。なお、「高血圧症」は、男性・女性ともに年齢が上がるほ

ど高くなる傾向があり、80歳以上で約4割となっています。

地域別の特徴

地域別では、多くの項目で大きな地域差は見られませんでした。多少の地域差が見られた回答を一部示します。

○ 世田谷地域

自分のふだんの生活習慣をよいと思う人が、砧地域と並び、他の地域よりも比較的高く、運動を継続している期間も比較的高くなっています。

○ 北沢地域

「食の安全が確保されていなければ、健康を守るのはむずかしい」と考える人が約9割と高くなっています。地域に愛着を感じる理由としては「便利な生活環境だから」が約4割と高くなっています。また、意識的に運動する人が約8割、口腔内の状況に満足している人も高くなっています。

○ 玉川地域

主食・主菜・副菜のバランスがとれた食事を「毎日」とっている人が4割台半ばと他の地域に比べ高く、また、休養がとれている人が約8割、睡眠の質がよい人が7割を超えて最も高くなっています。かかりつけ医を持っている人も他の地域に比べて高く7割となっています。

○ 砧地域

生活習慣がよいと思う人が7割を超えており、他の地域に比べて最も高く、朝食を毎日食べる人も約8割と高くなっています。また、区のがん検診制度の認知度が約4割と高くなっています。

○ 烏山地域

「生活スタイルにあわせて三度の食事をとることが大切だ」と考える人が約9割と高くなっています。

健康診断を定期的に受けている人が他の地域に比べ最も高く、唯一7割を超えています。

(4) コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査結果

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に、国内で初めて感染が確認されましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大（発生）とその影響の長期化が、区民の健康づくりの意識や活動にどのような変化を及ぼしているのかなどを把握するため、令和4年度にコロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査を実施しました。（詳細は、別冊「コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査報告書（令和5年3月）」を参照）

調査結果の概要を、以下のとおり整理しました。

区民の健康意識

- 「世田谷区民の健康づくりに関する調査」の結果と同様に、8割を超える区民が主観的健康観を健康だと思っていますが、健康を「意識しており、取り組んでいる」人は54.2%です。

かかりつけ医・歯科医・薬局がある人の方が、健康を意識した行動をとっている傾向がみられました。

コロナ禍での健康管理

- コロナ禍で、感染を避けるために健（検）診や医療機関の受診を控えた経験では、「健診など（健康診断、健康診査及び人間ドック）」、「医療機関（歯科医院を除く）の受診」、「歯科健診」、「歯科医院の受診」を控えたことがある人は、それぞれ2割前後となっています。

コロナ禍での不安や困りごと

- 新型コロナウイルス感染拡大前と比べた精神的不安が増えた人は56.3%です。また、新型コロナウイルス感染拡大の長期化による心身の疲れを感じている人は67.0%です。

精神不安も長期化による心身の疲れも、コロナ禍で人づきあいの頻度が減少した人の方がそうでない人よりも高い傾向がみられました。

- コロナ禍で困ったことは、「友人・知人との交流」が66.2%で最も高く、次いで「運動不足・体力の低下」が39.2%、「通院・買い物などの外出」が37.2%となっています。

また、18歳未満の子どもがいる方にたずねた、子どもの健康面で困ったことや心配したことは、「友達との交流の減少」が52.8%で最も高く、次いで「ゲームやインターネットの使用時間の増加」が45.0%、「運動不足・体力の低下」が43.1%となっています。

コロナ禍での生活の変化

※調査では、コロナ禍における生活を＜感染拡大前と感染拡大直後＞と＜感染拡大直後と現在＞の2つの時点でたずねました。ここでは、2つの時点の変化を組み合わせることで得た結果に言及しています。

- 食生活では、区民の2割台半ばから約3割が「家庭で調理したものを食べる頻度」や「中食（デリバリーや弁当・惣菜）の利用」で増加傾向となっています。一方、区民の5割前後が「家族や友人との食事（お茶やお菓子のみを除く）」と「外食の利用」で減少傾向となっています。
- 身体活動や運動では、区民の2割から3割が「体を動かすこと（普通の歩行や犬の散歩、掃除、自転車に乗るなど）」、「息が少しはずむ程度」の30分以上の運動（1日の合計）で減少傾向となっています。
- 睡眠時間・質、飲酒量・喫煙量では、5割以上が「無変化」でした。ただし、区民の2割台半ばが「熟睡できたと感じる日」で減少傾向となっています。
- 交流やおうち時間では、3割台半ばから4割台半ばが「在宅時間」や「ゲームやインターネット使用時間」で増加傾向となっています。一方、5割台半ばが「人づきあいの頻度」で減少傾向となっています。
また、「趣味の会やサークル活動への参加」、「ジム通いや体操クラブへの参加」は、高齢者で他の世代に比べて参加を控えた人が多くなっています。

地域や人とのつながり

- 「UCLA孤独感尺度」に基づく結果では、「時々ある（7～9点）」が43.5%で最も高く、次いで「ほとんどない（4～6点）」が35.6%となっており、「常にある（10～12点）」が8.8%みられます。

デジタル技術の利活用

- 行政サービスのデジタル化で健康分野に望むことは、「区の手続きをオンラインですることができる」が51.9%で最も高くなっています。

これからの健康づくりの取組み

- 区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて重要だと思ふ取組みは、「生活習慣病対策の推進」が41.7%で最も高く、次いで「こころの健康づくり」が41.0%となっています。

(5) 健康せたがやプラン(第二次)の最終評価

令和4年度に実施した「健康せたがや プラン (第二次) 最終評価」は、健康づくりに関する意識調査などを基に、「健康せたがやプラン (第二次)」の健康づくり施策や事業の実績、指標の達成状況などを整理しつつ、取組みの評価と今後の課題を抽出したものです。

最終評価としては、2年間延長した期間を含め、12年間の評価を要しますが、「健康せたがやプラン (第二次)」は、計画期間の中間地点で評価を行い、平成29年度から後期プランに改定していることや本プランの策定作業を令和5年度から着手することから、評価期間を次のように設定して評価しました。

プラン全体像 (プランの基本理念を実現する3つの目標)	平成24年度～ 令和4年度
健康づくり運動 (健康せたがやプラス1)	平成29年度～ 令和4年度
健康づくり施策 (14 施策)	平成29年度～ 令和4年度
地域の健康づくり (5 地域)	平成29年度～ 令和4年度

「プランの全体像の評価」、「健康づくり施策 (14 施策) の評価」、「地域の健康づくり (5 地域) の評価」の結果は次のとおりです。

プランの全体像の評価

目標 1

区民の誰もが自らの健康に関心を持ち、自分にあった健康像の実現に取り組んでいる

- ▶ 自分の健康に約9割の区民が関心を持ち、8割を超える区民が主観的健康観を健康だと思い、毎日を健やかに充実して暮らしていると考えている一方で、自分の生活習慣をよいと思う区民は約7割となっており、望ましい健康状態に至らない人もまだ存在しています。また、そもそも健康に関心がない層も相当数いると考えられます。
- ▶ 健康に関心がある人は、健診等により自分の健康状態の把握に努め、予防や改善の意識もあり、自らの健康像の保持・増進に取り組んでいる傾向が見られるため、健康無関心層の行動変容を促すことが、区民の健康状態の底上げにつながると考えられます。

- ▶ 一方で、健康無関心層の関心を健康に向けることは難しく、保健行政からの普及・啓発には限界もあります。また、社会保障制度を維持するためには、受診につながった区民を重症化させない取り組みも重要となります。
- ▶ 生活習慣病は、若い頃からの生活習慣の蓄積により発症することから、若い頃から健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組むことが重要です。若い世代や働き盛り世代に対して正しい健康情報を発信し、ヘルスリテラシーの向上を図るため、職域等関係機関との連携強化による環境づくりが必要です。
- ▶ 健康寿命を延ばすためには生活習慣病の予防が欠かせませんが、コロナ禍で生じた外出機会減少に伴う運動不足、食生活の乱れや食事の偏り、メンタルヘルスの不調など様々な影響が懸念されていることから、注視が必要です。

目標 2

人と人の絆が育む地域社会の中で、

区民が健康の保持・増進に取り組み生き生きと生活している

- ▶ 身近な地域の活動への参加意向は低く、地域における人と人とのつながりも弱いと感じている区民が多い一方で、きっかけがあれば地域とつながりを持ちたいと思う区民は多いという傾向がみられました。
- ▶ 運動や食事などの生活習慣に気をつけるだけでなく、社会とのつながりが長寿に影響することから（データでみるせたがやの健康 2019）、社会参加に関する周知・啓発や、通いの場への参加のきっかけづくりに取り組んできました。
- ▶ 東京都福祉保健局「令和2年度都民の健康や地域とのつながりに関する意識・活動状況調査報告書（令和3年8月）」では、「地域とのつながりが豊かな人ほど、健康状態が良い」ことが示されています。自分の健康に関心を持つ区民が多いことから、社会参加によるつながりと健康の関係性や意味合いについて周知していくことで、地域コミュニティの醸成に寄与すると考えられます。
- ▶ コロナ禍での自粛生活により運動量や人との関わりが減少し、高齢者においてはフレイルの増加などの健康二次被害が懸念されています。新型コロナウイルス感染防止に配慮しつつ、より一層、交流や地域参加の促進に向けた取り組みが必要です。

目標3

将来にわたり安全で安心な生活環境の中で、すべての区民が健やかでこころ豊かに暮らし続けている

- ▶ 区民が自ら健康づくりに取り組む上で、地域における安全・安心の基盤整備は行政の基本的な役割です。区は、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、様々な状況下においても区民の健康を保持・増進できる環境づくりの推進や、健康に関する安全・安心の確保に向けて取り組む必要があります。
- ▶ 近年頻発・激甚化する自然災害に備え、関係機関等との連携・協力体制の強化や物品の備蓄、マニュアル等の整備に取組みが必要です。

健康づくり運動（健康せたがやプラス1）の評価

- ▶ 「健康せたがやプラス1」というわかりやすいキャッチフレーズを用いて、より多くの区民が、生活の質の向上のために何かひとつ健康に良いことを生活に加えるよう一定程度働きかけることはできましたが、「健康せたがやプラス1」の認知度を高めるまでには及びませんでした。しかしながら、これまで連携のなかった区民団体や民間活力の活用を通し、区単独では届けられなかった層に情報発信できたことから、多様な主体を巻き込み活動を広げるには有効な手法でした。

健康づくり施策（14施策）の評価

《主要な健康課題への対応（重点施策）の評価》

○ 生活習慣病対策の推進

区民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、庁内や関係機関等との連携に加え、官民連携による取組みを活用して「健康せたがやプラス1」の取組みやウォーキングマップなどの啓発資材の配付、オンラインを活用した情報発信を行うことで、区が従前はターゲットにしづらかった若い世代や働き盛り世代を含め、幅広く区民への普及啓発に取り組みました。また、協会けんぽをはじめ職域関係機関等との連絡会（世田谷区地域・職域連携推進連絡会）を通じ、働き盛り世代の健診や医療費、死因等のデータ共有やリーフレットの作成・配布協力により、生活習慣病予防等に関する情報を定期的に発信することができました。さらに、健康経営の考え方についても職域保健

と連携した活動を行い、働き盛り世代への普及啓発に取り組むことができました。区民の健康データから特定保健指導には至らなくても予防が必要な層に、健康講座や電話等による個別相談事業の仕組みを整備しましたが、対象を拡張することで問題意識のある人へのきっかけづくりの事業へと方向転換を図りました。

今後も、健康に関心はあるが生活習慣改善への行動に結びついていない人に対して、庁内や職域関係機関、民間企業と連携し、それぞれが持つ資源やネットワークを活用して働きかけを強化していく必要があります。また、コロナ禍で生じた外出機会減少に伴う運動不足、食生活の乱れや食事の偏り、メンタルヘルスの不調などの課題についても関係機関等で共有を図り、課題解決に向けて取り組む必要があります。

○ 食育の推進

若い世代への情報提供や体験を通じた取組み、新たな対象である大学生を対象とした新事業を行うことができました。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多様な手法を活用し情報発信に取り組みました。

健康づくり運動である「適塩」等の普及啓発は給食施設や商店街等との協働で実施することができましたが、行動変容につながるまでの働きかけには至っていません。

今後も新しい生活様式を踏まえ、行動変容につながる正しく活用しやすい情報提供を継続していくことが必要です。

○ こころの健康づくり

区民の自らのストレス対処やこころの不調時の早期相談・治療に資するため、情報提供や様々な講座の開催、ゲートキーパー講座など身近な人や関係機関、区の職員に向けた人材育成を進めてきました。この間、身近な地区における「福祉の相談窓口」の開始、地域障害者相談支援センター「ぽーと」の拡充、ひきこもり相談窓口「リンク」の新設、区立保健センターにこころの健康支援機能の整備、多職種チームによる訪問支援事業の新設、「世田谷区自殺対策基本方針」の策定など、こころの健康に関する施策が進展しています。

こころの健康や精神疾患、精神障害に関する相談の窓口の増加により、区民の利便性が向上しましたが、今後は、より一層各窓口の職員が連携し、適宜適切な支援ができるよう、職員の人材育成を継続していくことが必要です。

こころの健康に関する普及啓発をさらに進めるため、ICTの活用については東京都や民間事業者との協働や役割分担による効果的な事業実施を行い、区民にわかりやすく、アクセスしやすい、情報発信に取り組んでいくことが必要です。

○ がん対策の推進

カード型啓発物の作成や、X（エックス：旧ツイッター）を活用した周知・啓発等により、がん予防を推進することができましたが、飲酒とがんとのか関係については認知度が低いため、国立がん研究センターの知見を活用したがん予防法の周知の強化等により一層がん予防を推進する必要があります。

国の指針に沿った胃内視鏡検査の導入や、乳がん・子宮がん検診の受診年齢要件変更により受診率の向上を図ることはできましたが、乳がん検診以外は目標受診率を達成できず、区のがん検診について、内容まで把握している区民は多くないため、受診勧奨を強化し受診率の向上を図る必要があります。

「対策型がん検診精度管理に関する専門部会」の設置により精度管理に取り組むことができましたが、「技術・体制的指標」、「プロセス指標」を向上させることで、より精度管理を向上させる必要があります。

がん講演会や、区立小・中学校におけるがん講話等により、がんに関する正しい知識の普及を図るとともに、「若年がん患者在宅療養支援事業」の創設や、がん情報コーナー・一次相談の開始等により、がん患者や家族の支援を充実させることができましたが、がんポータルサイトやがん情報コーナーのより効果的な活用や、アピアランスケアを含めた新たな支援策の取組みにより、がん患者や家族の支援をより一層充実させていく必要があります。

《一人ひとりの健康づくりの支援の評価》

○ 親と子の健康づくり

安心安全を確保し行政として母子保健を維持することができました。

合わせて、平成28年度から開始した「世田谷版ネウボラ」の取組みにより、母子保健と子育て支援を両輪のように支援を展開できるようになりました。今後ともいかなる状況においても創意工夫し、地域の子育て支援を充実させることが必要です。

○ 思春期の健康づくり

若者の「誰にも相談しない」理由は、「相談しても何も変わらないと思うから」、「恥ずかしくてできないから」、「遠慮してできないから」が多く、悩みやストレスを持つことに対する偏見や誤解について、啓発を進めていく必要があります。また、相談する相手は同じ若者世代が多くを占めるため、若者自身へのゲートキーパーやこころのサポーターへの人材育成が必要です。

思春期世代に対するICTを活用した情報提供の整備を進めることができました

が、その情報や情報環境の評価を行い、拡充していく必要があります。

また、思春期世代の子どもたちに対する相談希求の醸成や、関係職員が支援の強化について、引き続き関係所管と連携してすすめる必要があります。

○ 健康長寿の推進

区民の平均寿命と65歳健康寿命は延びていますが、平均寿命の延びに対して65歳健康寿命の延びは鈍い状況にあります。毎日を健やかに充実して暮らしていると感じる高齢者は8割以上と多いですが、一方で、地域とのつながりが弱いと感じている高齢者も多く、コロナ禍での自粛生活により運動量や人との関わりが減少し、フレイルの増加などの健康二次被害が懸念されています。新型コロナウイルス感染防止に配慮しつつ、より一層、交流や地域参加の促進に向けた取組みが必要です。

○ 女性の健康づくり

ライフステージに応じた女性特有の病気や体調の変化に関する啓発について、区の事業だけでなく、新たに官民連携による取組みを活用することで、より広い世代に向けた効果的な啓発を実施することができました。

乳がん検診・子宮がん検診の受診率は、ともに向上し、乳がん検診は、目標値を達成することができたため、取組みについて一定程度成果がみられたと考えられます。

女性の「やせ」については、20歳以上では改善がみられましたが、20歳代は増加したため、今後は、特に若年層に向けた情報発信等の工夫が必要になるとともに、「女性の健康づくり」は様々な取組みが連動するため、関係所管課の連携強化が必要となります。

○ 口と歯の健康づくり

乳幼児歯科健診や成人期の各種歯科健診等、区のこれまでの施策により、各世代の口や歯の健康に関する知識や関心は向上しています。むし歯のない幼児の割合やかかりつけ歯科医で定期健診や予防処置を受けている区民の割合といった指標は、いずれも良好な評価となっています。

むし歯のない3歳児、5歳児の割合は、中間評価より改善しましたが、成人期～高齢期における進行した歯周炎のり患率は、中間評価以降改善傾向がみられていたものの、令和2年度に一時的に悪化しました。

今後も、それぞれの世代に適した方法で、継続した健診の受診勧奨や口と歯の健康に係る普及啓発に取り組む必要があります。

○ たばこ・アルコール対策・薬物乱用防止対策の推進

区の成人の喫煙率は、計画の中間評価時点より大幅に改善しており、全国平均より低い状況にあります。また、妊産婦における喫煙率についても目標には達していませんが、改善の傾向が見られました。

今後も、禁煙に取り組みたい人への支援、未成年者や妊産婦などターゲットを絞った普及啓発に取り組み、喫煙率のさらなる低下を目指していきます。

改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例に基づき、「望まない受動喫煙」の防止に向けた正しい知識と理解の促進を図るため、引き続き、庁内関係所管との連携や民間委託を活用し、事業者等に対して法令の周知啓発に取り組むとともに、法令違反が疑われる施設については、適切な対策を講じるよう働きかけていきます。

新たな生活様式の中で、依存症に関する課題が高まる中、アルコール依存症、ギャンブルやスマホ・ゲーム依存なども含む依存症全般に対して、区民や関係者に対する普及啓発、相談の充実等を実施できました。今後も新たな課題に対応できるよう、区民への普及啓発とそれに対応できる人材育成や支援体制を整えていく必要があります。

《健康に関する安全と安心の確保の評価》

○ 健康的な生活環境の推進

健康的かつ快適な住まいの実現のために、ダニアレルゲン検査、小規模給水施設の調査、チラシの配布、区報や区ホームページ・X（エックス：旧ツイッター）による情報発信、講習会、区民からの相談受付、パネル展示等の様々な機会を捉えて普及啓発を行うことができました。

住まいのカビや結露の発生を気にしている人が多いことから、今後も室内換気などの住環境づくりについて、普及啓発を継続していく必要があります。

○ 食の安全・安心の推進

区民が、食の安全に関する正しい知識や情報を得ることができるよう、講習会やイベントを開催していましたが、X（エックス：旧ツイッター）やオンライン配信などの新しい手法を活用し、受け手の対象を拡大して情報発信を行うことができました。

また、食品事業者等が安全で信頼できる食品を提供するため、義務化された「HACCPに沿った衛生管理」の制度の周知と導入支援に取り組むことができました。

今後も生食肉対策を含めた食中毒対策の取組みを強化していく必要があります。

○ 感染症予防対策の推進

区民が、感染症に対する予防策を実践できるよう、ホームページ等の活用により、感染症の情報発信について継続した取組みができました。

新型コロナウイルス感染症については、国全体で取り組む状況となっていますが、業務の委託化や区全体での応援体制等により、感染拡大期の対応をしてきました。区民への情報発信を含め、引き続き感染拡大防止に向けた取組みを継続します。

○ 健康危機管理の向上

新型コロナウイルス感染症の世界的流行とその対応は、区民が健康危機に対する意識を持つとともに、健康危機発生時の適切な行動について考える契機となりました。区は、新型コロナウイルス感染症対応における全庁での応援体制や民間活力の活用、関係機関との連携など健康危機発生時起こりうる様々な対応を実施してきました。

これまでの取組みに加え、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた更なる健康危機管理体制の充実が求められます。

地域の健康づくりの評価

○ 世田谷地域

令和2年度以降、コロナ禍で講演会の中止など取組みへの影響がありましたが、令和3年度に世田谷地域健康プラン行動計画を改訂し、動画配信やオンラインによる講演会を実施するなど、「新しい生活様式」を踏まえた健康づくりの方向性を補足する取組みを積極的に取り入れました。

○ 北沢地域

「きたざわ健康まねきの会」を中心に「歩こう、動こう」「かしこく、おいしく食べよう」をテーマにイベント等に出向き、情報発信、区民協働に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限され、勢いが収束してしまった感があります。

新しい生活様式に合わせた活動方法・PRの実施手法等をメンバーと検討していく必要があります。

○ 玉川地域

「玉川地域健康づくり行動計画推進連絡会（健康いちばん会）」を中心にウォーキングや体操教室、講演会等を実施し区民との協働に取り組んできましたが、会の年齢層が高齢化し連絡会へ集まる人数が徐々に少なくなる中で、さらに新型コロナウイルス

感染症の影響により活動が制限され、勢いが収束してしまった感があります。

新しい生活様式に合わせた活動方法・PRの実施手法等の検討を再考しつつ、区民との協働体制の再構築を検討していく必要があります。

○ 砧地域

「歩く」「適塩」を重点的テーマとして打ち出し、一貫性のある区民自身の健康づくりを促す情報を発信することができました。

「砧地域健康づくり推進連絡会」による区民との協働の体制のもと、区民が取り組みやすい内容である「歩く」を重点テーマに、こころ豊かに暮らすことができる健康的な地域社会の実現のために「情報発信」と「区民との協働」に取り組みました。

中間評価では、健康意識に関心が向かない層（健康無関心層）へのアプローチの検討の必要性が上げられていましたが、計画期間内の実施内容では、健康無関心層への働きかけには至りませんでした。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新しい生活様式が定着しつつあると想定されます。生活実態に合わせた健康づくりの情報内容の検討や、その発信方法等、今後実情に合わせた働きかけを検討していく必要があります。

第二次プラン（後期）で打ち出された「健康せたがやプラス1」の啓発については、区民へ渡すチラシへの掲載や講話等での紹介等、積極的に啓発に取り組んできました。その反面、認知度が高まった実感は薄く、手法の検討が必要であると考えます。

○ 烏山地域

子育て世代を対象として区民サポーターや地域関係機関等と協働した取り組みができました。健康づくり行動計画の3本柱のすべてに計画的に取り組むことができました。

コロナ禍では中止せざるをえない場合もありましたが、実施内容の変更や発信方法をZoomやYouTubeでの動画配信等に変更し健康づくりの取り組みを継続できました。

イベント等ではコロナ禍だからこそ、子育て世代が安心して参加できる場が必要だと感じました。今後も子育て世代を対象とした取組みを継続していくことが必要です。

評価のまとめ（次期プランに向けてめざす方向性の抽出）

- 65歳健康寿命の延伸に向け、ポピュレーションアプローチと合わせて、健康に関心はあるが取り組みに結び付いていない人や健康に関心がない人など、ターゲットに応じた効果的な働きかけを一層工夫していきます。
- 生活習慣病は若い世代からの予防が重要であることから、職域等関係機関や民間企業等との連携を強化し、区が直接情報を届けにくい若い世代や働き盛り世代への情報発信の機会を拡充していきます。
- 健康増進事業に加え、保険医療制度や介護保険制度など各分野と連携した健康づくりの取り組みを推進していきます。
- コロナ禍を経た区民の健康状態や健康意識の変化を踏まえた健康づくりに取り組んでいきます。
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、区民の生命と健康を守り、区民が安全・安心して暮らし続けられるよう、健康危機管理等の基盤整備に引き続き取り組んでいきます。
- 健康づくりを通じて人と人とのつながりを醸成していくことで、健やかでこころ豊かに暮らすことができる地域社会を目指します。

第3章 健康づくり施策

1 施策の体系

(1) プランの目標を達成するための施策

本プランでは、目標の達成をめざし、区民の健康課題等を解決するための施策を体系的に整理し、取り組めます。

「生涯を通じた健康づくりの推進」(11 施策)、「健康に関する安全と安心の確保」(4 施策) および「地域の健康づくり」を施策の柱として体系に位置づけ、施策を推進する5つの考え方にに基づき、区民の健康づくり施策に取り組んでいきます。

第二次プランから取り組んできた健康づくり運動のテーマである「健康せたがやプラス1」を引き続きキーワードに、健康づくりプロモーションを進めるとともに、健康無関心層を巻き込む工夫や仕組みを取り入れた取組みをリーディングプロジェクトとして位置づけ、関係者・関係団体などと連携し、より戦略的かつ総合的に施策を推進していきます。

また、社会全体にとって大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになった健康課題やコロナ禍で得た新たな知見を施策に活かし、重点的に取り組んでいきます。

具体的な進め方については、これまで築き上げた区民参画や地域での協働の土台を引き継ぎ、区民一人ひとりの健康の保持・増進に向けた様々な健康づくりへの支援や、地域の特性を活かした健康づくりを地域包括ケアシステムにより推進していきます。

なお、「生涯を通じた健康づくりの推進」、「健康に関する安全と安心の確保」については本章(45 ページ～)で、「地域の健康づくり」については、第4章(109 ページ～)で詳しく示します。

(2) 施策の体系図

《施策の柱》

《施策》

生涯を通じた健康づくりの推進

① こころの健康づくり・総合的な自殺対策の推進

② がん対策の推進(世田谷区がん対策推進計画(第二次))

③ 望ましい生活習慣づくり

④ 親と子の健康づくり(世田谷区母子保健計画)

⑤ 子ども・若者の健康づくり

⑥ 健康長寿の推進

⑦ 食育の推進(世田谷区食育推進計画)

⑧ 口と歯の健康づくり

⑨ 女性の健康づくり

⑩ アルコール依存・薬物乱用を防ぐ環境づくり

⑪ たばこ対策

健康に関する安全と安心の確保

⑫ 感染症予防対策の推進

⑬ 健康的な生活環境の推進

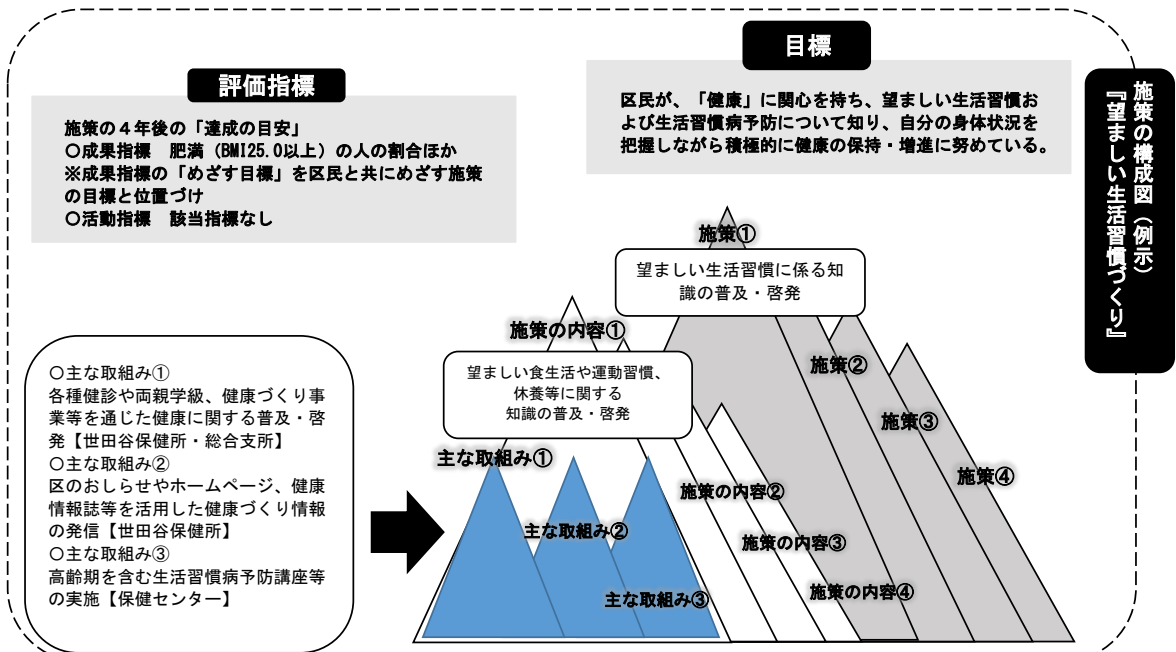
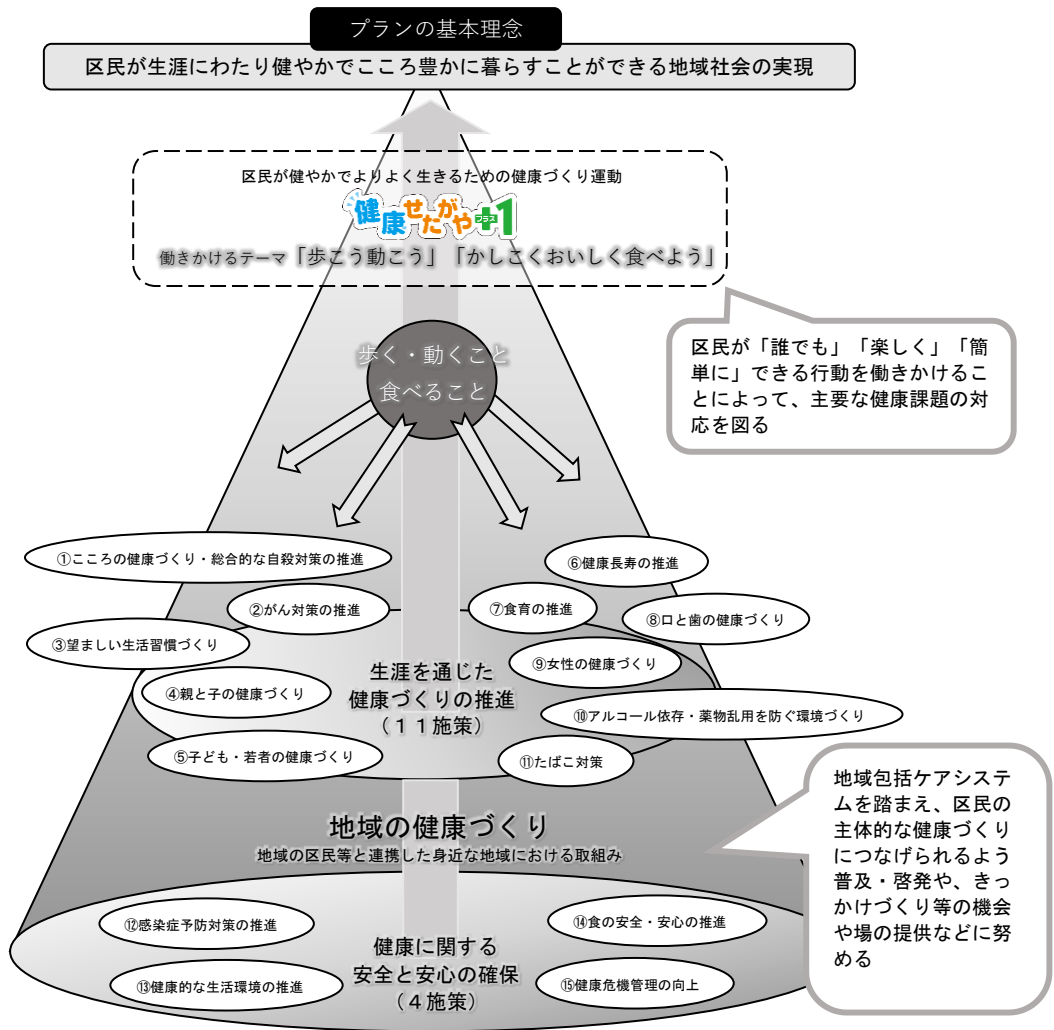
⑭ 食の安全・安心の推進

⑮ 健康危機管理の向上

地域の健康づくり

総合支所による取組み

(3) 健康せたがやプラン(第三次)の全体構成イメージ図



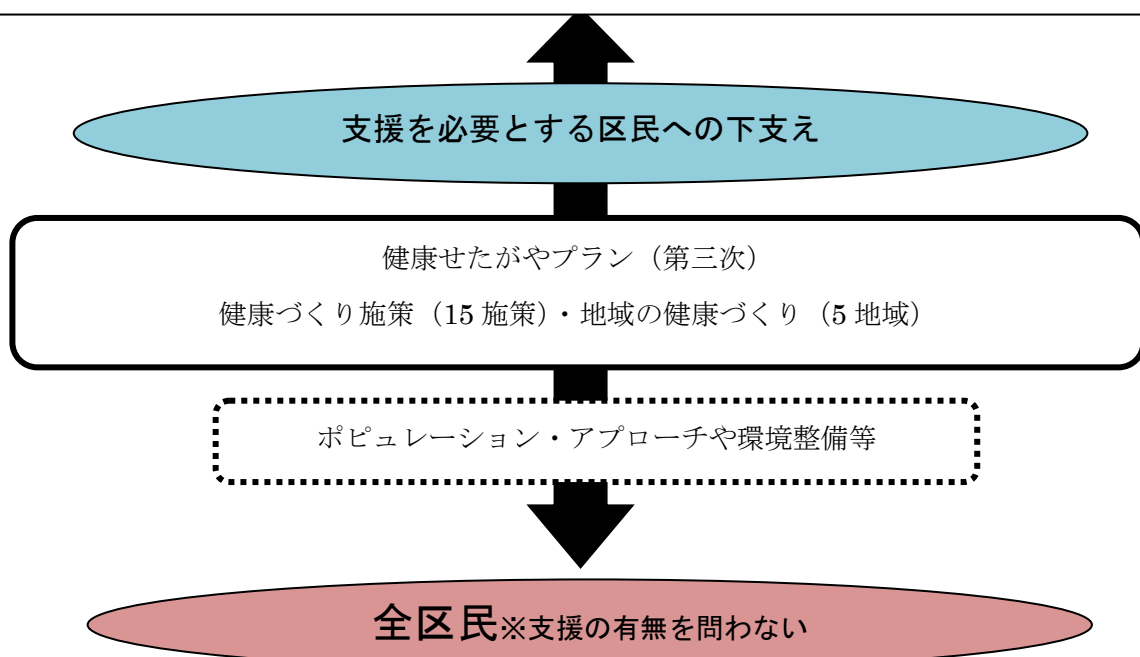
参考：地域づくり型保健活動の考え方と進め方 岩永 俊博 著 医学書院

地域包括ケアシステムにおける健康せたがやプラン（第三次）の位置づけ

本プランでは、病気や障害のありなしにかかわらず、区民が生涯にわたり、健やかでこころ豊かに暮らせる地域社会の実現に向け、推進していきます。

その推進にあたっては、地域包括ケアシステムを踏まえ、属性・世代・内容に関わらず、困りごとを抱えたすべての区民には適切な支援を、また、全区民には主体的な健康づくりにつなげられるよう普及・啓発やきっかけづくり等の機会や場の提供などに努めていきます。

地域包括ケアシステムのイメージ図 (計画案において記載)



2 施策の評価指標とめざす目標

(1) 施策の評価指標の設定

本プランでは、施策ごとに評価指標を設け、施策の達成状況を客観的に評価していきます。

具体的には、施策ごとに示す事業等の活動量、実績など、区のサービス成果を測る活動（アウトプット）指標と、行政活動による区民への効果や効用、目的達成などの成果（アウトカム）を測る2つの視点（表1）を基に、各施策の評価指標を設定し、評価します。また、各施策を効果的に推進するため、それぞれの評価指標に「めざす目標」を設定し、設定年度をプランの中間評価年度である令和9年度（予定）とします。

これらの指標を活用して、本プランの評価を行っていきます。

表1 評価指標の設定の視点

活動 (アウトプット) 指標	事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標。 行政活動により、どれだけサービスを提供できたか、また、その対象となった区民の数などの事業実施量・サービス成果を測る指標をいう。 ※受診率・保健指導実施率等
成果 (アウトカム) 指標	行政活動の成果を測る指標。 区民の観点から捉えた具体的な効果や効用を基準とする。行政活動により、どの程度目的または、目標を達成したのか、区民のニーズにあったのかなど、QOL、幸福度、満足度、住民意識、健康状態などを測る指標をいう。

(2) 施策のめざす目標

評価指標に示した「活動指標」と「成果指標」のうち、「成果指標」は行政活動による区民への効果や効用、目的達成などの成果を客観的に測る指標です。

本プランでは成果指標の「めざす目標」を、4年後の区民の望ましい健康像や健康課題の改善目標と位置付けます。区は、施策等を実施し、区民は積極的に健康行動をとり、区と区民がともにその目標達成に向け努力することを期待するものです。

なお、活動指標を含めた本プラン全体の評価については、第5章（127ページ〜）で詳しくお示しします。

世田谷区民の健康状況

良好な健康状況

- 全国や東京都より高い平均寿命
- 65歳未満の主な生活習慣病の死亡割合が減少

健康への意識の高さ

- 8割の区民が毎日を健やかで充実していると認識している
- 8割の区民が自分のことを健康だと思っている
- 9割の区民が自分の健康に関心があるが、健康に関心の薄い層も存在する（特に若い世代に多い）
- 7割以上の区民が何らかの運動に取り組んでいる
- 8割以上の区民が栄養バランスを考慮した食事をしている

区民が抱える主な健康課題

- 思春期世代を含め不安やストレスを感じている人の増加
- 主要死因において、「がん」の死亡率が第一位と高い状況が続いている
- 肥満や高血糖などの生活習慣病予備群の増加
- 子育ての不安や負担感の高まり
- 平均寿命の伸びより 65歳健康寿命の伸びは緩やか
- フレイルに関連の深い心不全、骨折、認知症の要介護認定割合の増加
- 若い女性のやせ志向などの誤った健康観
- 安全で安心な飲料水や食品の確保
- 健康危機、新興感染症や災害などの管理体制の整備

コロナ禍で見えたこと

- コロナ禍で人付き合いの頻度が減少した人は、不安や心身の疲れを感じている
- 家庭において、子どもの健康面で困ったことや心配したこととして、「友人との交流の減少」や「ゲームやインターネットの使用時間の増加」が多かった
- 高齢者は他の世代と比べて、コロナ禍で趣味の会やサークル、ジム通い、体操クラブへの参加を控えた人が多い
- かかりつけ医・歯科医・薬局がある人の方が、健康を意識した行動をとっている
- 新型コロナウイルスへの感染を避けるために、健（検）診・受診を控えた人は一定数いた

基本理念

区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる地域社会の実現

三次プランの3つの目標

自助

目標1 「自分なりの健康像の実現」

区民の誰もが自らの健康を考え、情報を活用し、自分にあった健康像の実現に取り組んでいる

共助

目標2 「つながりの構築」

人と人とのつながりがある地域社会の中で、区民が健康の保持・増進に取り組み、生き生きと生活している

公助

目標3 「健康・安全の確保」

安全で安心な環境を守り、すべての区民が健やかでこころ豊かに暮らし続けている

●区民に密着したよりきめ細やかな事業の展開

●各施策の『成果指標』に掲げる目指す目標を区民の望ましい健康像や健康課題の改善目標とし、区民とともにその達成を目指す

生涯を通じた健康づくりの推進（11施策）

① ところの健康づくり・総合的な自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患についての偏見や誤解のない地域づくり ・当事者・家族を中心に据えた相談支援の体制強化 ・当事者が望む場所での安心した暮らしを守るための保健・医療・福祉の連携強化 ・総合的な自殺対策の推進 	⑥ 健康長寿の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉と保健医療の連携強化 ・健康長寿のための健康づくりと介護予防 ・健康長寿に向けた生きがいづくりの支援 コロナ
② がん対策の推進【世田谷区がん対策推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> ・がんに関する教育・啓発の推進 ・がん予防の推進 ・がんの早期発見に向けた取り組みの推進 LPJ ・がん患者や家族等への支援の充実 	⑦ 食育の推進【世田谷区食育推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた食生活の向上 ・生活習慣病予防と重症化予防につながる栄養・食生活の取り組み LPJ ・健康な食環境の向上につながる食育の推進
③ 望ましい生活習慣づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい生活習慣に係る知識の普及・啓発 ・生活習慣改善に取り組むきっかけづくり ・望ましい生活習慣を継続するための支援 LPJ 	⑧ 口と歯の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた口と歯の健康づくり ・口と歯から始める健康づくり ・環境に応じた口と歯の健康づくり
④ 親と子の健康づくり【世田谷区母子保健計画】	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健やかな成長への支援 ・妊娠期からの切れ目のない支援・地域の子育て支援の充実 ・安全で安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備 	⑨ 女性の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の健康づくり及び女性特有の疾病に対する支援の充実 ・妊娠・出産・育児等に伴う健康的な生活への支援 ・女性特有の健康課題に対する正しい知識の普及啓発の促進
⑤ 子ども・若者の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的な健康管理のための基本的な知識とその実践の育み ・からだやこころの変化や不調、性の悩み相談や支援に向けた環境整備 ・子ども・若者世代の健康づくりのための総合的な支援・連携の強化 	⑩ アルコール依存・薬物乱用を防ぐ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール関連問題（生活習慣病含む）に関する普及啓発の充実 ・薬物対策の充実 ・依存症（アルコール、薬物、インターネット・ゲーム、ギャンブル）対策の充実 コロナ
		⑪ たばこ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙予防の推進 ・禁煙相談、禁煙支援の推進 LPJ ・受動喫煙の防止

健康に関する安全と安心の確保（4施策）

⑫ 感染症予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防の普及・啓発及び教育支援活動の推進 ・感染症予防及びまん延の防止 コロナ ・予防接種事業の充実及び接種率の向上 	⑭ 食の安全・安心の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生監視指導・調査による食品の事故防止の徹底 ・食品の最新の知識の普及・啓発と関係者相互の理解促進 ・食品事業者に対するHACCPに沿った衛生管理の推進・支援
⑬ 健康的な生活環境の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいが原因のアレルギー性疾患予防の推進 ・健康的で快適な住まいの実現 ・安心して水道水が飲める環境の整備 	⑮ 健康危機管理の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた新興・再興感染症対策の充実 コロナ ・震災等災害発生時への備えと保健医療体制の整備 ・健康危機への備えと対策の強化及び医療事故防止のための取り組み

地域の健康づくり（総合支所による取り組み）

区民や地域団体等の参画と協働による地域の特性を活かした健康づくり
 ○地域包括ケアの地区展開の推進 ○地域の独自取り組みと全区共通テーマ（リーディングプロジェクト・新型コロナウイルス感染症からの学びの視点）

三次プランを推進する基本的な考え方

- 区民の主体的な行動と継続
- 地域での協働・参画と連携
- 科学的根拠に基づく施策の展開
- 健康に係る安全・安心の確保
- 予防と新たな健康の創造

取組みを推進する2つの視点

リーディングプロジェクト

三次プランにおいても、「健康せたがやプラス1」をキーワードに健康づくりプロモーションを進めるとともに、関係者・関係団体などと連携し、健康無関心層も巻き込みながら、自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択ができるような仕掛けや工夫を取り入れ、区民の望ましい健康づくりを推進します。

新型コロナウイルス感染症からの学び

令和4年度に実施した「コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査」の結果等を踏まえ、特に重点的に取り組むべき課題に対応する施策を位置づけ、総合的に取り組みます。

3 健康せたがやプラン(第三次)を推進する視点

本プランにおいては、「リーディングプロジェクト」と「新型コロナウイルス感染症からの学び」の2つの視点を取り入れ、取組みを推進していきます。

(1) リーディングプロジェクトの推進

過去の調査からも、世田谷区民の健康状況は比較的良好なものと推測され、「健康」に対する意識も高く、健康づくりに取り組んでいる区民も多くいる一方で、健康に関する意識はあっても実践につながらない人や健康無関心層（若い世代など関心が薄い人）がいることが明らかになりました。

これまで取り組んできた「健康せたがやプラス1」の考え方（P11～）を踏襲するとともに、関係者・関係団体などと連携し、健康に関心の薄い方や関心があっても実践に繋がらない方を含め、区民が、自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択ができるような仕掛けや工夫を一つの手法として取り入れ、リーディングプロジェクトとして位置づけ、区民の望ましい健康づくりを推進します。

【取組み事例】

■がん検診の受診率の向上のための取組み **施策2**

特定健康診査（国民健康保険被保険者）等と同時に受けられるがん検診の実施や、受診勧奨対象者の拡大等による受診勧奨強化に取り組めます。

■歩いて楽しいまちづくりの推進 **施策3**

区のウォーキングマップに、まちの魅力や健康に関連する施設・イベント等の楽しく歩くきっかけとなるような情報を掲載するなど、誰もが身近で気軽に取り組める運動の促進に取り組めます。

■野菜摂取と適塩を重視した食環境づくり(せたミール※)の検討、実施 **施策7**

区内スーパー・飲食店の協力のもと、適塩等の一定の栄養基準を満たした商品やメニュー等に、シールによる表示をするとともに、利用者・喫食者への周知を行い、食に関心を持ち、自らの健康を意識するきっかけづくりにつなげていきます。

※スーパー・小売店・飲食店等への協力を得て、区民が

気軽に適切な量の野菜や食塩を体験できるバランスのよい食事をいう。



■禁煙支援の推進 **施策11**

禁煙成功者による成功体験や禁煙のコツを記した禁煙体験記を活用し、禁煙の取組みを普及・啓発することで、効果的な禁煙支援につなげていきます。

(2) 新型コロナウイルス感染症からの学び

新型コロナウイルス感染症は、平成30年12月にはじめて確認されて以降、瞬く間に世界中に広がり、各国の主要都市で相次いで都市封鎖（ロックダウン）が実施されました。日本においても、緊急事態宣言が複数回発出され、長期間にわたり、行動制限が実施されるなど、生命や健康のみならず、日常生活における外出や移動、地域経済や地域活動、学校教育など、様々な分野に甚大な影響を及ぼしました。一方、コロナ禍の制約のなかで、産業構造や働き方、人と人とのコミュニケーションのあり方、デジタル化の進展など、新しい生活様式への移行が進み、社会全体の価値観や行動変容が生じました。

コロナ禍で明らかになった課題に対して、重点的に取り組むとともに、コロナ禍で得た新たな知見を施策に活かし、区民が健やかで心豊かに暮らし続けることができる安全・安心な環境づくりに取り組んでいきます。

① 区民のコロナ禍における健康課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、人付き合いや外出する機会が減り、運動不足や食生活等の乱れ、生活環境の変化によるストレスの蓄積、持病の悪化等、区民の健康面においても、様々な影響が生じました。新たに分かった区民の健康課題を分析し、効果的に対策を講じていきます。

② 事業手法見直しによる事業効果

デジタル化の進展による事業の実施手法の変更（オンライン化や動画配信）にあたって、これまで実施してきた事業内容の質を担保し、区民にサービスを提供してまいります。

③ ヘルスリテラシーの向上

コロナ禍においては、各種 SNS やインターネットメディアが普及したことに伴い、根拠のない情報が交差する中で、ヘルスリテラシーの問題が浮き彫りになりました。区民が健康に関する正しい情報を得て、理解し、健康につながる選択ができるよう、より多くの区民に対して、効果的に情報発信や普及啓発を行ってまいります。

①こころの健康づくり・総合的な自殺対策の推進

目 標

- 区民が、自らのこころの不調や精神疾患について理解し、ストレス対処や早期に相談するなど適切な行動がとれる。また、身近な人のこころの不調に気がつき、声かけや適切な相談・支援へのつなぎを行うことができる。

1

現状と課題

「精神疾患」は、「がん」、「脳血管疾患」、「心疾患」、「糖尿病」を含む国の5大疾病の中で最も患者数が多く、年間約500万人(令和2年患者調査)に上っています。さらに、生涯のうち4人に1人は何らかの精神疾患に罹患しているにも関わらず、3人に2人は受診の機会を失しているといわれます(※1)。コロナ禍によりこころの不調を抱える方がさらに増加している中で、こころの健康は社会共通の課題となっています。

区では、うつ病をはじめとする精神疾患は増加傾向にあり、自立支援医療(精神通院医療)や精神障害者保健福祉手帳の申請件数は増加しています。また、うつ病をはじめとする精神疾患は、自殺との関連性が深いといわれていますが、区の自殺死亡者数は令和3年から2年連続で134人と高値となっています。

区民一人ひとりがおかれた状況やライフステージに応じた、相談・支援・啓発のこころの健康づくり支援の環境整備について、医療・福祉、教育、労働分野と連携し、世田谷自殺対策基本方針に基づく自殺対策と一体的に推進していく必要があります。

特に、若者世代など援助希求の低い方へのアプローチや、職域との連携による取組み強化が必要です。

また、精神保健福祉法の改正(令和6年4月施行※2)では、精神障害者の権利擁護と適正な医療の重要性が謳われ、医療保護入院等に関する医療や支援について大きな変革が求められています。保健医療と福祉の連携強化により一層充実させ、当事者とともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが必要です。

※1 こころの健康についての疫学調査(WMH日本調査、WMHJ)(平成16~18年度厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学研究事業)こころの健康についての疫学調査に関する研究総合研究報告書

※2 一部は令和5年4月改正

主要課題

- 1 地域生活の支援のために、精神疾患に関する誤解や偏見をなくし、理解を促進する必要がある。
- 2 当事者・家族を中心に据え、必要な支援を組み立てる相談支援が求められている。
- 3 早期発見・適切な治療のために、地域・保健・医療の連携を強化する必要がある。
- 4 保健・医療、福祉、教育や産業等の連携による総合的な支援が求められている。
- 5 関係機関との協働による、より効果的かつ総合的な自殺対策を推進する必要がある。

2

施策と主な取組み

施策1 精神疾患についての偏見や誤解のない地域づくり

こころの不調や精神疾患についての普及・啓発、情報発信事業等により、精神疾患についての偏見や誤解のない地域社会づくりに取り組みます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① こころの不調や精神疾患についての理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ こころの健康や精神疾患等に関する普及・啓発と情報提供 ○ 区民と当事者（ピアサポーター含む）との協働による普及・啓発と情報提供 ○ メンタルヘルスの問題を抱える身近な家族や同僚等に対する支援のための「心のサポーター講座」の実施【新規】 	総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 保健センター
② ライフコースに応じた普及・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 思春期のこころとからだの健康についての講座や普及啓発の実施 ○ 女性のこころとからだの健康についての普及啓発の実施 ○ 産後うつの予防と早期支援の実施 ○ うつ病予防講演会や依存症セミナーの開催など働く世代のこころの健康についての普及・啓発の実施 ○ 高齢期の心の不調やうつ予防について、介護予防および認知症予防事業等での普及・啓発の実施 	総合支所 高齢福祉部 世田谷保健所 学校教育部 保健センター
③ 区民がアクセスしやすい情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンラインを活用した動画配信による啓発やメンタルヘルスチェックなど、区民がアクセスしやすい情報発信 ○ 検索連動広告を用い都のホームページへ誘導し、悩みや居住地に応じた相談支援が検索できる情報発信の活用（東京都こころといのちのほっとナビ） 	世田谷保健所

施策の内容	主な取組み	担当所管
④ 保健・産業・教育が連携して行うこころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出前講座の実施など中小企業等へのこころの健康づくりやメンタルヘルス支援 ○ 中小企業健診や区民健診時のストレスチェックとアドバイスの実施 ○ メンタルヘルス予防教育の実施 ○ ひきこもりやヤングケアラーが抱える問題と、相談や支援に関する普及啓発と情報提供 	総合支所 経済産業部 保健福祉政策部 子ども・若者部 世田谷保健所 学校教育部 教育総合センター 産業振興公社 保健センター

施策2 当事者・家族を中心に据えた相談支援の体制強化

こころの不調や精神疾患を抱える本人や家族の支援に向けて、こころの健康にかかる相談窓口の充実や地域のネットワークの構築、精神保健に携わる人材育成を図ります。当事者・家族が中心となった支援計画に基づき、地域でのこころの病に対する早期支援と家族支援を強化するとともに、精神障害者の地域生活支援を推進します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 当事者・ピアサポーターとの協同の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者・ピアサポーターの協議の場への参画 ○ 精神疾患や精神障害の経験のあるピアサポーターの養成 ○ 当事者相互の支援とピアサポート活動の推進 ○ 依存症をはじめとする自助グループ活動への支援 	総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 保健センター
② 家族支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神疾患や精神障害のある方の家族に対する相談・支援事業の実施 ○ 精神障害者家族等支援相談活動の実施 ○ ひきこもり状態にある当事者の家族に対する相談支援の実施 ○ ヤングケアラーに関する支援の実施 	総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所 学校教育部 教育総合センター 保健センター

施策の内容	主な取組み	担当所管
③ 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ こころの健康相談及び保健師による随時相談の実施・充実 ○ 思春期・青年期の子ども・若者を対象とした予約相談と、匿名・予約不要の相談の実施（再掲） ○ 夜間・休日の電話相談の実施 ○ 認知症や心の不調を感じている高齢者のいる世帯への訪問等専門相談事業の実施 ○ 近親者の死別等による深い悲しみ（グリーフ）に対する相談・傾聴支援の実施 	総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 保健センター
④ 精神保健に関する支援の充実のための人材育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区職員や保健福祉関係の事業者に対する精神保健の対応力に資する基礎研修の実施 ○ 早期支援、家族支援について専門的対応のできる人材の確保と育成と支援 ○ 医療・保健・福祉関係機関と当事者による連携研修 	総合支所 障害福祉部 高齢福祉部 世田谷保健所 保健センター
⑤ 精神科入院者への訪問支援や長期入院者への地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 措置入院者に対する、退院後の社会復帰や社会経済活動への参加促進に必要な医療等の支援に向けた退院後計画の作成 ○ 長期入院者に対する地域生活への移行支援や動機付け、意思決定支援の実施 ○ 未治療・治療中断等の精神障害者に対する多職種チームによる支援の実施 ○ 医療保護入院による区長同意入院者に対する、本人の望む生活に向けた入院者訪問支援の実施【新規】 	障害福祉部 世田谷保健所
⑥ 地域生活を支える支援及び連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮世帯等を対象にした生活支援や学習支援、子どもの貧困対策等との連携 ○ 28地区の福祉の相談窓口との連携による対応 	総合支所 保健福祉政策部 障害福祉部 世田谷保健所

施策3

当事者が望む場所での安心した暮らしを守るための保健・医療・福祉の連携強化

当事者や家族と、地域住民及び精神保健医療福祉関係機関が連携を強め、共に、地域の精神保健福祉のしくみづくりに取り組みます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 保健医療福祉等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害施策等の充実のための精神障害者等支援連絡協議会の実施 ○ 子ども・若者支援協議会、思春期青年期精神保健部会、精神障害者等支援連絡協議会を通じた関係機関の連携強化 ○ 東京都精神保健センターとの情報交換や連携による支援の実施 	総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 保健センター
② 地域生活支援のための連携強化のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多職種間での事例検討会の実施による支援機関の連携強化 ○ 介護支援や障害支援サービスにおける支援プラン作成と支援ネットワークの連携強化 ○ 地域と医療・施設間や、障害から介護のサービス間での、継続した支援のための関係者会議および事例検討等の実施 	総合支所 障害福祉部 高齢福祉部 世田谷保健所

施策4

総合的な自殺対策の推進

区民の生きる力を高め、気づきの力を育み、声かけつなく、支えあいの地域をめざす「世田谷区自殺対策基本方針（令和元年策定）」に基づき、世田谷区自殺対策協議会の運営を通じ関係機関との連携により推進します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 自殺対策ネットワーク強化による対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策総合大綱や自殺統計等の動向に基づいた、世田谷区自殺対策協議会の運営と自殺対策の推進 ○ セーフティーネット（警察・消防）や専門機関（医療、行政、相談等）との連携強化 ○ 子ども・若者支援協議会、思春期青年期精神保健部会を通じた関係機関の連携強化 	総合支所 危機管理部 財務部 生活文化政策部 経済産業部 保健福祉政策部 高齢福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所 学校教育部

施策の内容	主な取組み	担当所管
② 効果的な情報発信と啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒のタブレットを活用したメンタルヘルスや相談情報の発信 ○ 保険料収納通知等の機会の活用など対象者に合わせた効果的な情報発信 ○ SOS の出し方に関する教育の実施 ○ 児童・生徒のメンタルヘルスにかかる教育の実施と連携 ○ 検索連動広告を用い都のホームページへ誘導し、悩みや居住地に応じた相談支援が検索できる情報発信の活用（東京都こころといのちのほっとナビ）（再掲） 	総合支所 保健福祉政策部 世田谷保健所 学校教育部 教育総合センター
③ 自殺対策を担う人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民、相談窓口職員、医療関係者など対象に合わせたゲートキーパー講座の実施 ○ 自死遺族や死別などグリーフ支援を行う職員研修の実施 ○ ゲートキーパー講座のオンライン配信 ○ 民間事業者との協働による周知・啓発 	総合支所 生活文化政策部 経済産業部 高齢福祉部 世田谷保健所 保健センター
④ 地域における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺未遂者支援のための救急医療機関との連携事業の実施 ○ 自死遺族支援やグリーフサポート事業の推進 	総合支所 世田谷保健所

②がん対策の推進(世田谷区がん対策推進計画(第二次))

●世田谷区がん対策推進計画について

「世田谷区がん対策推進計画」は、健康せたがやプランを上位計画とし、また、令和5年度までを計画期間とする世田谷区がん対策推進条例の推進計画として、平成28年3月に策定しました。

これに引き続く「世田谷区がん対策推進計画(第二次)」の策定にあたっては、計画を「健康せたがやプラン(第三次)」に内包し、プランに掲げる各施策と連携しながら、戦略的・総合的ながん対策に取り組むこととしました。

この項において示す取り組みは、令和13年度までを計画期間とした「世田谷区がん対策推進計画(第二次)」として位置づけるものであり、がん対策基本法の基本理念及び地方公共団体の責務を踏まえるとともに、「がん対策推進基本計画」及び「東京都がん対策推進計画」との整合性を図りながら、区として取り組むべき方針や施策を示しています。

主要死因の1位であるがんに対する施策として、予防・受診勧奨等の無関心層へのアプローチや、がん患者等の支援のための横断的な連携体制の構築に取り組むことは、「健康せたがやプラン(第三次)」で掲げる「自分なりの健康像の実現」「つながりの構築」「健康・安全の確保」の実現に向けた重要な取り組みとして位置づけられるものであり、各施策との効果的な連携のもとで、計画的、総合的な推進を目指します。

基本方針

- がんの正しい知識を持ち、日ごろから予防と早期発見に取り組むとともに、がんになっても必要な支援を受けながら自分らしく暮らせる地域社会の実現

目 標

- 区民が、がんに関する理解を深め、予防と早期発見に取り組むとともに、精度管理に基づいたがん検診を受診することができる。
- 地域で、がん患者や家族が、理解や必要な支援を受けながら自分らしく安心して生活することができる。

●計画策定の背景

がんは昭和 56 年より、日本人の死因の第 1 位であり、令和 3 年には 1 年間で約 38 万人が亡くなっています。生涯のうち約 2 人に 1 人ががんに罹患するといわれており、国民の健康増進にとって重大な問題となっています。

国は、令和 5 年 3 月に、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」を全体目標とし、「がん予防」「がん医療」「がんとの共生」という 3 本の柱と、取り組むべき施策を定めた第 4 期「がん対策推進基本計画」を策定しました。

●世田谷区の現状

令和 3 年の世田谷区の主要死因におけるがんの占める割合は 27.1%であり、死因別の順位は 1 位となっています。

平成 29 年～令和 3 年の 5 年間のがんの年齢別死因割合は、40～44 歳代から 30%を越え、65～69 歳で 50%を超えて最大となり、80～84 歳代までは 30%以上で推移しています。

平成 29 年～令和 3 年の 5 年間のがん部位別死亡者数は、1 位が肺がん、2 位が大腸がん、3 位が膵臓がんとなっています。

(地域保健集計表より)

●「世田谷区がん対策推進計画」の推進状況と今後の課題

区は、平成 28 年 3 月に「世田谷区がん対策推進計画」を策定し、令和 5 年度までを計画期間として、がん対策の計画的、総合的な推進に取り組んできました。

令和 3 年度の区のがん検診の受診状況を平成 29 年度と比較しますと、国の指針に基づく胃・肺・大腸・乳・子宮頸がんのすべての検診について、受診率が向上しました。特に、令和 3 年度に受診要件を緩和したことにより、乳がん検診は 4%、子宮頸がん検診は 9.4% 受診率が上昇しました。ただし区が設定した目標受診率については、乳がん検診以外は達成することができませんでした。

がんに関する啓発については、区立小・中学校でのがん講話等を実施しましたが、今後は、職域団体との連携等、啓発を広げていく必要があります。

がん予防については、カード型啓発物の作成等を行いました。さらに科学的根拠に基づくがん予防等の普及を強化していく必要があります。

がん検診については、専門部会において精度管理の向上を図りましたが、国の指針における「事業評価のためのチェックリスト」や「プロセス指標」の許容値の達成までは至っていません。

がん患者等の支援については、思春期・若年成人世代への支援等を行いました。地域包括ケアシステムと連動した支援を行う必要があります。

●課題解決への取り組み

この間の取り組みにより明らかになっ

た課題等を踏まえ、「世田谷区がん対策推進計画（第二次）」においては、「がんの正しい知識を持ち、日ごろから予防と早期発見に取り組むとともに、がんになっても必要な支援を受けながら自分らしく暮らせる地域社会の実現」という基本方針を定め、「健康せたがやプラン（第三次）」の各施策との効果的な連携のもとで、計画的、総合的な推進を目指します。

具体的な取り組みとして、「がんに関する教育・啓発の推進」、「がん予防の推進」、「がんの早期発見に向けた取り組みの推進」、「がん患者や家族等への支援の充実」の4つを施策の柱に定め、課題解決に向けて取り組みます。

主要課題

- 1 区民一人ひとりががんに関する正しい知識をもって行動することが必要である。
- 2 科学的根拠に基づくがん予防の周知・啓発とともに、区民の生活習慣改善に向けた取り組みを支援する必要がある。
- 3 がん検診の精度を高め、検診受診率、精検受診率等のプロセス指標値を向上させる必要がある。
- 4 がん患者や家族が、地域で安心して生活できる取り組みを充実する必要がある。

2

施策と主な取組み

施策1 がんに関する教育・啓発の推進

児童・生徒や働き盛りの世代等ライフステージに応じて、関係団体等と協働してがんに関する正しい知識の普及・啓発を進めるほか、多様な媒体・手法を活用した情報提供を行います。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① がんに関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都が作成した学習教材等を活用したがん教育の充実 ○ 区立中学校の保健体育授業カリキュラムを通じた喫煙の害に関する知識の普及等未成年者への啓発 ○ がん診療連携拠点病院や患者団体等と連携した小・中学校でのがんに関する講話の実施 	総合支所 世田谷保健所 学校教育部
② がんに関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康手帳のwebによるダウンロード配信や、啓発動画のホームページ公開、SNSによる情報発信など多様な情報発信ツールの積極的な活用 ○ 職域団体や区内事業所等と協働したがんに関する正しい知識の普及・啓発 ○ がんの予防、検診、患者家族支援、医療等に関する正しい情報を提供するポータルサイトの運営 ○ 「がん征圧月間」等の機会を活用した普及・啓発 ○ がん情報コーナー（こころとからだの保健室ポルタ）の運営・管理 	総合支所 経済産業部 世田谷保健所 保健センター

施策2 がん予防の推進

生活習慣の見直し等によってがんになるリスクは減少します。区は、区民の生活習慣の見直しを支援するなど、科学的根拠に基づくがん予防を推進します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 科学的根拠に基づくがん予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育の推進と連携した生活習慣病の予防に関する知識の普及・啓発事業（健康講座）等の実施 ○ 就労先等の職域へのがん予防の普及・啓発 ○ 民間企業との連携、各種健（検）診等の機会を通じたがん予防の普及・啓発 ○ 都の施策と連動したがん予防の推進 ○ がんの知識の普及とがん患者等への理解を深める講演会の実施 ○ 初めて乳がん検診・子宮がん検診の対象となる区民への予防パンフレット（女性のためのがん検診手帳等）の配布 ○ 国立がん研究センターの知見を活用したがん予防法等の普及・啓発の拡大 ○ 肝炎ウイルス検診の実施及び重症化予防事業の推進 ○ ウイルス肝炎治療費助成制度の活用による患者負担の軽減 ○ ワクチンの勧奨と併せたヒトパピローマウイルス（HPV）感染予防の啓発 ○ 国の指針を踏まえた各種がん（胃、肺、大腸、子宮頸部、乳）検診の実施 	総合支所 経済産業部 世田谷保健所 保健センター
② 喫煙による健康被害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健康イベント等を通じたばこの害に関する普及啓発（再掲） ○ COPD（慢性閉塞性肺疾患）の普及啓発（再掲） ○ 区立小・中学校の保健体育授業カリキュラム等を通じた喫煙の害に関する知識の普及（再掲） ○ 妊娠期面接等を通じた妊産婦とその家族への普及啓発（再掲） ○ 禁煙を希望する区民への禁煙外来等の情報提供と相談の実施（再掲） ○ 区医師会など関係機関との連携による効果的な支援（再掲） 	総合支所 世田谷保健所 学校教育部

施策3 がんの早期発見に向けた取組みの推進

がんの早期発見のため、適切な精度管理に基づいたがん検診の実施と、受診しやすいしくみづくりや受診勧奨等によりがん検診の受診率向上を図ります。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 精度管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肺がん・大腸がん検診の精検受診率をはじめとした、許容値を達成していないプロセス指標改善に向けた取組みの実施【拡充】 ○ 国の指針に基づく「事業評価のためのチェックリスト」の項目を活用した精度管理の推進【拡充】 ○ がん検診データを活用したがん検診事業評価の実施 	世田谷保健所 保健センター
② 科学的根拠に基づくがん検診の推進と受診率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の指針を踏まえた各種がん（胃、肺、大腸、子宮頸部、乳）検診の実施（再掲） ○ 受診勧奨対象者の拡大等による受診勧奨強化【拡充】 ○ 特定健康診査（国民健康保険被保険者）等と同時に受けられるがん検診の実施およびパンフレットの配布等による周知 ○ 区が独自に実施する検診（対策型がん検診以外の検診）の検診目的を明確にすることによる効果的・効率的な実施 ○ 職域保健と連携した受診勧奨策の実施 	総合支所 経済産業部 世田谷保健所 保健センター

施策4 がん患者や家族等への支援の充実

がん患者・経験者やその家族等の不安を和らげ、地域で自分らしい暮らしを続けることができるような取り組みを広げていきます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 患者や家族等の地域での生活を支えるための取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体等との連携を図るための「がん患者等支援ネットワーク会議」の運営 ○ 国立がん研究センターやがん診療連携拠点病院と連携したがん相談の強化【拡充】 ○ 地域包括ケアシステムにおける包括的な支援体制の強化 ○ 地域包括ケアシステムと連動したがん患者支援（がん相談とあんしんすこやかセンターとの連携等）【拡充】 ○ 「世田谷区在宅療養資源マップ」や「在宅療養・ACPガイドブック」等を活用したがん患者への在宅療養支援の推進【拡充】 ○ ポータルサイトや図書館での展示本コーナーの開設等による情報発信 ○ 社会保険労務士や関係機関等と連携した、がん患者の就労と治療の両立支援 ○ 思春期・若年成人世代（AYA世代）のがん患者に対する支援（「若年がん患者在宅療養支援事業」等）の実施 ○ アピアランス支援の実施（ウィッグ・胸部補整具の購入費等の助成とがん相談における支援）【新規】 ○ がん治療における口腔ケアの必要性の普及啓発【新規】 ○ がん情報コーナー（こころとからだの保健室ポルタ）の運営・管理（再掲） 	総合支所 経済産業部 保健福祉政策部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 保健センター

③望ましい生活習慣づくり

目 標

- 区民が、「健康」に関心を持ち、望ましい生活習慣および生活習慣病予防について知り、自分の身体状況を把握しながら積極的に健康の保持・増進に努めている。

1

現状と課題

区は、健康せたがやプラン（第二次）後期において、「生活習慣病対策の推進」を掲げ、若い世代からの健康づくり、職域関係機関等と連携した普及・啓発、健診や重症化予防等に取り組んできました。

国においても、「健康日本21（第二次）」において「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を掲げ、生活習慣の改善、社会環境の改善等の取り組みを進めてきました。

しかしながら、生活習慣病が区民の死因に占める割合は依然として高い状況が続いています。区民の生活習慣病に関する医療費は30代から増え始め、年代が上がるごとに増加する傾向にあります。壮年期の男性の肥満や、若い女性のやせの割合も高い傾向もみられます。

若い世代や多忙な壮年期の生活習慣の改善が喫緊の課題であるとともに、生活習慣改善の意欲はあるものの実際の行動に結びつかない人や、改善への関心が低い人も一定程度存在する中、すべての区民が望ましい生活習慣を実践できる環境づくりをいかに進めていくかが大きな課題となっています。

望ましい生活習慣のためには、健康や生活習慣の正しい知識が必要不可欠であり、より効果的な普及・啓発の展開が求められます。また、改善の動機となるきっかけづくりや、習慣を継続させる環境づくりも重要となります。

これらの取り組みを効果的に進めていくためには、対象に応じて、職域等関係機関と連携した働きかけの強化や、区民の健診データ等を活用したアプローチを行うなどの工夫が考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行下では、生活習慣病のある人ほど感染時に重症化しやすい傾向がみられるとともに、健康に関する不正確な情報が飛び交い混乱が生じるなど、新たな健康課題が浮き彫りとなったことも踏まえる必要があります。

主要課題

- 1 望ましい生活習慣のための正しい知識の普及が求められる。
- 2 生活習慣の改善のきっかけとなる機会の創出に取り組む必要がある。
- 3 望ましい生活習慣を継続するための環境づくりを進める必要がある。

2

施策と主な取組み

施策1

望ましい生活習慣に係る知識の普及・啓発

望ましい生活習慣を実践するためには、食事や運動などの正しい生活習慣に関する知識を持つことが大切です。一人ひとりが情報を活用し、自分に合った望ましい生活習慣を実践できるよう、正しい知識等の普及・啓発を行います。

施策の内容	主な取組み	担 当 所 管
① 望ましい食生活や運動習慣、休養等に関する知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健診や両親学級、健康づくり事業等を通じた健康に関する普及・啓発 ○ 区のおしらせやホームページ、健康情報誌等を活用した健康づくり情報の発信 ○ 乳幼児期からの望ましい生活リズム（食事、睡眠等）の啓発 ○ 学校、保育園、幼稚園、給食施設等と連携した食育の推進（再掲） ○ せたがや健康メニュー等を活用した適塩等の生活習慣病予防に向けた食事の知識や実践を学ぶ講座等の実施（再掲） ○ 高齢期を含む生活習慣病予防講座等の実施 ○ 区民のヘルスリテラシー向上のための科学的根拠に基づく情報発信 	総合支所 保健福祉政策部 世田谷保健所 保健センター
② 生活習慣病の改善に関する知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健診・検診の必要性や受診方法に関する普及・啓発 ○ 区のおしらせやホームページ、リーフレット等を活用した生活習慣病改善に向けた情報の提供 ○ 区民の健診データ等を活用した普及・啓発 	総合支所 保健福祉政策部 世田谷保健所

施策の内容	主な取組み	担当所管
③ がん予防の正しい知識の普及・啓発（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業と連携、各種健（検）診等の機会を通じたがん予防の普及・啓発（再掲） ○ 初めて乳がん検診・子宮がん検診の対象となる区民への予防パンフレット（女性のためのがん検診手帳等）の配布（再掲） ○ 都が作成した学習教材等を活用したがん教育の充実（再掲） ○ がんの知識の普及とがん患者等への理解を深める講演会の実施（再掲） 	総合支所 世田谷保健所 保健センター
④ 飲酒の害に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康診断や各種健康イベント等を通じた適量飲酒や飲酒による健康被害に関する正しい知識の普及・啓発（再掲） ○ 学校等での飲酒の害に関する正しい知識と断れる力の大切さなどについて、専門職による出張健康教育の実施（再掲） 	総合支所 世田谷保健所
⑤ たばこの害に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健康イベント等を通じたたばこの害に関する普及・啓発（再掲） ○ 受動喫煙防止啓発用「妊婦マタニティーストラップ」の配布（再掲） 	総合支所 世田谷保健所
⑥ 庁内及び職域等関係機関や地域が連携した生活習慣病予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活習慣病対策検討会」を通じた普及・啓発等の推進 ○ 「地域・職域連携推進連絡会」を通じた普及・啓発等の推進 ○ 生活習慣病対策等に係る全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部との連携・協働 ○ 民間活力を活用した普及・啓発等の推進 ○ 区民の健康に関するデータを活用した関係機関や民間企業との連携 ○ 関係機関や民間企業と連携した健診・検診に関する普及・啓発 ○ 飲食店、学校、幼稚園、認定こども園、保育園、給食施設等における栄養成分表示等の実施（再掲） 	総合支所 スポーツ推進部 経済産業部 保健福祉政策部 高齢福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 産業振興公社 保健センター

施策2 生活習慣改善に取り組むきっかけづくり

各種健（検）診の実施、健康講座・教室等のイベントや事業を通じ、生活習慣を改善するきっかけづくりに取り組みます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 自分の健康状態を知る機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区内小中学校の児童生徒を対象とした生活習慣病予防健診の実施 ○ 区民健診の実施及び40歳未満を対象とした効果的な生活習慣病予防対策の検討 ○ 特定健診、特定保健指導及び長寿（後期高齢者）健康診査の実施 ○ 疾病予防のための各種検診（がん検診等）の実施 ○ 身体チェック（骨密度測定、体成分測定等）を取り入れた健康講座の開催 ○ 事業所が従業員に対して行うことが義務付けられている定期健康診断や人間ドッグ・脳ドッグの受診料の補助（セラ・サービス加入者） ○ 区民の健診データ等を活用した情報提供 	総合支所 保健福祉政策部 世田谷保健所 経済産業部 産業振興公社 教育政策・生涯学習部 保健センター
② 生活習慣改善のきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健（検）診後の生活習慣改善に係る情報の提供 ○ 望ましい生活習慣を学ぶための健康講座等の実施 ○ 区民等と協働した健康に関するイベント等の開催 ○ 体操やウォーキングなど、誰もが身近で気軽にできる健康づくり活動の促進と支援 ○ 区民の創意工夫による健康づくり事業の支援 ○ 健康づくり活動団体の情報など、区民の自主活動を支援する情報の提供・発信 	総合支所 保健福祉政策部 世田谷保健所 保健センター
③ 望ましい生活習慣づくりに関する相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児の発育や栄養等に関する相談の実施 ○ 効果的な生活習慣の改善のための相談の実施 ○ 食生活相談及び栄養相談の実施（再掲） ○ 運動・栄養・休養の個別相談の実施 	総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部 世田谷保健所 保健センター

施策の内容	主な取組み	担当所管
④ 障害者の健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者の健康講座、食事指導の実施 ○ 聴覚障害者の運動実技指導の実施 ○ 障害者への運動指導員等による健康づくり事業の実施 ○ パラスポーツ、レクリエーション推進事業の実施 	スポーツ推進部 障害福祉部 世田谷保健所 スポーツ振興財団 保健センター

施策3 望ましい生活習慣を継続するための支援

望ましい生活習慣を継続するために、環境づくりや、区民の自主的活動への支援、持病と適切につき合いながら重症化を予防するための支援に取り組みます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 望ましい生活習慣につながる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野菜摂取と適塩を重視した食環境づくり(せたミール)の試行・検討【新規】(再掲) ○ 歩いて楽しいまちづくりの推進【新規】 ○ スポーツや運動をすることによるインセンティブ付与【新規】 ○ 高齢者の外出を促進するインセンティブ事業の実施【新規】(再掲) ○ 地域の健康づくりグループと連携した運動イベントの継続的な実施(ラジオ体操、ポールウォーキングなど) 	総合支所 世田谷保健所 高齢福祉部 都市整備政策部 スポーツ推進部 保健センター
② 望ましい生活習慣を継続するための個人や集団への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民が参加しやすい健康講座や運動を継続できる実践型健康講座の開催 ○ 自主グループを支援するボランティアリーダーの養成 ○ 自主グループへの運動指導員等派遣 	総合支所 世田谷保健所 保健センター
③ 生活習慣病を改善するための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関の紹介等、受診に関する相談の実施 ○ 生活習慣病改善支援のための各種健康講座の開催 ○ 健康度測定における食生活カウンセリングの実施 ○ 区民の健診データ等を活用した生活習慣病の重症化予防のための個別・集団指導の実施(特定保健指導を含む) 	総合支所 保健福祉政策部 世田谷保健所 保健センター

④親と子の健康づくり

目 標

- 区民が、安全で安心できる環境のもと妊娠・出産と子育てをすることができ、子どもたちは心身ともに健やかに育まれている。

1

現状と課題

出生数・合計特殊出生率は、全国と同様、世田谷区においても、平成27年（2015年）ごろまで上昇傾向にありましたが、その後は低下傾向に転じています。また、出産年齢の高齢化や低出生体重児の増加などの問題も生じています。

子育ての悩みや不安は、誰もが感じることでありますが、核家族で育った親世代は子育ての知識の習得や望ましい生活習慣の継承が困難なことも多く、また、都市型の地域社会では、身近な相談相手が持てずに、地域から孤立し不安や負担感を抱く場合もあります。そのような不安に陥ることのないよう、平成28年度より開始した世田谷版ネウボラの中で支援を継続してきましたが、今後は、ネウボラチーム（保健師・母子保健コーディネーター・子育て応援相談員・地域子育て支援コーディネーター）による相談支援体制をより伴走型に深化させ、国の出産・子育て応援事業も十分に活用しながらすべての妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支援していくことを目指します。

親と子の健康づくりでは、安全で安心な妊娠・出産や、親と子の健康保持・増進、子どもの食育の推進や生活習慣の確立、配慮を要する子どもへの支援、親のメンタルヘルスの支援、児童虐待の予防など課題は多岐にわたるため、令和2年4月に開設した区児童相談所も含めた関係機関とのより一層の連携の強化が必須です。

今後は、社会状況の変化や親自身の生活様式の多様化などを踏まえ、母子の健康保持・増進に加え、子どもの健やかな成長や、親への子育て支援のより一層の充実が必要です。また、地域における出産や子育てしやすい環境づくりも求められています。

主要課題

- 1 子どもの心身の健やかな成長への早期からのより一層の支援の充実が求められている。
- 2 切れ目のない支援体制の整備、地域の子育て支援の充実が求められている。
- 3 安全で安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備が求められている。

2

施策と主な取組み

施策1 子どもの健やかな成長への支援

乳幼児健診の確実な実施、子どものころからの望ましい生活習慣の普及・啓発や、疾病予防の取組みなど、子どもの健やかな成長を支援します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 乳幼児健診の確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受診勧奨および健診未来所者（状況不明者）の把握とその支援 ○ 要支援者の把握・継続支援の充実 ○ 発達が気になる乳幼児への早期支援の実施 ○ 3歳児健診における屈折検査（スポットビジョンスクリーナー）の実施 	総合支所 障害福祉部 世田谷保健所
② 子どものころからの望ましい生活習慣の習得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児を対象に望ましい生活リズムの啓発（再掲） ○ 乳幼児歯科健診等を通じた子どもの年代に応じた歯の健康づくりの実施 ○ 学校、保育園、幼稚園、給食施設等と連携した食育の推進（再掲） 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所
③ 子どもの疾病予防に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健診等での子どもの疾病予防の知識等の普及・啓発 ○ 定期予防接種の個別勧奨の実施及び公費負担（再掲） ○ 任意予防接種（子どもインフルエンザ）の接種費用の一部助成（再掲） 	総合支所 世田谷保健所
④ 子どもの事故予防に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳（親子健康手帳）や乳幼児健診時、区公式 LINE を通じた子どもの月齢に応じた事故予防の普及・啓発及び情報の提供 ○ 地域の子育てサークル等の講座を活用した事故予防の啓発 	総合支所 世田谷保健所

施策の内容	主な取組み	担当所管
⑤子どもの成長に必要な支援のための保健福祉と医療との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な受診につなげる支援・精密検査票等の制度の活用 ○ 障害のある子どもや医療的ケア等の支援を要する子どもの成長・発達への支援 ○ 医療機関との連携の強化 ○ 子どもの医療に関する制度の活用 (子ども医療・未熟児養育医療・育成医療・小児慢性疾患医療等) 	総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所
⑥子どもの体力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの体力の向上を目的とした事業の充実 ○ 小学校を会場としたスポーツ教室の実施 ○ 中学校における部活動への支援 	スポーツ推進部 学校教育部 スポーツ振興財団

施策2

妊娠期からの切れ目のない支援・地域の子育て支援の充実

令和5年度より体制を強化した世田谷版ネウボラの中で、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の実現に向けて、地域の支援ネットワークを強化します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世田谷版ネウボラ（ネットワークによる切れ目のない伴走型相談支援）の深化 ○ 妊娠8ヶ月面談を契機とした相談支援が必要な方の早期把握とフォローの実施 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所
② 身近な地域での支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉の相談窓口・あんしんすこやかセンターとの連携による支援 ○ 親子の集まる機会を活用した子育てや健康に関する正しい情報の提供 ○ 区公式LINEの活用による子育て支援情報の発信 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所
③ 地域で子育てを見守る場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館、保育園、健康づくり課等が連携した子育て支援の強化 ○ 育児不安・児童虐待防止対策を進める関係機関、地域等との連携の強化 ○ 各地域におけるネウボラ・チームによる連携会議での情報共有と課題整理 ○ 子育てサロンの活動支援 ○ 子育て利用券による地域の子育て支援活動の支援 ○ 児童館等身近な場所を活用した両親学級の実施 ○ 「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」による普及啓発 ○ 中学生等を対象とした赤ちゃんとの触れ合い体験の実施 ○ 「医療的ケア児の笑顔を支える基金」による普及啓発と基金活用した支援事業の実施 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所 社会福祉協議会

施策の内容	主な取り組み	担当所管
④ 育児不安の軽減、虐待予防への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世田谷版ネウボラ（ネットワークによる切れ目のない伴走型相談支援）の深化（再掲） ○ 乳児期家庭訪問（全戸訪問）及びその後のきめ細かな支援の実施 ○ 乳児期家庭訪問（全戸訪問）等を通じた産後うつ予防と早期支援の実施 ○ 父親（パートナー）も含めた親のメンタルヘルスの支援の充実 ○ 親の交流会等、育児体験の機会の提供 ○ 乳幼児健診等の機会を通じた相談支援の実施 ○ 育児不安等を抱く親の早期発見、早期対応に向けた医療機関等との連携強化 ○ 一部のおでかけひろばにおけるレスパイト機能（※）の整備 <small>（※）育児に起因する保護者の疲労や睡眠不足を解消、またはスタッフへの相談等により育児不安を軽減することを目的とする。</small> ○ 子どもの発達が気になる保護者を対象とした発達支援親子グループの実施 ○ 産前・産後（1歳未満の子どもを育てる）の支援が必要な家庭へのヘルパー訪問事業の実施 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所

施策3

安全で安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備

世田谷版ネウボラによる切れ目のない支援に加え、安全で安心して妊娠・出産・子育てができる地域の環境整備に向けた取組みを行います。親と子の健康づくりに関連した区民サービスの向上をめざし、母子保健事業の運用を図ります。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 知識の習得と学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両親学級の実施（平日・休日開催、オンライン開催） ○ 区公式 LINE の活用による子育て支援情報の発信（再掲） ○ 乳幼児健診での適切な育児に関する知識等の普及・啓発の実施 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所
② 安全・安心な妊娠・出産等ができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ周知啓発（再掲） ○ 不妊治療に悩む方への支援 ○ 世田谷版ネウボラ（ネットワークによる切れ目のない伴走型相談支援）の深化（再掲） ○ 妊娠・出産、育児に関する相談及び支援 ○ 妊婦の受動喫煙防止啓発用ストラップの配布・啓発 ○ 妊婦健診の実施 ○ 産後ケア事業の実施・拡充 ○ 妊娠期からの多胎児を育てる家庭への支援（ヘルパー訪問事業及び移動支援事業（タクシー料金助成）） 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所 生活文化政策部 学校教育部
③ 支援情報の管理方法及び事務運営手法の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体基幹システム標準化の取組みを契機とした妊娠期からの切れ目のない支援情報の管理方法と効果的な事務運営手法の検討の実施 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所

⑤子ども・若者の健康づくり

目 標

- 成長過程にある子ども・若者世代が、基本的な生活習慣を整え、からだやこころの変化に気づき、自分自身を主体的に守ることができる。

1

現状と課題

子ども・若者の思春期世代は、子どもから大人に成長する過渡期であり、子どもと大人の両面を持ち、不安や葛藤を抱えて生活を送っている世代といえます。

同世代等の仲間同士の結びつきが強い反面、地域・近隣との関係性が希薄となることも多く、健康問題の解決につながる正しい情報が届きにくい特性があります。区の調査（※）では、思春期世代の12.2%が、悩みやストレスを抱えたときにも相談しないと回答しており、その内の6割が「相談しても何も変わらないと思う」を理由としています。

このような現状の中で、性感染症、過度なやせ志向、喫煙、市販薬などの薬物乱用や、ゲームやインターネットへの依存等の問題はコロナ禍を経て一層深刻化する傾向にあります。また、不登校・ひきこもり等、孤独・孤立の状態を放置すると、課題が長期化・複雑化する傾向があります。これらの健康問題は、現在にとどまらず、家族も含めた、将来・次世代までの健康問題として影響を及ぼすこともあるため、問題の早期発見や早期介入・相談支援に取り組む必要があります。

また、この世代は、周囲の人や環境により変化しやすいため、健康教育効果が高いといわれています。健康的な行動や対人交流における経験を重ねて、健康問題の解決力や受援力の獲得につなげられるよう、この世代を取り巻く身近な家族や関係者も含めて理解を促していく必要があります。

そのため、問題別にアプローチするだけでなく、子ども・若者支援として家庭や学校、地域等が連携を強化して、総合的に取り組むことが求められています。

※世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査報告書
(令和3年3月)

主要課題

- 1 子ども・若者世代の多様化する健康問題への普及啓発や情報発信の強化が必要である。
- 2 若者世代の変化や様子に、周囲が気づいて、つなげることができる体制づくりが必要である。
- 3 地域の関係機関と区の総合的な連携の仕組みづくりの強化が必要である。

2

施策と主な取組み

施策1 主体的な健康管理のための基本的な知識とその実践の育み

子ども・若者が、自分のからだやこころ、性の健康についての正しい知識を習得し、自分や他者を大切に思う気持ちを育めるよう、情報提供や機会を提供していきます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 自分のからだやこころ、性の健康に関心を持ち大切に思う気持ちの育み	<ul style="list-style-type: none"> ○ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発 ○ こころの健康に関する動画の配信（せたがやペンギン物語～こころとからだのプチアニメ～）（再掲） ○ 児童・生徒のメンタルヘルスにかかる教育の実施と連携（再掲） ○ SOS の出し方に関する教育の実施（再掲） ○ 専門家（助産師）による性感染症予防の健康教育プログラムの実施 ○ ヤングケアラーの理解のための普及啓発の実施（子ども向けハンドブック） ○ 学校、保育園、幼稚園、給食施設等と連携した食育の推進（再掲） ○ 学校等でのたばこ・アルコール・薬物乱用防止のための正しい知識などについて、専門職による出張健康教育の実施（再掲） ○ 薬物乱用防止教室の講師派遣（薬剤師会に委託） ○ 中学生を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語の募集及び展示会の実施（再掲） 	総合支所 生活文化政策部 世田谷保健所 子ども・若者部 学校教育部
② アクセスしやすい情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒のタブレットを活用したメンタルヘルスや相談情報の提供 ○ X（エックス：旧ツイッター）やライン等のSNSを活用した、手に取りやすい周知・情報発信 ○ 検索連動広告を用い都のホームページへ誘導し、悩みや居住地に応じた相談支援が検索できる情報発信の活用（東京都こころといのちのほっとナビ） 	総合支所 世田谷保健所 学校教育部 教育総合センター

施策2

からだやこころの変化や不調、性の悩み相談や支援に向けた環境整備

からだやこころ、性についての不安や葛藤を抱える子ども・若者の相談等に対応し支援できる環境づくりを進めます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① ころやからだ、性の悩みや不安に対する相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門医と保健師による子どもから思春期世代へのこころの悩みや不安に対する相談の実施 ○ 匿名・予約不要の子ども・若者を対象にした臨床心理士等による相談 ○ 保健師の地区活動を通じたころやからだ、性に関する相談の実施 ○ 世田谷区夜間・休日等こころの電話相談の実施（再掲） ○ 支援が必要な子どもや家庭への相談実施（子ども・子育てテレフォン事業） ○ 専門相談機関や医療機関等と連携した相談体制の充実 ○ 家族・関係者向けの相談の実施 	総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部 世田谷保健所 教育総合センター 保健センター
② 子ども・若者世代のための居場所や支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が必要な子どもや家庭への相談・支援の実施（子ども家庭支援センター事業） ○ 中高生世代が気軽に利用できる居場所の確保（各地域の中高生支援館や青少年交流センター） ○ 生活困窮世帯等を対象にした生活支援や学習支援と、子どもの貧困対策等との連携 ○ 医療機関と連携した自殺未遂者支援の実施（再掲） 	総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部 教育総合センター
③ 性感染症相談・検査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性感染症（HIV感染症／エイズ／性器クラミジア感染症／梅毒）相談・検査事業の実施（定例は月1回）（再掲） ○ エイズ予防普及月間等における臨時相談・検査の実施（年2回）（再掲） 	世田谷保健所
④ 子ども・若者世代の保護者や支援者への普及啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者・関係者への正しい情報提供（支援ガイドの発行） ○ 保護者向け思春期の健康に関する講演会の実施 ○ 区民や職員や支援者へのゲートキーパー講座の実施やオンライン配信（再掲） ○ メンタルヘルスの問題を抱える身近な家族や同僚等に対する支援のための「心のサポーター講座」の実施【新規】（再掲） ○ ヤングケアラーの理解のための普及啓発の実施（支援者向けマニュアル、支援者向け個別研修） 	総合支所 世田谷保健所 子ども若者部 教育政策・生涯学習部 学校教育部 教育総合センター 保健センター

施策3

子ども・若者の健康づくりのための総合的な支援・連携の強化

子ども・若者の健康課題を共有し、家庭環境や教育現場からの切れ目のない支援ができるよう、関係部署等との連携を強化してからだところの健やかな成長を支えます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① ネットワークの強化による子ども・若者施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・若者支援協議会や重層的支援協議会、思春期青年期精神保健部会を通じた関係機関の連携強化 ○ 世田谷区自殺対策協議会における子ども・若者世代への自殺予防に関する施策の検討 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部 教育総合センター
② 子ども・若者の成長を支える切れ目のない連携支援体制による支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校やひきこもり等の子ども・若者に対する教育と福祉の連携及び切れ目のない支援の強化 ○ 生活困窮世帯等を対象にした生活や学習の支援と、子どもの貧困対策との連携強化 ○ 支援者対象の研修・サポート体制の整備の充実 ○ 早期発見・早期支援につながる教育と地域の連携のしくみの強化（学校事例検討会） 	総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部 世田谷保健所 学校教育部 教育総合センター

⑥健康長寿の推進

目 標

- 区民が、高齢になっても、自らの心身の状況に合わせ、生きがいを持ちながら健康づくりに取り組み、地域において生き生きと暮らしている。

1

現状と課題

区はこれまで、健康長寿に向けて壮年期からの生活習慣の改善、各種健診の受診率の向上、健診データを活用した重症化予防や介護予防など、高齢者の保健福祉施策に取り組んできました。

令和5年4月1日世田谷区の高齢者人口（65歳以上）は18万6千人を超え、高齢化率は20.37%となっています。

しかしながら、区民の平均寿命と健康寿命は年々延びているものの、平均寿命に対して健康寿命の伸びは緩やかな傾向にあります。国が定める「健康日本21（第三次）」においても、健康寿命は着実に延伸してきており、今後も健康づくりを推進するにあたり、引き続き最も重要な課題であるとしています。

健康寿命の延伸に向けては、高齢者福祉と保健医療の連携強化により、生活習慣病の予防や重症化予防等の取り組みを切れ目なく展開するとともに、地域包括ケアシステムの推進の中で、高齢者の特性に合わせ、地域のつながりを活かして事業を実施するなど、より効果的な施策展開を図る必要があります。

また、長く続いたコロナ禍が健康長寿に与えた影響も見逃すことはできません。世田谷区民の健康づくりに関する調査（令和3年3月）によると、高齢者のうち8割が「毎日を健やかに充実させてくれている」と回答をする一方、地域とのつながりについては、約半数が「弱いほうだと思う」と回答しています。コロナ禍における自粛生活の影響として、外に出る機会が減り、人との関わりが減少していると考えられ、この間におけるフレイルの進行が懸念されます。

そのため、健康づくり事業と介護予防施策が連携し、各種の健康講座、健康体操、介護予防事業、健康相談などを実施することで、健康づくりや介護予防、認知症予防（※）への高齢者の参加と活動の機会を充実し、積極的な参加を促していく必要があります。

また、高齢者が個々の心身の状況に応じて外出や社会とのつながりを持ち、地域活動・就労などを通じて生きがいや役割を見出していくことができる環境整備に取り組むことも重要になると考えられます。

※認知症の発症や進行を遅らせること

主要課題

- 1 高齢者の生活習慣病の予防や、重症化予防等のより効果的な施策展開が求められる。
- 2 高齢者の健康づくりや介護予防、認知症予防などの事業への参加の機会の充実を図る必要がある。
- 3 高齢者が心身ともに健康で過ごせるよう生きがいづくりを支援する必要がある。

2

施策と主な取組み

施策 1 高齢福祉と保健医療の連携強化

生活習慣病等の予防及び糖尿病などの重症化予防と改善に向け、高齢者福祉と保健医療の連携をより一層強化していきます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 生活圏域に密着した医療連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区包括ケア会議などを利用したあんしんすこやかセンターによる「医療連携」の推進 ○ 地域ケア連絡会での「医療連携」の取組みの充実 ○ 医療連携にあたる福祉・介護人材の確保・育成と基盤の整備 ○ 地域の医療機関に対する精密検査等の後方支援 	総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部 保健センター
② 医療機関と連携した高齢者に多い疾病の重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者に多い生活習慣病予防（糖尿病など）の情報発信の強化 ○ 生活習慣病予防（糖尿病など）のための医療機関等との連携による個別・集団指導の実施（再掲） 	保健センター 世田谷保健所

施策2 健康長寿のための健康づくりと介護予防

各種の健康講座の実施や健康体操の普及、介護予防事業、健康相談など様々な機会を通じ、高齢者の健康づくりと介護予防、認知症予防に取り組みます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 生活習慣病予防の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健診、特定保健指導及び長寿（後期高齢者）健康診査の実施 ○ 健康に関する電話、面接相談の実施 ○ 生活習慣病改善支援のための各種健康講座の開催（再掲） ○ 後期高齢者への糖尿病性腎症重症化予防事業【新規】 ○ 区民のヘルスリテラシー向上のための科学的根拠に基づく情報発信（再掲） 	総合支所 保健福祉政策部 保健センター 世田谷保健所
② 身体を動かす機会の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康体操教室等の実施 ○ サロン・ミニデイにおける健康体操の普及・啓発 ○ 世田谷いきいき体操を活用した通いの場づくり ○ 高齢者の外出を促進するインセンティブ事業の実施【新規】 	スポーツ推進部 スポーツ振興財団 高齢福祉部 社会福祉協議会
③ 介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施 ○ 運動・口腔・栄養・認知症予防を取入れた複合型介護予防講座の実施 ○ せたがやシニアボランティア・ポイント事業の推進 ○ 介護予防手帳の配布 ○ 通いの場での医療専門職による健康相談【新規】 ○ 介護予防と連携した高齢者の低栄養予防に関する普及啓発（再掲） ○ 区民の自主的な介護予防の活動支援 	保健福祉政策部 高齢福祉部 世田谷保健所
④ 認知症の予防及び備えの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の発症や進行を遅らせる生活習慣病予防やフレイル予防等の啓発 ○ 軽度認知障害（MCI）の理解促進と早期発見・早期対応への啓発 	高齢福祉部

施策3 健康長寿に向けた生きがいのづくりの支援

健康寿命の延伸に向け、高齢者の多様な活動の支援や交流機会の提供、就労や生涯現役に関する情報発信など、高齢者が心身ともに健康で過ごせるよう生きがいのづくりを支援します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 生きがいのづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交流会の開催等によるグループ活動の促進 ○ 健康づくりグループの紹介や活動場所などに関する情報の提供 ○ 生涯大学などの生きがい推進事業の実施や高齢者クラブ活動などの高齢者の活動支援 ○ 「せたがや生涯現役ネットワーク」と協働した地域活動促進事業の支援 ○ 働くことを通じた高齢者の生きがいと健康づくりの実施 ○ サロン・ミニデイ、ふれあいサービス・ファミリーサポートセンター事業などの地域の支えあい活動の支援 ○ 特技を活かした地域支えあい活動等のグループでのボランティア活動の実施 ○ 身近な地域で町会・自治会や福祉団体の活動を支援する、地区サポーター制度の実施 ○ 認知症の方が参画した活動の促進等、希望をもって暮らしていくための地域づくりの推進 ○ 一人で気軽に立ち寄れる居場所の開発 	総合支所 生活文化政策部 経済産業部 高齢福祉部 保健センター シルバー人材センター 社会福祉協議会
② 生きがいのづくりに関する情報発信と啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の居場所となっている多種多様な場や活動を集約した情報誌の発行 ○ ひだまり友遊会館の「生涯現役情報ステーション」等の活用による地域活動促進情報の発信 	生活文化政策部

⑦食育の推進

目 標

- 区民が食に関する正しい知識をもち、望ましい食を選択する力を習得・実践することにより生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活ができる。

1

現状と課題

国は、平成17年に制定した食育基本法に基づき、食育の推進に取り組んできました。令和3年に策定された「第4次食育推進基本計画」では、これまでの取組みによって、食育は着実に推進され、進展してきているとしています。しかしながら、特に若い世代では、健全な食生活を心がけている人が少なく、食に関する知識がないとする人も多いと捉えています。また、健康寿命の延伸は、重要な課題であり、食育の観点からも積極的な取組みが必要であると指摘しています。さらに、今後の食育の推進に向けては、多様な関係者が連携・協働し、その実効性を高めつつ、国民が自ら食育推進のための活動を実践しやすい社会環境づくりの構築が必要であるとしています。

令和2年度に実施した「世田谷区民の健康づくりに関する調査」では、20～40歳代男性の食への意識は高くなっていましたが、20歳代及び40歳代男性で朝食を食べていない人が増加し、塩分をとり過ぎないようにしている人の割合と野菜を1日に3皿以上食べる人の割合の改善が見られませんでした。

60～80歳代の男性では2割の人が生活習慣病の要因となる肥満である一方、女性のやせは20歳代で2割を超え、適正体重維持が課題となっています。

食は健康づくりの基本です。区民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためには、適切な栄養の摂取や望ましい食生活を送ることが大切です。そのためには、栄養や食生活に関して正しい知識を習得するとともに、自分に適した食生活が実践できる力を身につける必要があります。

今後、地域で実践している主体的かつ多様な取組みと連携・協働し、区民が自然に健康につながる食環境づくりに取り組み、健康的な食生活の実践ができることを目指します。

主要課題

- 1 食に関する知識や意識をもっているが、健康的な食生活の実践に結びついていない。
- 2 若年女性のやせや、壮年期における、男性の肥満の増加が改善されていない。
- 3 高齢者のフレイルの要因のひとつである低栄養予防に、壮年期から働きかけることが必要である。
- 4 食べる力や食文化に関する情報が十分に継承されていない。

2

施策と主な取組み

施策1 ライフステージに応じた食生活の向上

各世代の多様な暮らしに対応した望ましい食習慣（食事の大切さ・必要性の理解、料理の組み合わせなどの食事をつくる力、食事を選択する力等）、食を通じた適正な体重管理の正しい知識の普及・啓発への支援による食育を推進します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 食に関する知識と選択力を身につけた健康につながる実践への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育ガイドブック等を活用した食事に関する正しい知識の普及・啓発事業の実施【拡充】 ○ 栄養サポート店^{※1}である商店街や学校、幼稚園、認定こども園、保育園、給食施設における健康・栄養情報の発信 ○ 学校、幼稚園、認定こども園、保育園、給食施設等と連携した情報提供と実践支援 ○ 妊娠前からのからだづくりに向けた栄養・食生活に関する情報提供 ○ ライフステージや多様な暮らしに応じた「食事を組み立てる力」や「食べる力^{※2}」を習得するための情報提供と食育講座等による実践支援 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所 経済産業部 学校教育部 教育政策・生涯学習部
② 乳幼児期からの生涯を通じた望ましい食習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、幼稚園、認定こども園、保育園、給食施設等と連携した食育の推進 ○ 乳幼児の食を通じた望ましい生活リズムの啓発 ○ 乳幼児期における子どもの発育・発達にあわせた適切な食生活の実践への管理栄養士による相談支援 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所 学校教育部 教育政策・生涯学習部

※1 区内の商店街との連携により、区民への食育情報の提供や正しい食の知識等の啓発を目的として、メニューへの栄養成分表示や健康・栄養情報等の掲示に協力いただいているお店をいう。

※2 食べる力とは、かんだり、飲み込んだりするなどの力のことをいう。

施策の内容	主な取組み	担当所管
③ 世代別食の課題に基づく食生活支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児期における食べる機能に応じた適切な食生活の実践への支援 ○ 若い世代の適正体重の維持と望ましい食習慣づくりに向けた取組み手法の変更 ○ 介護予防と連携した高齢者の低栄養予防に関する普及啓発 ○ 高齢者に関わる施設等との連携を通じた食生活支援【新規】 	総合支所 子ども・若者部 高齢福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部 保健センター

施策2

生活習慣病予防と重症化予防につながる栄養・食生活の取組み

生活習慣病予防と重症化予防対策のため、適正な量と質の食事を摂る等望ましい食生活の習得に向けた食育講座の実施や食生活・栄養相談などの機会を通じ、かしこくおいしく食べることへの実践につなげていきます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 食を通じた生活習慣病予防の正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育ガイドブック等を活用した食事に関する正しい知識の普及・啓発事業の実施（再掲） ○ 栄養サポート店^{*1}である商店街や学校、幼稚園、認定こども園、保育園、給食施設における健康・栄養情報の発信（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ○ 区民の食事頻度調査結果を活用した情報提供 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所 経済産業部 教育政策・生涯学習部 学校教育部
② 生活習慣病予防のための適切な食生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康状態に応じた栄養相談の実施 ○ 適正体重を維持するための適切な量と質の食事に関する講座等の実施 ○ 適切な食塩・野菜の摂取に向けた情報の発信と講座等の実施【新規】 ○ 健康度測定及び個別相談における食生活カウンセリングの実施 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所 経済産業部 教育政策・生涯学習部 学校教育部 保健センター
③ 生活習慣病予防の食習慣づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野菜摂取と適塩を重視した食環境づくり（せたミール^{*3}）の検討・試行【新規】 ○ 飲食店、学校、幼稚園、認定こども園、保育園、給食施設等における栄養成分表示等の実施 ○ 給食施設における利用者に応じた栄養管理の実施への支援 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所 経済産業部 教育政策・生涯学習部 学校教育部

※3 スーパー・小売店・飲食店等への協力を得て、区民が気軽に適切な量の野菜や食塩を体験できるバランスのよい食事をいう。

施策3 健康な食環境の向上につながる食育の推進

心身を健やかに保つためには、食事をおいしく楽しむことが大切です。毎日の食事を通じ、食を通じたコミュニケーションを図り、食事マナーや食文化、食料の生産・流通・消費等に触れる機会を重ね、食の大切さを知る機会を設けます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 食に関心を持ち、自らの健康を意識するきっかけづくりの取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページや料理検索サイト、健康・栄養情報等を活用した健康な食生活を実施するための情報発信 ○ 野菜摂取と適塩を重視した食環境づくり(せたミール)の検討・試行【新規】(再掲) ○ 食育ガイドブック等を活用した食事に関する正しい知識の普及・啓発事業の実施【新規】(再掲) 	総合支所 子ども・若者部 経済産業部 世田谷保健所 保健センター
② 家庭や地域における食事マナーや食文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、幼稚園、認定こども園、保育園、給食施設等と連携した食育の推進(再掲) ○ 区内生産物やせたがや食育メニュー※4等を活用した食事づくり、会食機会等の食育事業の実施 ○ 地域での会食等による共食の機会を通じた食事マナーや食文化の継承 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所 経済産業部 教育政策・生涯学習部 学校教育部
③ 自然の恵みに感謝し、環境や災害を意識した食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、幼稚園、認定こども園、保育園、給食施設等と連携した食育の推進(再掲) ○ 生産・流通・環境等食品を取り巻く状況や、食品ロス、災害に備えた食生活等、食の情報発信 ○ 食育ガイドブック等を活用した食事に関する正しい知識の普及・啓発事業の実施【新規】(再掲) 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所 経済産業部 教育政策・生涯学習部 学校教育部 清掃・リサイクル部

※4 区内で食育に取り組んでいる保育園・幼稚園・小中学校・事業所・病院・福祉施設・大学などの教員、管理栄養士、栄養士及び区内3大学の管理栄養士専攻学生が協力し、みんなで考えたメニュー。

⑧口と歯の健康づくり

目 標

- 区民が、口や歯の健康の大切さを知り、健全な口腔機能を保てるよう、生涯にわたり自ら口と歯の健康づくりに取り組んでいる。

1

現状と課題

口や歯の健康は、食べる機能や会話によりコミュニケーションを取る機能として、心身の健康の土台となるものです。

全身の健康にも影響することが分かってきており、高齢化が進む中で健康寿命の延伸のために、いかに口と歯の健康を保ち続け、生活の質を維持、向上させていくかが重要な視点となります。

政府の「骨太方針 2022」では、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」や「オーラルフレイル」に触れられており、口と歯の健康は、全身の健康の悪化予防としての観点からますます注目されています。

この間の区の状況として、「むし菌のない子どもの割合」（※1）では、3歳 95.6%、5歳 81.9%、「1人当たりの平均むし菌の数：12歳」（※2）では 0.41 本となっています。乳幼児期や学齢期でのむし菌の状況は改善されてきており、このまま継続的な取り組みが必要であるとともに、ライフステージの変化によって途絶えることのない取り組みが必要と考えられます。

区が行っている成人歯科健診では、「進行した歯周炎に罹っている者の割合」は 40・50・60・70 歳全ての年代で悪化（平成 28 年度比）しており、成人期の歯周病対策が継続した課題となっています。

80 歳以上では、自分の歯が 20 本以上ある方が年々増加している一方、高齢化の進展に伴い、周術期口腔ケアや訪問口腔ケア、そのための地域歯科と医科の連携の必要性が高まると予測されます。

※1 「保健福祉総合事業概要」

※2 「世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書」（令和 3 年 3 月）

主要課題

- 1 成人期からの歯周疾患対策が求められている。
- 2 全身の健康のために、口腔機能の成育、維持、向上による健康づくりが求められている。
- 3 高齢化の進展に伴い、更なる地域歯科・医科の連携の必要性が高まっていると考えられる。

2

施策と主な取組み

施策1 ライフステージに応じた口と歯の健康づくり

乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期とライフステージに応じた口と歯の健康づくりを継続的に推進します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 乳幼児期の取組み 【～5歳】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1歳6か月児・2歳6か月・3歳児歯科健診の実施 ○ フッ素塗布（4歳・6歳）の実施 ○ フッ素配合歯磨き剤の使い方など歯に良い生活習慣の普及・啓発 ○ 児童館の幼児サークルや育児サークルの参加者に、口と歯に関する健康教室を実施 ○ 乳児を対象に歯みがき準備教室の実施 ○ 幼稚園児・保育園児歯科健診の実施 ○ 幼稚園児・保育園児歯科衛生教育の実施 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所
② 学齢期の取組み 【6歳～17歳】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクール」（小学生対象）の実施 ○ 学校定期健康診断（小学校・中学校）の実施 ○ 中学生に歯科健診に関するちらしの配布 	世田谷保健所 教育政策・生涯学習部
③ 成人期の取組み 【18歳～64歳】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成人歯科健診の実施 ○ 大学生等の若い世代へのアプローチ検討 	世田谷保健所
④ 高齢期の取組み 【65歳以上】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成人歯科健診の実施 ○ すこやか歯科健診の実施 ○ お口の元気アップ教室の実施 ○ オーラルフレイル対策の知名度向上、啓発 	総合支所 高齢福祉部 世田谷保健所

施策2 □と歯から始める健康づくり

□と歯の健康は、糖尿病や心疾患、脳梗塞、認知症、誤嚥性肺炎など全身の健康にも影響することが分かってきており、高齢化が進む中では、健康寿命の延伸のために、□と歯の健康を保ち続け、生活の質の維持、向上を図ります。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 歯周疾患等改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯周疾患改善指導（成人歯科健診時）の実施 ○ 歯周疾患に特化した啓発方法の検討・実施 ○ □と歯に関する正しい情報提供・周知 	世田谷保健所 総合支所
② オーラルフレイル対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ オーラルフレイル対策の認知度向上、啓発【再掲】 ○ すこやか歯科健診によるあんしんすこやかセンターとの連携 ○ お口の元気アップ教室の実施【再掲】 	総合支所 世田谷保健所
③ 定期健診の受診率向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施策を通じたかかりつけ歯科医のきっかけ作り ○ 官民連携等、区とは異なるアプローチ方法の検討 	世田谷保健所
④ 口腔がんの予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 口腔がん検診の実施 ○ 口腔がんに関する正しい情報の普及（講演会開催等） 	世田谷保健所

施策3 環境に応じた□と歯の健康づくり

妊産婦や周術期、認知症、障害者といった個人の多様な環境や、災害時といった非常事態の環境に応じた□と歯の健康づくりを推進していきます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 妊産婦の口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産前・産後歯科健診の実施 	総合支所 世田谷保健所
② 外出できない区民の口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問口腔ケア事業の実施 	世田谷保健所 高齢福祉部
③ 一般診療所の治療が困難な方の口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 口腔衛生センターによる障害者等の診療及び口腔衛生指導 	保健福祉政策部
④ 周術期等の口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周術期（手術前後等）口腔ケア等の医科歯科連携（情報共有方法）の検討・実施【新規】 	世田谷保健所 保健福祉政策部
⑤ 災害時の口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災用品として歯ブラシ等準備の啓発 ○ 避難所での口腔ケア 	総合支所 世田谷保健所

⑨女性の健康づくり

目 標

- 区民が、ライフステージに応じた女性特有の病気や体調の変化を理解し、病気の予防に努めるとともに、体調の変化と上手に付き合い、健康で明るく、充実した日々を過ごすことができる。

1

現状と課題

女性は思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、ライフステージの進みと共に、女性特有のこころと身体の変化が現れることが大きな特性と言えます。このことを理解し、適切に各段階における健康課題の解決を図ることが重要です。また、ライフスタイルや価値観の変化により、課題が大きく移り変わることも見逃すことができません。

国は、「健康日本21（第三次）」において、この間における20代の女性のやせの割合の増加や女性の飲酒率の増加などの指標の悪化を背景に、“女性の健康”を明記し、性差や年齢を加味した取組みを推進するとしています。

区はこれまで、女性特有の疾病に対する知識の普及・啓発や健診の受診勧奨、妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）などを進めてきました。

しかしながら、乳がんや子宮がん、骨粗しょう症などの検診率の推移をみると、顕著な増加傾向はみられず、一定数の健康無関心層が存在すると考えられます。これらの層を中心に、その他の女性特有の疾病への支援も含め、支援制度が認知されていない可能性があり、今後、普及啓発とともに、相談や健康講座の充実、検診の勧奨強化などのさらなる充実に取り組む必要があると考えられます。

また、近年、さらに女性の社会進出が進む中、妊娠・出産・育児等により生じる体調の変化や、不妊・流産などに対する支援など、よりきめ細やかな支援の充実が求められており、家族や企業、事業者など多様な主体が、女性特有の健康課題を理解し、地域保健と職域保健が連携して取り組んでいく必要があります。

世田谷区においても、20歳代の女性で「やせ」が増加しており、40歳代以上の女性で毎日飲酒をしている割合は国の15%に対して区は20%と高い状況です。過度な「やせ」や飲酒などの生活習慣の悪化は、妊娠・出産等に影響を及ぼし、年齢が進むと骨粗しょう症などの病気にもなりやすくなります。飲酒や受動喫煙、性感染症の罹患による女性の身体への影響などの知識が十分に伝わっていないことも課題であり、若い世代に対する健康教育を含め、ライフステージに応じた健康知識の普及・啓発の強化が必要です。

主要課題

- 1 女性特有の病気に対する支援の認知度向上と、支援の充実に取り組む必要がある。
- 2 妊娠・出産・育児等における女性の健康不安への支援の強化に取り組む必要がある。
- 3 女性特有の健康課題に対する正しい知識の普及啓発の強化に取り組む必要がある。

2

施策と主な取組み

施策1 女性の健康づくり及び女性特有の疾病に対する支援の充実

更年期障害や骨粗しょう症、乳がん・子宮がんなど、女性が罹患しやすい疾病に対する知識の普及・啓発やその予防策について、相談や検診、健康講座などを通じ、性差を考慮し、健康づくりの支援を行います。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 女性の健康づくりに関する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域等の健康講座や女性の健康づくりに関する情報提供 ○ 職域団体や区内事業所等と協働したがんに関する正しい知識の普及・啓発(再掲) ○ 「女性の健康週間」等でのイベントや講演会の実施 ○ 更年期に起こりやすい体調の変化に関する情報提供 ○ 各種事業やイベント等を通じた適正飲酒および飲酒の害に関する正しい知識の普及・啓発(再掲) ○ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ周知啓発(再掲) 	総合支所 生活文化政策部 世田谷保健所 保健センター
② 骨粗しょう症予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 骨粗しょう症検診等の個別勧奨及び情報提供 ○ 体成分測定等の実施や身体チェック(骨密度測定、体成分測定等)を取り入れた健康講座の開催(再掲) ○ 適正体重を維持するための適切な量と質の食事に関する講座等の実施(再掲) ○ 両親学級や乳児期家庭訪問等の母子保健事業を活用した母親の健康づくりの支援 	総合支所 世田谷保健所 保健センター

施策の内容	主な取組み	担当所管
③ 乳がん・子宮がんに関する知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初めて乳がん検診・子宮がん検診の対象となる区民への予防パンフレット（がん検診手帳等）の配布（再掲） ○ 受診勧奨対象者の拡大等による受診勧奨強化（拡充）（再掲） ○ ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症に係る予防接種の接種勧奨（再掲） ○ ワクチンの勧奨と併せたヒトパピローマウイルス（HPV）感染予防の啓発（再掲） 	総合支所 世田谷保健所 保健センター

施策2 妊娠・出産・育児等に伴う健康的な生活への支援

社会情勢の変化やライフスタイルの多様化なども踏まえ、妊娠・出産・育児等に伴い、女性が生じやすい身体の悩みやこころの変化について相談等を行い、女性の健康的な生活を支援します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 妊娠・出産に伴う身体とこころのケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両親学級の実施（平日・休日開催・オンライン開催）（再掲） ○ 不妊、流産、死産、不育症等、妊娠・出産に伴うこころのケアに関する相談の実施 ○ 産後うつ等、産前・産後のこころのケアに関する相談の実施 ○ 両親学級や乳児期家庭訪問（全戸訪問）等を通じた産後うつの予防と早期支援の実施（再掲） ○ 妊婦の受動喫煙防止啓発用ストラップの配布・啓発（再掲） 	総合支所 世田谷保健所
② 不妊治療の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊活オンライン相談の実施（再掲） 	世田谷保健所
③ 育児不安の軽減、虐待予防への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児期家庭訪問（全戸訪問）及びその後のきめ細かな支援の実施（再掲） ○ 乳幼児健診等の機会を通じた相談支援の実施（再掲） ○ 親の交流会等、育児体験の機会の提供（再掲） ○ 育児不安等を抱く親の早期発見、早期対応に向けた医療機関等との連携強化（世田谷版ネウボラの実施）（再掲） ○ 親のメンタルヘルスへの支援の実施 	総合支所 子ども・若者部 世田谷保健所

施策3

女性特有の健康課題に対する正しい知識の普及啓発の促進

適正な体重の維持・管理や性感染症予防についての普及・啓発や環境づくり支援を行い、若い世代の女性の健康づくりを支援していきます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 適正な体重の維持・管理に関する普及・啓発の充実や環境づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若い世代の適正体重の維持と望ましい食習慣づくりに向けた取組みの変更（再掲） ○ 妊娠前からのからだづくりに向けた栄養・食生活に関する情報提供 ○ 適正な体重の維持・管理の大切さに関する普及・啓発の実施 ○ 職域と連携した健康づくり支援の実施 	総合支所 世田谷保健所
② 性感染症予防のための普及・啓発及び検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助産師等による性感染症予防についての授業の提供（再掲） ○ 性感染症（H I V感染症／性器クラミジア感染症／梅毒）相談・検査の実施 	世田谷保健所

⑩アルコール依存・薬物乱用を防ぐ環境づくり

目 標

- 区民が、アルコールや、違法薬物による依存症に加え、ゲームやインターネットや市販薬等の不適切な使用による「依存」について正しい知識を持ち、健康被害を防止し、早期対応ができる。さらに、不正な薬物使用を許さない社会の実現をめざす。

1

現状と課題

アルコール依存症は、心身の健康を損ない、その多くは家庭や社会生活にも影響を及ぼします。さらに、薬物乱用や不正な薬物の使用は、脳障害や意識障害を引き起すほか、アルコール同様に、その依存性が問題視されています。近年、医薬品を過剰に摂取する薬物乱用が、若い世代を中心に増加してきています。違法薬物よりも安価で、所持していても捕まらない医薬品での乱用は発見されにくく、広がりを見せています。

アルコールの摂取による健康被害や依存症の予防、薬物乱用と不正な薬物の使用を防ぐためには、それぞれの害に関する正しい知識の普及・啓発が不可欠です。また、依存症を早期に発見し、相談できる環境づくりも求められています。

コロナ禍において、人との交流が制限される中、ますますゲームやインターネットの使用時間が増加した背景があり、若年層を中心にゲームやインターネットの使用で学業や仕事に支障をきたす、いわゆる「依存」になる問題も出てきています。2019年5月、WHO（世界保健機関）では、ゲーム依存をゲーム障害として新たな国際疾病分類に加えました。ゲームやインターネット依存についても、疾病予防や早期対応のための普及啓発と相談の充実が求められています。

主要課題

- 1 不適切な飲酒が、生活習慣病や精神疾患に繋がることへの普及啓発が必要である。
- 2 薬物の害を知り、違法薬物を安易に入手できない社会の環境づくり等が求められる。
- 3 依存症(アルコール、薬物、インターネット・ゲーム、ギャンブル)についての相談体制が必要である。

2

施策と主な取組み

施策1 アルコール関連問題（生活習慣病含む）に関する普及・啓発の充実
飲酒の害に関する正しい知識の普及・啓発、アルコール対策に取り組みます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 飲酒による健康被害に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康診断や各種健康イベント等を通じた適量飲酒や飲酒による健康被害に関する正しい知識の普及・啓発 ○ 学校等での飲酒の害に関する正しい知識と断れる力の大切さなどについて、専門職による出張健康教育の実施 ○ 飲酒ガイドライン（厚労省令和5年策定予定）の活用 	総合支所 世田谷保健所
② アルコール依存に関する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール依存に関する知識の普及・啓発 ○ アルコール依存予防のための講演会や相談等につなげる依存症セミナーの開催 	総合支所 世田谷保健所

施策2 薬物対策の充実

薬物の害や依存症に関する正しい知識の普及・啓発や薬物依存等の相談体制の充実などの薬物対策に取り組みます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 薬物の害に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「薬物乱用防止推進世田谷地区協議会」と連携した薬物の害に関する普及・啓発 ○ 中学生を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語の募集及び展示会の実施 ○ 区立中学校での薬物の害に関する正しい知識と断れる力の大切さなどについて、専門職の出張健康教育の実施 ○ 区立小・中学校での薬物乱用防止教室の実施 	総合支所 世田谷保健所 学校教育部

施策の内容	主な取組み	担当所管
② 薬物依存に関する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物依存に関する知識の普及・啓発 ○ 薬物依存予防のための講演会や相談等につながる依存症セミナーの開催 	総合支所 世田谷保健所

施策3

依存症（アルコール、薬物、インターネット・ゲーム、ギャンブル）対策の充実

アルコールや薬物だけでなく、インターネット・ゲームやギャンブル依存症についての相談体制の充実に取り組みます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 依存症（アルコール・薬物、インターネット・ゲーム、ギャンブル）等の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各支所での依存症相談実施やこころの健康相談の実施 ○ 依存症家族講座の実施 ○ 医療機関や自助グループ、支援団体等との連携の強化 	総合支所 世田谷保健所
② 依存症（アルコール、薬物、インターネット・ゲーム、ギャンブル）等に関する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 依存症セミナーに関する知識の普及・啓発 ○ 東京都中部総合精神福祉保健センターと連携した普及啓発の実施 	総合支所 世田谷保健所 保健センター

⑪たばこ対策

目 標

- 区民が、たばこに関する正しい知識を持ち、禁煙に取り組む。
- 区民や事業者等との幅広い連携・協力のもと受動喫煙防止対策に取り組む。

1

現状と課題

たばこは、肺がんだけでなく、胃がんや肝がんなどの各種のがんのリスクを高めるとともに、心筋梗塞や脳卒中などの循環器疾患、喘息やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）などの呼吸器系疾患などの病気にかかるリスクも増やします。また、加熱式たばこの健康影響も否定できないことが明らかになっています。

区の成人の喫煙率は、11.2%（令和2年度）となり、第二次プラン（後期）の目標値（10%以下）には届かなかったものの低下傾向にあります。引き続き未成年者や妊産婦などターゲットを絞った喫煙防止に取り組むとともに、特に喫煙率の高い男性の40歳代、50歳代を対象に、重点的に禁煙支援を進める必要があります。

また、たばこの先から立ちのぼる副流煙は、喫煙者が直接吸いこむ煙よりも多くの有害物質を含み、受動喫煙による健康被害も深刻な問題です。

受動喫煙防止の取組みは、令和2年4月1日に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行され、マナーからルールへと変わりました。区においても、法令に基づき、受動喫煙による健康影響を受けやすい未成年者や妊産婦、患者や従業員等については、特に配慮が重要であると考え、受動喫煙防止対策を進めています。また、平成30年10月に世田谷区環境美化等に関する条例を施行し、区民や事業者等と協力しながら、まちの環境美化とともに、喫煙による迷惑行為の防止等に取り組んでいます。

しかしながら、これらの取組みを進める一方では、令和2年度の世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書によると、職場や飲食店、家庭などで受動喫煙の機会があった人も一定程度いることがわかっており、受動喫煙防止のための環境整備に一層力を入れて取り組む必要があります。

主要課題

- 1 喫煙予防のためのたばこの正しい知識の普及啓発の一層の推進が求められている。
- 2 禁煙を希望する区民へのより効果的な禁煙相談や禁煙支援の充実が求められている。
- 3 望まない受動喫煙の防止に向け、さらなる取り組みの強化が求められている。

2

施策と主な取り組み

施策1 喫煙予防の推進

ターゲットを絞り、たばこの害に関する正しい知識についての効果的な普及啓発等に取り組みます。

施策の内容	主な取り組み	担当所管
① 喫煙の害に関する正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健康イベント等を通じたたばこの害に関する普及啓発 ○ COPD（慢性閉塞性肺疾患）の普及啓発 	総合支所 世田谷保健所 保健センター
② 未成年者の喫煙防止に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区立小・中学校の保健体育授業カリキュラム等を通じた喫煙の害に関する知識の普及 	学校教育部
③ 妊産婦へ向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠期面接等を通じた妊産婦とその家族への普及啓発 	総合支所 世田谷保健所

施策2 禁煙相談、禁煙支援の推進

禁煙を希望する区民への相談支援の一層の充実に取り組みます。

施策の内容	主な取り組み	担当所管
① 区民の禁煙相談・支援体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁煙を希望する区民への禁煙外来等の情報提供と相談の実施 ○ 区医師会など関係機関との連携による効果的な支援 	総合支所 世田谷保健所

施策3 受動喫煙の防止

受動喫煙防止のための環境整備に取り組みます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 受動喫煙防止の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に基づく普及啓発 ○ 区民・事業者等への普及啓発 ○ 受動喫煙防止啓発用「妊婦マタニティストラップ」の配付 ○ 世田谷区たばこルール（路上喫煙禁止など）に基づく普及啓発 	環境政策部 世田谷保健所

⑫感染症予防対策の推進

目 標

- 区民が、感染症に対する正しい知識を持って予防策を実践する。区は感染症を予防し、感染拡大を防ぐ対策を推進する。

1

現状と課題

近年、医療技術の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきましたが、新型コロナウイルスなどの新たな感染症の出現による感染症対応の長期化や、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌感染症の集団発生など、感染症は今日でも区民の暮らしに大きな影響を及ぼしています。

また、国内のH I V感染者及びエイズ患者数の推移を注視し、更なる相談・検査体制の充実も必要です。なお、梅毒、性器クラミジアなどの性感染症は、若者世代を中心に流行しており、思春期世代への感染症予防教育の強化が重要となっています。

結核については、日本における 2021 年の罹患率は 9.2 と低まん延国となり、結核を取り巻く状況の変化を踏まえた対策が必要となっています。

日ごろから区民に向けて、このような感染症に関する情報の提供や正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、予防接種事業の充実と接種率の向上、行政の検査能力の向上、公衆衛生に従事する人材の育成などを充実させることが重要です。

感染症が発生した際には、関係機関と連携して、まん延防止のために迅速かつ的確に対応することが求められているとともに、患者本人の人権に十分配慮した対応が不可欠となっています。

主要課題

- 1 感染症予防の正しい知識の普及と啓発が必要である。
- 2 感染症予防及びまん延防止のより一層の対策が求められている。
- 3 予防接種事業の充実及び接種率の向上が求められている。

2

施策と主な取組み

施策1 感染症予防の普及・啓発及び教育支援活動の推進

小・中学生への衛生教育、思春期世代への性感染症予防教育、区民向け講演会などを通じ、感染症予防に関する正しい知識の普及・啓発等を進めていきます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 感染症予防の正しい知識の普及・啓発や情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世田谷区ウェブサイト等による最新の感染症情報や流行情報などの情報提供や注意喚起 ○ 助産師等による性感染症予防についての授業の提供 ○ 小学校高学年から中学生に向けた感染症予防や健康づくりに関する普及・啓発の充実（パンフレットによる啓発） 	世田谷保健所
② 関係機関との情報共有と相談・連絡体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で活動中の子育て支援や高齢者支援等の既存のネットワークを活用した情報提供や共有 ○ 医師会や高齢者施設等との迅速な情報共有と相談・連絡の連携 ○ NPO等の市民グループ活動との連携 	総合支所 世田谷保健所

施策2 感染症予防及びまん延の防止

感染症患者の早期発見、早期治療のための疫学調査や健診、相談事業、患者に対する療養支援を通じ、感染症予防及びまん延の防止を図ります。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 感染症患者の早期発見、早期治療のための疫学調査・健（検）診の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出感染症発生時の積極的疫学調査や関係者への調査の実施 ○ 関係者検便検体の受付、検査の実施 ○ 結核患者の接触者健診の実施 ○ 肝炎ウィルス検診の実施 	総合支所 世田谷保健所
② 患者に対する療養支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接服薬確認法(DOTS)による結核患者への支援 ○ 窓口、電話などによる感染症に関する個別相談の実施 	世田谷保健所
③ 性感染症予防及び相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性感染症(HIV感染症/性器クラミジア感染症/梅毒)相談・検査の実施 ○ エイズ予防普及月間における普及啓発 	世田谷保健所
④ 感染状況に応じた体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所相談体制の確保【新規】 ○ 保健所調査体制の確保【新規】 	世田谷保健所

施策3 予防接種事業の充実及び接種率の向上

感染症予防及びまん延防止の一環として、定期予防接種の個別勧奨や任意予防接種の公費負担、費用助成等を通じて、予防接種事業の充実と接種率の向上を図ります。

策の内容	主な取組み	担当所管
① 定期予防接種の勧奨及び任意予防接種事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期予防接種(BCG、MR、HPV、高齢者インフルエンザ等)の個別勧奨の実施及び公費負担 ○ 任意予防接種(一部のMR未接種者、子どもインフルエンザ、帯状疱疹)の接種費用の一部助成 	総合支所 世田谷保健所
② 予防接種に関する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口や電話等による個別相談の実施 	総合支所 世田谷保健所
③ 予防接種の状況把握と効率的な管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健事業と連携した状況把握の取組み ○ 予防接種記録の情報の一元化と効率的な管理 	総合支所 世田谷保健所

⑬健康的な生活環境の推進

目 標

- 区民が、健康的かつ快適な住まいでこころ豊かな生活を送っている。

1

現状と課題

建材や家具などから発散する化学物質によるシックハウス症候群の発症、ダニやカビの発生によるアレルギー性疾患の発症など、住まいに起因する健康影響は、住まいの高気密化やライフスタイルの変化も要因となっています。

区が実施した「世田谷区民の健康づくりに関する調査」（令和2年度）では、結露やカビの発生を気にしている区民が多い中、住まいの換気口を常に閉めている状態など、換気に関心が無い人も見られました。住宅の構造に合わせた換気の方法や適切な住まい方の啓発が必要となっています。

シックハウス対策については、法による規制が進んでいる半面、規制対象外の物質による健康被害や日常生活で使用される様々な化学物質総量での健康影響について、関連情報や予防対策などの普及・啓発が求められています。

また、水道水等、飲料水の安全性に対する関心も高いことから、マンション等の貯水槽の所有者や管理者に対して適切な維持管理を促す必要があります。

健康的で快適な住まいを実現するためには、住まいの特徴を理解し、適切に換気を行うことや定期的に設備の維持管理を行うなど、区民が自らの住まいに対する健康面での意識を高め、積極的に行動することが求められています。

主要課題

- 1 住宅の構造に合わせた住まい方やシックハウス症候群等の知識が十分浸透していない。
- 2 健康的で安全・安心な住まいの実現のための環境づくりが必要である。

2

施策と主な取組み

施策1 住まいが原因のアレルギー性疾患予防の推進

住まいが原因のダニアレルギーの予防をめざし、ダニアレルゲン検査結果に基づく助言や、様々な機会を通じた予防に関する知識の普及と情報発信を実施します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① ダニアレルギー予防の普及・啓発及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健康づくりイベントや離乳食講習会等を通じたダニアレルギー対策の普及・啓発 ○ 乳幼児を持つ親のための、動画配信によるアレルギー予防講習会の実施 	世田谷保健所
② 乳幼児を持つ家庭等におけるダニアレルギー発症予防への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ ダニアレルギーに関する窓口及び電話による相談の実施 ○ ダニアレルゲン検査（簡易キットによる個別検査）結果に基づく助言 ○ 個別訪問による検査及び検査結果に基づく助言 	世田谷保健所

施策2 健康的で快適な住まいの実現

健康的で快適な住環境の実現に必要な総合的な知識の普及・啓発を進めるほか、シックハウス症候群や住まいのカビなどに関する相談体制を充実します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 健康的で快適な住まいの実現に向けた総合的な知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健康づくりイベントや講習会を通じ、換気方法や結露・カビ予防などの知識の普及・啓発 ○ 住環境（空気環境、結露、カビ、害虫等）に関して、ホームページや区報、パネル展示による情報発信 	世田谷保健所

施策の内容	主な取組み	担当所管
② シックハウス症候群や住まいのカビなどに関する相談及び助言・指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ シックハウスや住まいのカビなどに関する電話相談の実施 ○ シックハウスの訪問調査及び調査結果に基づく助言 ○ 住まいのカビなどの訪問調査及び調査結果に基づく助言 	世田谷保健所
③ シックハウス症候群や化学物質過敏症対策に向けた基本情報の収集と発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ シックハウス症候群や化学物質過敏症の新たな情報の収集と蓄積 ○ 指針値が定められていない化学物質による新たな健康被害等に関する情報の収集と蓄積 ○ 化学物質に頼りすぎない生活を送るための情報発信 	世田谷保健所

施策3 安心して水道水が飲める環境の整備

安心して水道水を飲用するため、小規模給水施設等の給水設備の衛生管理を推進します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 貯水槽等、給水設備の維持管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模給水施設の所有者及び管理者に対する現況調査の実施（希望に応じて施設に赴き「貯水槽の衛生状態チェック」を実施し、結果報告・助言により衛生管理の向上を図る） ○ 貯水槽などの維持管理に関する重要性について、普及・啓発のためのパネル展示 	世田谷保健所

⑭食の安全・安心の推進

目 標

- 区民が、食の安全に関する正しい知識や情報を持ち、安心できる食生活を送っている。また、食品事業者等が安全で信頼できる食品を提供している。

1

現状と課題

食生活の多様化、社会経済のグローバル化、健康意識の高まりのもと、増大する輸入食品への対策や国内の食の安全の確保を図ることが重要となります。

食は、日々反復継続し営まれています。その安全性の信頼が失われれば、社会基盤そのものが脅かされる深刻な事態を招きます。ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、在宅勤務などの生活様式が変容し、テイクアウトやデリバリーを利用した食事が定着するなど食の形態が様変わりしました。社会経済活動がコロナ禍前に戻りつつある中で、自粛されていた飲食・会食の機会やおまつりなどの行事も再開され、インバウンド消費も期待されているところです。それに伴い、食の安全確保の新たな取組みも益々重要性を増しています。

このような社会状況の中、原則として食品を取扱う全ての営業者にHACCPに沿った衛生管理の制度化が本格施行となり、より一層の食の安全性確保が図られつつあります。

行政や食品事業者が食の安全性の確保を図り、科学的根拠に基づいたリスクコミュニケーションを適切に行って、区民一人ひとりが食に関する知識と理解を深め、安全な食を選択する力を養い、自らが安心した食生活を送れることがより一層求められています。

主要課題

- 1 食品による事故の発生防止がより求められている。
- 2 区民一人ひとりの食品衛生に係る正確な知識が必要である。
- 3 食品事業者によるHACCPに沿った衛生管理が必要である。

2

施策と主な取組み

施策1 食品衛生監視指導・調査による食品の事故防止の徹底

食品による事故の根絶をめざし、世田谷区食品衛生監視指導計画を策定し、食品事業者等に対する監視指導に取り組むほか、違反・不良食品の排除、食中毒防止に向けた検査、指導を実施します。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 都区市共同で実施する食品事業者に対する監視指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夏期一斉監視事業の実施 ○ 歳末一斉監視事業の実施 	世田谷保健所
② 食中毒の防止のための食品の取扱い指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店等施設（学校給食施設、保育所等給食施設、子ども食堂、弁当・仕出し製造施設）の重点的監視事業の実施 ○ 食中毒予防の重点対策の実施（生食肉対策、アニサキス食中毒対策、テイクアウトやデリバリーにおける衛生管理対策、ノロウイルス対策） 	世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 子ども・若者部
③ 違反・不良食品の排除のための検査の実施と改善指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違反・苦情食品対策の実施 ○ 適正な食品表示への対策の実施 ○ 広域流通・輸入食品対策の実施 ○ 残留農薬等対策の実施 ○ 行事・催事等における衛生対策の実施 ○ 給食用物資納入事業者登録制度にかかる監視指導の実施 	世田谷保健所
④ 食中毒、違反食品等の調査と再発防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食中毒、苦情、違反食品（細菌・添加物の規格基準違反等）の緊急調査の実施 ○ 食品の「リコール情報」の報告義務化への取り組み ○ 違反事業者に対する再発防止を目的とした施設や食品取扱いの改善指導、衛生講習会等の実施 	世田谷保健所

施策2

食品の最新の知識の普及・啓発と関係者相互の理解促進

食の安全・安心に関する正しい知識等を広く区民や食品事業者に伝えるために、様々な機会等を捉え普及・啓発と情報提供等に努めるとともに、区民、食品事業者、行政間の情報共有と相互理解の促進にも取り組みます。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 食品衛生に関する知識の普及・啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区のおしらせ、ホームページ、エフエム世田谷、X（エックス：旧ツイッター）等による、食中毒予防や食の安全・安心に関する最新の情報の発信 ○ せたがや食品衛生月間事業〔食とくらしの健康フェスタ、HACCP講演会（食品衛生講演会）、パネル展示等〕の実施 ○ 手洗い教材、食中毒予防DVDや紙芝居の貸し出や、区民向け食品衛生出張講習会の実施 ○ パネル展示、講習会や各種行事時における、啓発パンフレット等の配布 ○ 食品事業者向けの食品衛生講習会（食品衛生実務講習会、業態別営業者講習会）の実施 	世田谷保健所
② 区民、事業者、行政間の情報共有と相互理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民、食品事業者、行政の相互間の情報提供及び意見交換を行い、リスクコミュニケーションを推進 	世田谷保健所
③ 区民の意見等を反映した食品衛生監視指導計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生法に基づく食品衛生監視指導計画の区のホームページや窓口での公表と意見募集 ○ 監視指導計画に基づく監視指導の実施結果を区のホームページで公表 	世田谷保健所

施策3 食品事業者に対するHACCPに沿った衛生管理の推進・支援

食の安全を確保するために、事業者の状況や取扱い食品ごとの特性を踏まえつつ、食品事業者が取り組むHACCPに沿った衛生管理制度の周知とその推進に必要な支援を行います。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① HACCPに沿った衛生管理への取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が作成した「衛生管理計画」や「記録表」への記載状況を確認し、必要に応じ指導を実施 ○ 各食品業界団体が作成した「手引書」や飲食店事業者向けの「食品衛生管理ファイル」を活用し、HACCP講演会を開催するなどの取組み支援 	世田谷保健所
② 自治指導員の資質向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治指導員講習会の実施（食品事業者組合の自主管理活動を行う自治指導員に対して、食品衛生に関する適切な管理方法等の情報提供） 	世田谷保健所
③ 食品事業者の自主検査への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品事業者組合が実施する自主検査（手指・器具等のふきとり細菌検査）などへの支援 	世田谷保健所
④ 食品取扱従事者の自主検便の推奨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無症状保菌者の発見を目的とした保菌者検索事業の実施 	総合支所 世田谷保健所
⑤ 食品衛生推進員活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世田谷区長より委嘱を受けた食品衛生推進員による保健所の施策への協力 ○ 食品衛生推進会議などで、地域の食品衛生に関する情報を収集 	世田谷保健所

⑮健康危機管理体制の強化

目 標

- 区民が、日ごろから健康危機に対する意識を持ち、健康危機発生時には正しい情報のもとに適切な行動をとることができる。また、区は、平時より、新興・再興感染症の感染拡大や、自然災害等に伴う健康被害などの健康危機への備えに努め、万全の体制をもってこれらの事態に対処できる。

1

現状と課題

区は、平成25年に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新たな「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」を定め、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置いた体制整備に努めてきました。

しかしながら、令和2年より続く新型コロナウイルス感染症の流行では、全国的に、かつ急激に波のように繰り返す感染拡大や、自宅療養者への支援など、従来の計画・対策では対応できない数多くの課題があることが浮き彫りとなりました。

この経験を踏まえ、区は、新興・再興感染症への対応をはじめとする健康危機体制の抜本的な見直しに取り組み、令和6年3月に、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に加え、新たに感染症予防計画、健康危機対処計画※を策定したところです。今後、計画に基づき、健康危機体制の強化に着実に取り組むとともに、計画の実効性を高めるべく平時から関係機関との連携強化等に取り組む必要があります。

一方では、河川の洪水や首都直下地震など、自然災害の発生時の医療救護や、避難所等の避難者に対する保健活動を確実に展開するため、東京都や地区医師会、災害拠点病院などの関係機関と連携した災害時の保健医療体制の強化が急務となっています。

また、梅雨明け前後の急激な猛暑などにより毎年被害が発生している熱中症対策への積極的な取り組みや、食中毒の集団発生、大規模事件・事故など、区民の生命や健康を脅かす事態（健康危機）への対応、さらには、感染症と自然災害が複合的に発生した場合への対応など、これまで経験したことのない事態も想定し、備える必要があります。

区の体制整備と同時に、区民や関係機関が日ごろから健康危機に対する意識を持ち、健康危機発生時には正しい情報のもとに適切な行動をとることができるよう情報発信に努め、区民の生命と健康の確保に万全を期することが求められています。

※「新型インフルエンザ等対策行動計画」、「感染症予防計画」、「健康危機対処計画」・・・区の新型インフルエンザ等への対応方針や対策の内容、実施方法、健康危機管理体制の構築等を定めた計画。それぞれ「新型インフルエンザ等対策特別措置法」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「地域保健法」の規定により特別区において定めることとされている。

主要課題

- 1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた新型インフルエンザ対策等の充実を図る必要性がある。
- 2 災害時の保健医療体制の見直し・整備が必要である。
- 3 健康危機管理体制の強化が求められている。

2

施策と主な取組み

施策1

新型コロナウイルス感染症を踏まえた新興・再興感染症対策の充実

感染症予防計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、健康危機対処計画に基づき、新興・再興感染症対策を推進する。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 関係機関との連携・協力体制の確保	○ 「世田谷区健康危機管理連絡会」（区内の医療機関・警察・消防等の参加）の定期的な開催による協力体制の確保	世田谷保健所
② 新型インフルエンザ等新興・再興感染症に対する体制整備	○ 検査体制の確保に関する検討 ○ 地区医師会と連携した医療提供体制に関する検討 ○ 健康危機対処計画に基づく、保健所の体制整備【新規】	保健福祉政策部 世田谷保健所
③ 新型インフルエンザ等新興・再興感染症への対応力向上	○ 新型インフルエンザ等対応研修・訓練の実施 ○ 庁内における業務継続体制の構築 ○ 民間等の外部からの受援体制の確保 ○ 感染症予防計画、健康危機対処計画の定期的確認と状況に応じた見直し【新規】	世田谷保健所
④ 区民や関係機関等への感染症に関する情報提供と啓発	○ 感染症に関する発生動向、予防対策等の情報発信	世田谷保健所
⑤ 感染防護物資等の確保	○ 感染症対応用のマスク・防護服等の備蓄	世田谷保健所

施策2

震災等災害発生時への備えと保健医療体制の整備

区が設置する医療救護活動拠点の環境整備や災害拠点病院等に設置する緊急医療救護所の運営体制の整備を進め、震災等の災害が発生した場合に、迅速に保健医療活動を開始できるよう取組みを推進する。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 災害発生時の医療救護活動の円滑な実施に向けた体制づくり	○ 「世田谷区災害医療運営連絡会」の開催及び関係機関との情報交換による連携・協力体制の確保	総合支所 危機管理部 保健福祉政策部 世田谷保健所
② 区民や関係機関への災害医療に関する情報提供、啓発	○ 災害時等の医療救護体制や保健活動に関する情報発信 ○ 災害時における在宅要医療者に対する健康危機への備えの啓発と支援 ○ 災害時における医薬品の準備などの啓発	総合支所 世田谷保健所
③ 医療救護本部体制の確保	○ 保健医療福祉総合プラザ内の関係団体と連携した医療救護本部体制の整備	危機管理部 保健福祉政策部 世田谷保健所 保健センター
④ 医療救護活動の推進	○ 職員や関係機関を対象とした災害医療に関する研修会等の開催 ○ 医療救護本部運営訓練の実施【新規】 ○ 職員や関係機関を対象とした緊急医療救護所の運営訓練の実施	総合支所 危機管理部 世田谷保健所 保健センター

施策3

健康危機への備えと対策の強化及び医療事故防止のための取組み

毎年被害が発生している熱中症対策への積極的な取組みや、食中毒の集団発生、大規模事件・事故など、区民の生命や健康を脅かす事態（健康危機）への対応、さらには、感染症と自然災害が複合的に発生した場合への対応など、これまで経験したことのない事態も想定し、健康危機管理体制の強化と対応力の向上を図る。また、区民の生命や健康を守るため、医療事故防止のための医療機関支援に取り組む。

施策の内容	主な取組み	担当所管
① 関係機関との連携・協力体制の確保	○ 「世田谷区健康危機管理連絡会」（区内の医療機関・警察・消防等の参加）の定期的な開催による協力体制の確保（再掲）	世田谷保健所
② 職員の健康危機管理対応力の向上	○ 健康危機に係る研修会等の開催 ○ 健康危機発生に備えた訓練の実施	世田谷保健所
③ 区民や関係機関等への健康危機に関する情報提供と啓発	○ 健康危機管理に関する基本的情報の提供 ○ 感染症に関する発生動向、予防対策等の情報発信（再掲） ○ 熱中症に関する気象情報や予防施策に関する情報発信 ○ 災害時等の医療救護体制や保健活動に関する情報発信（再掲） ○ 在宅要医療者に対する停電時対応等、健康危機への備えの啓発と支援	総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部
④ 健康危機対策の強化	○ 官民連携による熱中症予防対策の実施	総合支所 世田谷保健所
⑤ 医療事故防止のための取組み	○ 監視指導時における、医療施設の自主的管理の推進支援	世田谷保健所

■区民のライフステージ（世代別）に応じた健康づくりの主な施策■

(計画案において記載)

第4章 地域の健康づくり

1 これまでの取り組み

区は、本庁のほかに5つの地域に総合支所、28の地区にまちづくりセンターを設置し、区民の身近な行政を行う「地域行政制度」を平成3年から導入しました。

地域特性を踏まえながら、地域の多様な資源と協働して個性豊かなまちづくりに取り組むとともに、地域保健や健康づくりについても、町会・自治会、NPO、事業者、地域の区民や活動団体と連携しながら、多彩な事業の実施に取り組み、地域の健康づくりネットワークの拡大や健康づくり意識の醸成などを進めてきました。

2 地域の健康づくりの課題

「健康せたがやプラン（第二次）」の最終評価では、健康無関心層へのアプローチが課題ではあったものの十分な働きかけに至らなかったことや、壮年期世代が自らの健康に関心を持ち行動できている割合が低いことなどから、各種事業等を通じて普及啓発、健康行動のきっかけづくりの継続が必要です。

また、令和2年度に実施した「世田谷区民の健康づくりに関する調査」では、生活習慣や健康に対する意識に地域ごとに特性があることが明らかになるとともに、「健康せたがやプラン（第三次）」の策定に向けた検討の中で、地域の健康づくりを担う地域の方々の高齢化や、新たな担い手不足が顕在化していることが報告されています。

社会情勢の変化による影響として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動の場や機会が減る中、新たに動画配信やオンラインなどを活用した普及啓発、情報発信に取り組んだ経験を活かし、SNSやオンラインなどを活用しながら科学的根拠に基づいた情報発信や普及啓発に取り組むことが求められています。

これらの課題を踏まえ、地域がめざすべき健康像を明らかにし、その実現に向けて実効性のある取組みを進める必要があります。

3 地域行政制度の推進と地域の健康づくりの基本的な考え方

区は、安全・安心で暮らしやすい地域社会の実現に向け、令和4年に「世田谷区地域行政推進条例」を施行し、地域行政の推進に関する施策等を進めるうえでの基本的な考え方と施策の方向性、具体的な取組み等を明らかにする「世田谷区地域行政推進計画」により施策を推進しています。

世田谷区地域行政推進計画では、地域包括ケアの地区展開の充実を掲げ、四者連携（まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館）による福祉に関する地区の社会資源の開発と福祉のまちづくりにおける区民との協働を図るとしています。

地区の社会資源や区民との協働の一層の推進により、地域の健康づくりを進めるうえで不可欠となる地域の様々なネットワークとのつながりや、事業、機会、場の活用が広がり、健康づくりの課題解決が大きく前進するものと期待されます。同時に、健康づくりについて専門性を活かし予防的な観点から、地域包括ケアの地区展開にあわせた住民主体の取組みをバックアップすることで、地区の課題解決に資することができるものと考えられます。

地域の健康づくりと地域包括ケアの地区展開を車の両輪として進めることにより、人と人とのつながりあう地域社会の中で、区民が健康の保持・増進に取り組み、生き生きと生活する地域の実現をめざします。

世田谷地域

1 課題と取組みの方向性

- 1 壮年期世代では、健康への関心は高い反面、自分の生活習慣が良くないと認識している方やこころや体の休息が取れていない方、悩みや不安、ストレスを抱えている方が多くいます¹⁾。そのため、世田谷地域では将来にわたって、自分らしい健康的な生活を送ることができるよう、子どもから壮年期世代を対象に、健康づくり課の事業を活かして、健康的な生活習慣のきっかけづくりを実施していきます。
- 2 世田谷地域では、子育てネットワークや地域包括ケアの地区展開など、区民に身近な関係機関と連携し健康づくりの取組みを実施してきました。今後も健康的な生活習慣を継続しやすい地域づくりのため、地域の関係機関とのネットワークを活用して健康づくりを推進していきます。
- 3 世田谷地域では「健康に関する情報の入手先」として「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・書籍等」が65.2%、次いで、「インターネット」が20歳代から40・50歳代までの世代で回答が多く57.5%となっており、他地域と比較して割合が高くなっています¹⁾。世田谷地域の特徴を踏まえて、すべての世代に届く媒体や実践方法を工夫し、ヘルスリテラシーの向上に向けて正確な健康情報の普及・啓発に取り組んでいきます。

1) 『世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書（令和3年3月）』

2 地域の主な取組み

1 子どもから壮年期世代を対象にした健康づくりの推進

- ・親子の活動力向上のため、「親子の活動力アップ」カード・DVD等の普及・啓発により、子どもの健康づくりを通して、親自身も自然に健康づくりに取り組めるようきっかけづくりを行います。【★リーディングプロジェクト】
- ・こころの健康づくりのため、健康への関心が低い方も取り込めるよう、健康づくり課の事業を活用し、精神疾患や精神障害に関する正しい知識の普及・啓発を行います。【★リーディングプロジェクト】
- ・乳幼児健診や各種育児支援事業等に来られる受診者や参加者に対し、誰もが自然に健康になれるよう、日常生活で取り入れやすいフッ素入り歯みがき剤やデンタルフロス・歯間ブラシの正しい使用法について実践を交えてお伝えします。乳幼児期から口と歯の健康づくりを行います。【★リーディングプロジェクト】

- ・乳幼児健診や各種育児支援事業等で子どもの食事を通して、親自身の食習慣にも関心を持ち、親子で望ましい食習慣づくりができるようデジタルの手法も取り入れ普及・啓発を行います。【★リーディングプロジェクト】

2 関係機関とのネットワークを活用した健康づくりの推進

- ・子育てネットワークや四者連携会議等との区民に身近なネットワークを活用して、健康への関心が低い方を含む、すべての世代を対象としたところとからだの健康づくりの普及・啓発を推進します。【★リーディングプロジェクト】
- ・地域の児童館等と連携を図り、フッ素入り歯みがき剤やデンタルフロス・歯間ブラシの正しい使用法を体験型でお伝えします。健康への関心が低い方も含め、日常生活から口と歯の健康づくりを行います。【★リーディングプロジェクト】
- ・健康的な生活習慣を継続していくために、地域の児童館や関係機関等と連携し、バランスのとれた食事の大切さについて、健康への関心が低い方へも工夫を凝らして普及・啓発を行います。【★リーディングプロジェクト】

3 評価体制

(1) 地域住民の健康状態に関する評価

区が実施する調査結果等を活用し、下記の指標を用いて地域住民の健康状態を評価します。

	指標区分	指標	対象者	評価		
				基準値 (R2/R4)	めざす目標 (R9 年度)	基準値の 出典
5 地域 共通 の 指標	成果 指標	自分を健康だと思っている人の割合	世田谷地域住民	85.5%	増やす	③
		こころや体の休養が取れている人の割合	世田谷地域住民	76.6%	増やす	①
		意識してからだを動かしたり運動などを行っている人の割合	世田谷地域住民	76.0%	増やす	①
		主食、主菜、副菜を組み合わせた食事が1日に2回以上の日がほとんど毎日の人の割合	世田谷地域住民	40.2%	増やす	①

	指標区分	指標	対象者	基準値 (R2/R4)	めざす目標 (R9 年度)	基準値の 出典
5	地域共通の指標 成果指標	デンタルフロスや歯間ブラシを使用している人の割合	世田谷地域住民	54.4%	増やす	①

①：世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書（令和3年3月）

②：世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査報告書（令和3年3月）

③：コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査報告書（令和5年3月）

（2）地域における取組みに関する評価

以下の取組み実績を元に評価します。

	指標区分	指標	基準値 (R4 年度)	めざす目標 (R6-R9 年度の合計)
世田谷地域の指標	活動指標	「親子の活動力アップ」カード配布数	300 部	800 部
		「親子の活動力アップ」DVDせたがや動画閲覧数	—	400 回
		ネットワーク活用による親子の健康づくりの普及・啓発の機会	24 回	96 回
		こころの健康づくり講演会の開催回数・人数 (すぐる予約以外)	2 回 102 人	8 回 400 人
		健診事業を活用した健康づくりの普及啓発	156 回	624 回

北沢地域

1 課題と取組みの方向性

- 1 北沢地域では、意識して体を動かしたり、運動したりしている人の割合が他地域と比べ約8割と最も高いが、全くしていない人も5地域の中で一番高い傾向にあり¹⁾、健康への関心が低い方への健康づくりを進めていく必要があります。そのため、誰もが健やかに生き生きと暮らすことができるように、子どもから壮年期世代を対象に健康づくり課事業を活用して、「正しい情報を知る」「行動できる」「行動を続けられる」ための普及啓発を実施していきます。
- 2 北沢地域では、悩みや不安、ストレス等を感じたことがあった人の割合が5地域の中で高く¹⁾、その中で健康に必要な情報について「こころの健康に関する情報」が挙げられており¹⁾、こころの健康づくりの正しい知識・手法を普及する必要があります。
- 3 健康づくり課だけでは普及啓発の対象が限られるため、今までの活動で築いてきたネットワークを活かし、地域の関係機関や区民団体との連携をさらに深め、幅広い世代への望ましい生活習慣に関する普及啓発を行います。

1) 『世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書（令和3年3月）』

2 地域の主な取組み

1 子どもから壮年期世代への取組み

- ・北沢地域の特徴として階層別人口をみると、生産年齢人口（15歳～64歳）は、区の全体値と比べて比率が高いことから²⁾、この世代が健康に関心を持ち、望ましい生活習慣の改善につながるよう、働きかけていきます。
- ・子どもから壮年期世代の健康づくりのため、まちづくりセンターのデジタルサイネージの利用等、各種健診会場にて「健康まねき体操」を放映、または事業のプログラムに取り入れて普及啓発することで身体を動かすきっかけづくりを実施します。【★リーディングプロジェクト】
- ・心の健康づくりのため、心や体の休養に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
- ・各種健診会場にて待合で待機中に意識せずとも情報を入手することができるよう動画を放映します。手に取りやすく興味をひくようにパンフレットの配架を工夫し、望ましい食生活習慣の普及啓発に取り組みます。【★リーディングプロジェクト】

- 2 今までの活動で築いてきたネットワークを活用した健康づくりの取組み
- ・各関係機関とタイアップし、「健康まねき体操」を実施してもらい、普段から身体を動かすことを普及していきます。【★リーディングプロジェクト】
 - ・地域の施設、関係機関とタイアップし、デジタルサイネージを活用するなど、運動や身近な地域で外出し歩きたくなるようなしかけをつくります。
 - ・ホームページを充実させるとともに、配布物等には二次元コードを活用し、普段の生活の中で運動・食事・休養の「健康せたがやプラス1」を定着するための情報発信を行っていきます。
 - ・地域包括ケアの地区展開によるネットワークを活かし、子育て世代から高齢者まで幅広い世代の健康づくりを推進します。

2) 『世田谷区統計書（令和4年版）』

3 評価体制

(1) 地域住民の健康状態に関する評価

区が実施する調査結果等を活用し、下記の指標を用いて地域住民の健康状態を評価します。

	指標区分	指標	対象者	基準値	めざす目標	基準値の出典
				(R2/R4)	(R9年度)	
5地域共通の指標	成果指標	自分を健康だと思っている人の割合	北沢地域住民	83.2%	増やす	③
		こころや体の休養が取れている人の割合	北沢地域住民	74.4%	増やす	①
		意識してからだを動かしたり運動などを行っている人の割合	北沢地域住民	78.5%	増やす	①
		主食、主菜、副菜を組み合わせた食事が1日に2回以上の日がほとんど毎日の人の割合	北沢地域住民	37.5%	増やす	①
		フロスや歯間ブラシを使用している人の割合	北沢地域住民	56.0%	増やす	①

①：世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書（令和3年3月）

②：世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査報告書（令和3年3月）

③：コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査報告書（令和5年3月）

(2) 地域における取組みに関する評価

以下の取組み実績を元に評価します。

	指標区分	指標	基準値 (R4 年度)	めざす目標 (R6-R9 年度の合計)
北沢地域の指標	活動指標	北沢・健康づくり課健康づくりのホームページの閲覧数	1,394 件	6,000 件
		「健康まねき体操」動画視聴数	162 件	800 件
		DX および紙媒体を活用した情報発信数	1,500 件	8,000 件
		「こころの講演会」実施回数および参加者数	0 回 0 人	4 回 180 人
		「こころの健康相談」実施回数および利用者数	36 回 37 人	140 回 150 人

玉川地域

1 課題と取組みの方向性

- 1 自身の健康状態を「健康だと思う」「まあ健康である」と思う区民が区内で最も多い地域である¹⁾ため、科学的根拠に基づいた正しい情報の発信により、区民が適切な健康行動を選択できるようにしていきます。
- 2 運動習慣について「改善するつもりである」「近いうちに改善するつもりである」と思っている区民が29.7%います¹⁾。身近な場所でいつもより少し運動負荷を増やしていけるよう、気軽に身体を動かせる環境づくりを進めていきます。
- 3 地域の人たちとのつながりが弱い方だと思う区民が68.4%いる¹⁾ため、各地域のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館による四者連携会議や児童館支援等を通して健康な地域づくりに関する課題を把握し、地域のつながりや交流の場づくり等に区民や関係機関等と協力して取り組みます。

1) 『コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査報告書（令和5年3月）』

2 地域の主な取組み

- 1 身体活動量を増やすための環境づくり
 - ・身近な場所で身体活動量を増やせるよう、総合支所内の階段表示等を工夫し、階段を使用したいと思える環境を作ります。さらに、玉川地域の他の区施設等にも階段利用促進のための表示を拡げていきます。【★リーディングプロジェクト】
 - ・各種健診の待合室や総合支所のデジタルサイネージで身体活動量を増やすための工夫などの動画等を流して、壮年期世代へ働きかけます。
- 2 科学的根拠に基づいた健康情報の発信
 - ・科学的根拠のある健康情報を壮年期世代に届けるために、コロナ禍も継続して実施した情報発信のツールである「健康いちばん」を、区立小中学校や区施設等に定期的に配布します。
 - ・乳幼児健診や児童館支援等の機会に壮年期世代に向けた科学的根拠のあるところと身体の健康情報の発信をしていきます。
- 3 関係機関との協働による健康な地域づくりの推進
 - ・各地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館による四者連携会議や児童館支援等を通してところと身体の健康な地域づくりに関する課題を把握し、地域のつながりや交流の場づくり等に区民や関係機関と協力して取り組みます。

3 評価体制

(1) 地域住民の健康状態に関する評価

区が実施する調査結果等を活用し、下記の指標を用いて地域住民の健康状態を評価します。

	指標区分	指標	対象者	指標値		
				基準値 (R2/R4)	めざす目標 (R9 年度)	基準値の 出典
5 地域 共通 の 指標	成果 指標	自分を健康だと思っている人の割合	玉川地域住民	87.8%	増やす	③
		こころや体の休養が取れている人の割合	玉川地域住民	78.5%	増やす	①
		意識してからだを動かしたり運動などを行っている人の割合	玉川地域住民	73.9%	増やす	①
		主食、主菜、副菜を組み合わせた食事が1日に2回以上の日がほとんど毎日の人の割合	玉川地域住民	44.4%	増やす	①
		フロスや歯間ブラシを使用している人の割合	玉川地域住民	57.4%	増やす	①

①：世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書（令和3年3月）

②：世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査報告書（令和3年3月）

③：コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査報告書（令和5年3月）

(2) 地域における取組みに関する評価

以下の取組み実績を元に評価します。

	指標区分	指標	基準値 (R4 年度)	めざす目標 (R6-R9 年度の合計)
玉川地域の指標	活動指標	管内の区の施設に階段利用促進の表示がある	1 施設	5 施設
		「健康いちばん」の発行部数	1 万 5 千部	1 万 5 千部
		四者連携会議、児童館育児支援等出張した回数	7 回	30 回
		こころの健康づくり(精神保健)講演会の実施	1 回	4 回

(3) その他 ※各地域の特性を踏まえて独自に行う評価

	指標区分	指標	対象者	基準値		
				基準値 (R2/R4)	めざす目標 (R9 年度)	基準値の 出典
玉川地域の指標	成果指標	地域の人たちとのつながりが強い方だと思ふ人の割合	玉川地域住民	16.0%	20.0%	③

砧地域

1 課題と取組みの方向性

- 1 砧地域では、コロナ禍により、外出頻度や友人・知人との交流、運動時間が減り、疲労感が増えたと感じる区民が増えています¹⁾。また、精神的な不安を感じるが増えたと感じている区民が他地域と比べて砧地域は高い傾向にあり¹⁾、身近な場所で体を動かす、人との交流の機会を増やすなどの取組みが必要です。そのため地域の様々な主体と連携し、健康づくりを支える身近な地域での健康環境づくりに取り組んでいきます。
- 2 区民が情報を得るツールが多様化しており、インターネットやSNSにより情報収集する区民が増えています。また、講座等の参加方法についても、対面だけでなくオンライン開催に対するニーズが高くなっているため、オンラインを取り入れるなど、デジタルを活用した健康づくりを推進していきます。

1) 『コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査報告書（令和5年3月）』

2 地域の主な取組み

- 1 区民の生活習慣の改善に向けた取組み
 - ・区民が無理なく、世代を問わず取り組める「歩く」ことで生活習慣の改善が図れるよう、「砧地域健康づくり行動計画」（平成24年度～令和5年度）で重点プロジェクトとして取り組んできた「歩きぬた（砧を歩く）」の普及に引き続き取り組み、ウォーキングマップ「T o h o d e」を活用した〇〇等（具体的取組みに関する記載を調整中）、外出し歩きたくなるようなしかけをつくります。【★リーディングプロジェクト】
 - ・健康への関心がない区民へのきっかけづくりとして、また、区民が生活習慣の改善を日常生活で実践できるよう、講座等においては、知識の普及だけでなく体験型の講座を開催していきます。【★リーディングプロジェクト】
 - ・地域包括ケア地区展開推進の取組みとして毎年度、重点地区を定め、令和6年度～9年度の4年間をかけて、町会や児童館、地域団体、事業所等への地区の健康課題に関する情報提供や正しい知識の普及等をとおし、地域の様々な主体によるところとからの健康づくり活動が充実するよう働きかけていきます。また、この取組みをとおして把握できた健康づくりに関する地域資源やネットワークの状況を分析し、令和10年度以降の効果的な取組みに活かしていきます。
- 2 デジタルツールの積極的活用による普及強化
 - ・健康づくりに関する様々な情報がより多くの区民に届くよう、区報やチラシ、掲示板

に加え、まちづくりセンターのデジタルサイネージやホームページ・SNSでの周知を強化していきます。

- ・区民の参加機会の拡充を図るため、これまで対面のみで実施してきた講座等の各種事業にオンライン開催を取り入れていきます。

3 評価体制

(1) 地域住民の健康状態に関する評価

区が実施する調査結果等を活用し、下記の指標を用いて地域住民の健康状態を評価します。

	指標区分	指標	対象者			
				基準値 (R2/R4)	めざす目標 (R9年度)	基準値の 出典
5 地域共通の指標	成果指標	自分を健康だと思っている人の割合	砧地域住民	82.8%	増やす	③
		こころや体の休養が取れている人の割合	砧地域住民	71.0%	増やす	①
		意識してからだを動かしたり運動などを行っている人の割合	砧地域住民	71.9%	増やす	①
		主食、主菜、副菜を組み合わせた食事が1日に2回以上の日がほとんど毎日の人の割合	砧地域住民	43.5%	増やす	①
		フロスや歯間ブラシを使用している人の割合	砧地域住民	51.8%	増やす	①

①：世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書（令和3年3月）

②：世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査報告書（令和3年3月）

③：コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査報告書（令和5年3月）

(2) 地域における取組みに関する評価

以下の取組み実績を元に評価します。

	指標区分	指標	基準値 (R4 年度)	めざす目標 (R6-R9 年度の合計)
砧地域の指標	活動指標	四者連携会議等の場を活用した地域づくりの地区の数（重点地区を設定）	—	5 地区
		精神保健講演会の開催	1 回	4 回
		健康づくりに関する各種講座・講演会の開催	6 回	24 回
		オンラインによる各種講座・講演会の開催	—	調整中
		児童館等の場を活用した若い世代への普及啓発	6 回	24 回
		ウォーキングマップ「T o h o d e」等を用いた普及活動	実施	毎年度実施する
		健康づくり活動に取り組む活動団体向け健康づくり講習会等の開催		5 回

烏山地域

1 課題と取組みの方向性

- 1 烏山地域では、自分の生活習慣をよくないと思っている人の割合が他の地域と比較してやや高く、身体を動かす機会が十分に取れていない人も多い傾向にあります¹⁾。望ましい生活習慣の普及・啓発や、運動機会を増やすための働きかけが必要です。
- 2 烏山地域では、幅広い世代で健康に対して関心のある方がやや少ない傾向にあります¹⁾。健康に関する正しい情報を自然と受信でき、行動に移せるような環境づくりの工夫をします。
- 3 悩みや不安、ストレス等を感じている区民の割合が6割台半ばと、5地域の中では高い傾向にあります¹⁾。こころの健康や精神疾患等に関する普及・啓発と情報提供をする必要があります。予防と共に精神疾患についての偏見や誤解のない地域社会づくりに取り組む必要があります。

1) 『世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書（令和3年3月）』

2 地域の主な取組み

- 1 望ましい生活習慣づくりに関する取組み
 - ・乳幼児健診や児童館支援の時に、保護者向けに健診・検診の勧奨、望ましい生活習慣に関する普及・啓発を行います。また、地域のイベント参加時は、来訪者が健康的な行動を起こすきっかけとなるよう、情報発信の方法を工夫していきます。
 - ・「烏山地域ウォーキングマップ」「せたがや動画（ちょこっと体操）」など地域の特色を活かした媒体を活用し、歩行運動や体操を普及・啓発し推奨していきます。
- 2 健康への関心が低い方を取込む仕掛け・工夫
 - ・烏山駅前商店街と連携し、街頭放送などを利用し、健康的な行動を起こすきっかけとなるような普及・啓発をします。
 - ・コロナ禍で進んだデジタル化をさらに進展させ、講演会等は対面実施とともに、オンデマンド配信の併用や世田谷動画等で動画配信をし、思い立ったとき健康について正しい知識を得やすい環境を整えていきます。また、デジタルサイネージや、各種SNSなど、新たな手法を用いた効果的な情報発信について検討・導入をします。
 - ・地域の施設の協力を得て、階段の運動効果など分かりやすい表示（ポスターや消費カロリーなど）を施し、施設を訪れた人の運動量が自然に向上するようにします。

【★リーディングプロジェクト】

- 健康へ関心がない区民へのきっかけづくりとして、また区民が健康を意識し、健康によりよい選択ができるように、健診会場等に目で見て理解できるようなフードモデル等を展示します。【★リーディングプロジェクト】

3 こころの健康づくりに関する取組み

- 烏山地域で実施されている地域包括ケアの取組み「つなぐ烏山」の活動と連携し、こころの健康づくりや、精神疾患や精神障害に対する偏見・誤解のない地域づくりの普及・啓発を関係機関とともに推進していきます。
- 「こころの健康づくり講演会」を通じて、こころの不調を予防するセルフケアや、精神疾患に関する正しい知識について普及・啓発します。開催にあたっては、オンデマンド配信の併用など、参加しやすい新たな手法を取り入れていきます。
- 「こころの健康相談」事業や保健師による健康相談を通じて、区民やその家族がこころの不調を気軽に相談し、必要な対処行動がとれるように支援します。

3 評価体制

(1) 地域住民の健康状態に関する評価

区が実施する調査結果等を活用し、下記の指標を用いて地域住民の健康状態を評価します。

	指標区分	指標	対象者	基準値	めざす目標	基準値の出典
				(R2/R4)	(R9年度)	
5 地域 共通 の 指標	成果 指標	自分を健康だと思っている人の割合	烏山地域住民	84.8%	増やす	③
		こころや体の休養が取れている人の割合	烏山地域住民	72.8%	増やす	①
		意識してからだを動かしたり運動などを行っている人の割合	烏山地域住民	73.5%	増やす	①
		主食、主菜、副菜を組み合わせた食事が1日に2回以上の日がほとんど毎日の人の割合	烏山地域住民	40.1%	増やす	①
		フロスや歯間ブラシを使用している人の割合	烏山地域住民	53.3%	増やす	①

①：世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書（令和3年3月）

②：世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査報告書（令和3年3月）

③：コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査報告書（令和5年3月）

(2) 地域における取組みに関する評価

以下の取組み実績を元に評価します。

指標区分	指標	基準値 (R4 年度)	めざす目標 (R6-R9 年度の合計)
鳥山地域の指標 活動指標	階段を使いたくなる仕掛けづくりを行った施設数 (実数)	—	2 施設
	商店街と協力 (放送を使った健診・検診の普及啓発など)	1 年間	4 年間
	「ちょこっと体操」のせたがや動画視聴回数	1.3 万回	1.7 万回
	児童館・乳児健診等における健診・がん検診に関する講話の実施回数	32 回	128 回
	鳥山地域ウォーキングマップ等を活用したイベントの実施回数	1 回	4 回
	「こころの講演会」の実施回数	1 回	4 回
	「こころの健康相談」(一般・思春期・依存症)の実施回数	39 回	156 回

(3) その他 ※各地域の特性を踏まえて独自に行う評価

	指標区分	指標	対象者			
				基準値 (R2/R4)	めざす目標 (R9年度)	基準値の 出典
烏山地域の指標	成果指標	「健康で長生きするためには、自分の生活習慣を改めることも必要だ」と思っている人の割合	烏山地域住民	38.6%	増やす	①
		悩みやストレス等を感じたことがある人の割合	烏山地域住民	64.8%	減らす	①
		健康診断を受けている人の割合	烏山地域住民	72.8%	増やす	①
		野菜料理1～2皿またはほとんど食べない人の割合	烏山地域住民	57.7%	減らす	②

①：世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書（令和3年3月）

②：世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査報告書（令和3年3月）

③：コロナ禍における世田谷区民の健康に関する調査報告書（令和5年3月）

第5章 プランの推進体制と評価

1 健康づくり施策等を推進する体制

区では、世田谷保健所、総合支所(健康づくり課)および公益財団法人世田谷区保健センター(以下「保健センター」という。)の三者が、それぞれの機能を活かしつつ連携を図り、区民の健康の保持・増進をめざし、様々な健康づくり施策を実施してきました。

引き続き、地域では乳幼児健診や健康相談などのほか、区民や団体等の参画と協力を得ながら、地域の特性を活かした健康づくりを総合支所が主となり実施します。併せて、地域・地区での自主的な活動の支援により、区民が身近なところで健康づくり活動に取り組める環境を整えていきます。

また、予防接種事業や食品衛生などの施策は世田谷保健所が中心となり、関係団体の協力を得ながら一体的に取り組みます。

保健センターにおいては、多種多様な専門性を備えた職員が共に連携し、『専門性』と『総合力』により、区民の健康の保持・増進等に持続的に取り組める機関として、検査・健(検)診、医療機関支援、健康増進・健康づくりの普及・啓発、地域の人材育成および地域活動団体支援拠点、相談支援、専門相談、区民活動支援といった機能を、世田谷保健所や総合支所とも連携を図りつつ充実していく予定です。

本プランの取組みをより効果的に進めていくために、今まで培った三者の連携を活かし、一体的に健康施策を進めていくとともに、医療関係機関や関係団体がおもつノウハウや専門性を活かした連携と役割分担のもとで、時代とともに変化する健康課題に的確に対応するための多様な健康づくり施策を積極的に展開していきます。

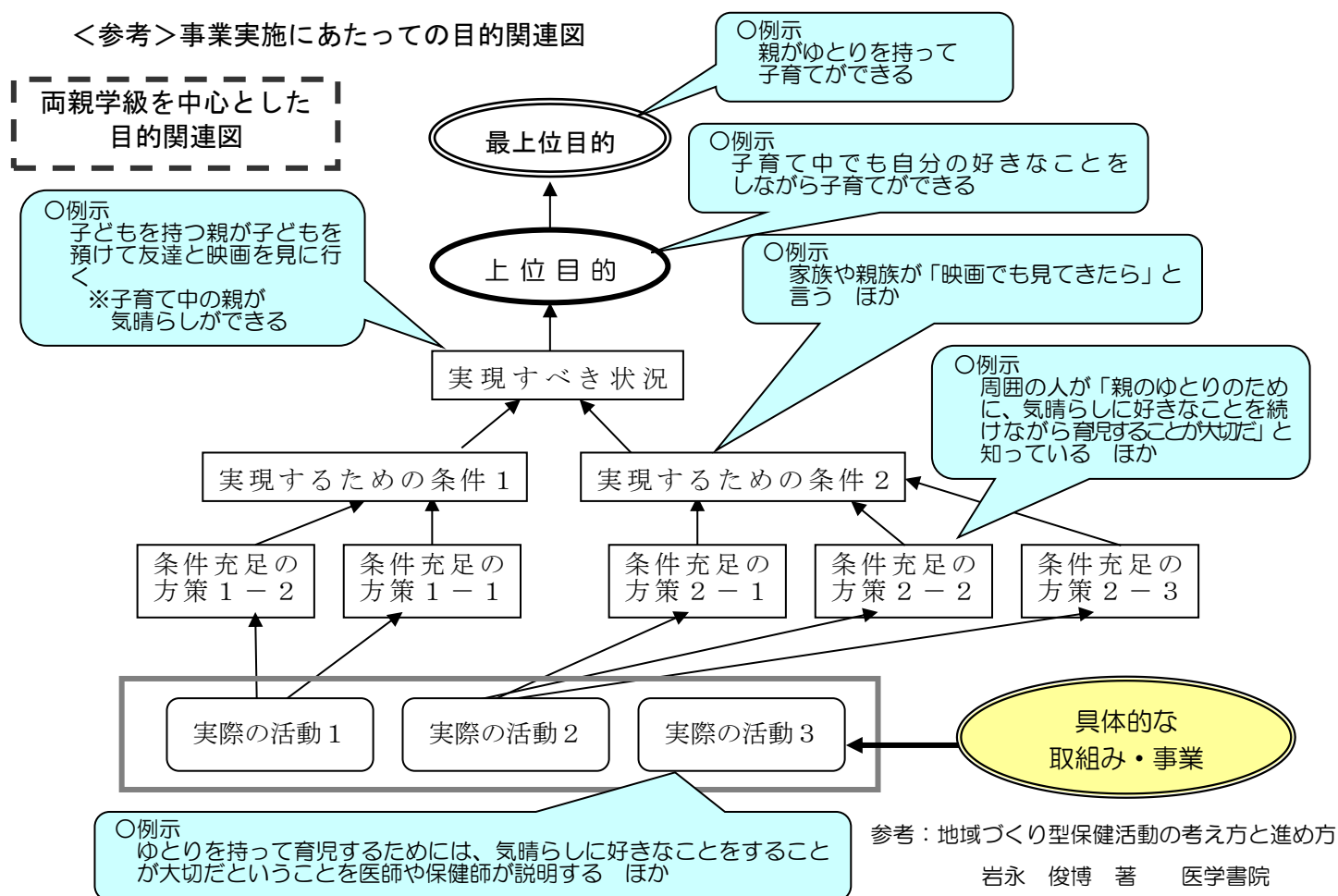
さらに、健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進していくためには、本人のみならず、家族や企業、学校や地域団体など多様な主体による健康づくり支援が不可欠です。地域保健と職域保健の連携強化を行うとともに、幅広い関係者が一体となって取り組む体制を構築し、効果的・効率的な健康づくり施策に取り組んでいきます。

2 プランの推進にあたって

本プランに示した主な取組みや具体的な事業については、それらを一つひとつ丁寧に実施することが、プランの目標の達成、ひいては健康づくり推進条例の理念を実現することに結びつくものと考えています。

新規・拡充事業の実施にあたっては、区としての意思決定のもとで実践することはもとより、その検討過程においても職員参加や関係団体、区民参加により、事業の目的（行きたい場所・目的地）とその方法や手段が合致しているか、そのための条件は何かなどを十分に議論する必要があります。

ここに、事業実施にあたっての目的関連図を参考に示します。具体的な取組みや事業を実践するための活動、それを行うための詳細な条件、活動や取組みの結果により達成される状況、さらには達成すべき目的を明確にすることが不可欠です。



3 プランの進捗管理と評価

(1) プランの進捗管理と評価の必要性

本プランでは、区民の健康課題等を軽減、改善し解決していくとともに、区民一人ひとりが健康に対する正しい知識を持ち、健康の保持・増進につながる行動を自ら実践し、継続して取り組むための支援を、各健康づくり施策において取り組み、目標の達成や基本理念（めざす姿）の実現をめざします。

そのため、本プランの実施状況や施策の進捗状況等を管理するとともに、区民のQOLや健康状態をはじめ、意識や行動がどのように向上したのかなどを把握しつつ、常に計画や事業の改善につなげていくための評価が必要です。

区は、本プランの実施状況や施策の進捗状況については、毎年、世田谷区健康づくり推進委員会へ報告し、取り組みに対する意見を伺います。

また、評価については、計画期間の中間年において、指標などをもとに実施し、世田谷区健康づくり推進委員会に報告するとともに、世田谷区健康づくり推進条例第11条4項に基づき、区民に対し、速やかに公表していきます。

(2) 成果指標と活動指標（評価指標）

本プランの施策を推進するにあたり、第1章では成果指標の「めざす目標」を、プランの中間年度である4年後の区民の望ましい健康像や健康課題の改善目標と位置づけ、区は区民とともにその目標達成に向け各施策事業を効果的に展開することを示しました。

また、本プランの全体評価にあたっては、成果指標のみならず、区のサービス成果を測る活動指標とあわせて客観的に評価していくことも示しました。

各施策の成果指標と活動指標および個々のめざす目標については次のとおりです。

4 施策の評価指標とめざす目標の一覧

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

施策	指標区分	指標	対象者	世田谷区			指標項目 選定理由
				基準値 (R2/R4)	めざす目標 (R9 年度)	基準値 の出典	
(計画案において記載)							

(2) 健康に関する安全と安心の確保

施策	指標区分	指標	対象者	世田谷区			指標項目 選定理由
				基準値 (R2/R4)	めざす目標 (R9 年度)	基準値 の出典	
(計画案において記載)							

資料編

(計画案において記載)

世田谷区健康づくり推進委員会 委員名簿（令和5年6月現在）

	委員名	区分	団体名等
1	岩永 俊博	学識経験者【会長】	健康なまちづくり支援ネットワーク
2	松田 正己	学識経験者【副会長】	東都大学教授
3	武見 ゆかり	学識経験者	女子栄養大学教授
4	寺田 正	保健医療関係機関団体	一般社団法人世田谷区医師会
5	森山 義和	保健医療関係機関団体	一般社団法人玉川医師会
6	向山 賢一郎	保健医療関係機関団体	公益社団法人東京都世田谷区歯科医師会
7	佐藤 幹武	保健医療関係機関団体	公益社団法人東京都玉川歯科医師会
8	富田 勝司	保健医療関係機関団体	一般社団法人世田谷薬剤師会
9	佐藤 ひとみ	保健医療関係機関団体	一般社団法人玉川砧薬剤師会
10	藤井 聖久	保健医療関係機関団体	公益社団法人東京都獣医師会 世田谷支部
11	星 明子	保健医療関係機関団体	世田谷区環境衛生協会
12	長谷川 昭司	保健医療関係機関団体	世田谷区食品衛生協会
13	足立 夏子	地域保健関係区民団体	ひとえの会
14	福井 富太郎	地域保健関係区民団体	世田谷区高齢者クラブ連合会
15	上田 啓子	地域保健関係区民団体	世田谷区町会総連合会
16	加藤 研	地域保健関係区民団体	東京商工会議所世田谷支部
17	三木 修	地域保健関係区民団体	世田谷区商店街連合会
18	吉川 彩	地域保健関係区民団体	世田谷区立小学校PTA連合協議会
19	栄 裕美	地域保健関係区民団体	世田谷区立中学校PTA連合協議会
20	山本 善三	公募委員	—
21	和田 雅史	公募委員	—
22	菅原 誠	関係行政機関	東京都立中部総合精神保健福祉センター
23	鵜飼 健行	関係行政機関	公益財団法人 世田谷区保健センター